

平成26年 第2回

# 宿毛市議会定例会会議録

平成26年6月10日開会

平成26年6月25日閉会

宿毛市議会事務局

平成26年第2回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日（平成26年6月10日 火曜日）	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会（午前10時00分）	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
（諸般の報告）	
（行政方針の表明）	
○日程第3 議案第1号から議案第18号まで	6
（提案理由の説明）	
市 長	6
散 会（午前10時27分）	
陳情文書表	9
----- . . . -----	
第 2 日（平成26年6月11日 水曜日）	休会
----- . . . -----	
第 3 日（平成26年6月12日 木曜日）	休会
----- . . . -----	
第 4 日（平成26年6月13日 金曜日）	休会
----- . . . -----	
第 5 日（平成26年6月14日 土曜日）	休会
----- . . . -----	
第 6 日（平成26年6月15日 日曜日）	休会
----- . . . -----	
第 7 日（平成26年6月16日 月曜日）	
議事日程	1 1
本日の会議に付した事件	1 1
出席議員	1 1
欠席議員	1 1

事務局職員出席者	1 1
出席要求による出席者	1 1
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	
○日程第 1 一般質問	1 3
1 山戸 寛議員	1 3
教育長	1 3
山戸 寛議員	1 3
教育長	1 4
山戸 寛議員	1 4
教育長	1 5
山戸 寛議員	1 5
教育長	1 5
山戸 寛議員	1 6
市長	1 6
山戸 寛議員	1 6
市長	1 7
山戸 寛議員	1 7
市長	1 7
山戸 寛議員	1 8
市長	1 8
山戸 寛議員	1 8
2 松浦英夫議員	1 9
市長	2 0
松浦英夫議員	2 0
市長	2 1
松浦英夫議員	2 1
市長	2 1
松浦英夫議員	2 1
市長	2 2
松浦英夫議員	2 2
市長	2 3
松浦英夫議員	2 3
市長	2 3
松浦英夫議員	2 3
市長	2 4
松浦英夫議員	2 4
市長	2 4

松浦英夫議員	2 5
市 長	2 5
松浦英夫議員	2 6
市 長	2 6
松浦英夫議員	2 6
市 長	2 6
松浦英夫議員	2 7
市 長	2 8
松浦英夫議員	2 8
市 長	2 9
松浦英夫議員	2 9
教 育 長	3 0
松浦英夫議員	3 0
3 野々下昌文議員	3 1
市 長	3 2
野々下昌文議員	3 2
市 長	3 3
野々下昌文議員	3 3
市 長	3 3
野々下昌文議員	3 4
市 長	3 4
野々下昌文議員	3 4
市 長	3 4
野々下昌文議員	3 5
市 長	3 5
野々下昌文議員	3 6
市 長	3 6
野々下昌文議員	3 7
市 長	3 7
野々下昌文議員	3 7
市 長	3 7
野々下昌文議員	3 7
市 長	3 8
野々下昌文議員	3 8
市 長	3 9
野々下昌文議員	3 9
市 長	3 9

	野々下昌文議員	4 0
4	浅木 敏議員	4 0
	市 長	4 0
	浅木 敏議員	4 1
	市 長	4 1
	浅木 敏議員	4 2
	市 長	4 2
	浅木 敏議員	4 3
	市 長	4 3
	浅木 敏議員	4 3
	市 長	4 3
	浅木 敏議員	4 4
	市 長	4 5
	浅木 敏議員	4 5
	市 長	4 5
	浅木 敏議員	4 6
	福祉事務所長	4 6
	浅木 敏議員	4 7
	福祉事務所長	4 7
	浅木 敏議員	4 7
	福祉事務所長	4 7
	浅木 敏議員	4 8
	市 長	4 8
	浅木 敏議員	4 8
	市 長	4 9
	福祉事務所長	4 9
	浅木 敏議員	4 9
	福祉事務所長	5 0
	浅木 敏議員	5 0
	市 長	5 1
	浅木 敏議員	5 1
	市 長	5 1
	浅木 敏議員	5 2
	市 長	5 2
	浅木 敏議員	5 3
	市 長	5 3
	浅木 敏議員	5 3

市 長	5 4
浅木 敏議員	5 4
延 会 (午後 3 時 1 6 分)	

----- . . ----- . . -----

第 8 日 (平成 2 6 年 6 月 1 7 日 火曜日)

議事日程	5 5
本日の会議に付した事件	5 5
出席議員	5 5
欠席議員	5 5
事務局職員出席者	5 5
出席要求による出席者	5 5
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	
○日程第 1 一般質問	5 7
1 寺田公一議員	5 7
市 長	5 7
寺田公一議員	5 7
市 長	5 8
寺田公一議員	5 8
市 長	5 8
寺田公一議員	5 8
市 長	5 9
寺田公一議員	5 9
市 長	5 9
寺田公一議員	6 0
市 長	6 0
寺田公一議員	6 0
市 長	6 1
寺田公一議員	6 1
市 長	6 1
寺田公一議員	6 1
市 長	6 1
寺田公一議員	6 1
市 長	6 2
寺田公一議員	6 2
市 長	6 2
寺田公一議員	6 3
市 長	6 3

寺田公一議員	6 3
市 長	6 3
寺田公一議員	6 3
市 長	6 4
寺田公一議員	6 4
市 長	6 4
寺田公一議員	6 4
教 育 長	6 5
寺田公一議員	6 5
教 育 長	6 5
寺田公一議員	6 6
市 長	6 6
寺田公一議員	6 6
市 長	6 7
寺田公一議員	6 7
教 育 長	6 7
寺田公一議員	6 8
教 育 長	6 8
市 長	6 8
寺田公一議員	6 9
教 育 長	6 9
寺田公一議員	6 9
2 濱田陸紀議員	7 0
市 長	7 0
濱田陸紀議員	7 1
市 長	7 1
濱田陸紀議員	7 1
市 長	7 2
濱田陸紀議員	7 2
市 長	7 2
濱田陸紀議員	7 2
市 長	7 2
濱田陸紀議員	7 2
市 長	7 3
濱田陸紀議員	7 3
市 長	7 3
濱田陸紀議員	7 4

市 長	7 4
濱田陸紀議員	7 4
教 育 長	7 4
濱田陸紀議員	7 5
教 育 長	7 5
濱田陸紀議員	7 5
教 育 長	7 5
濱田陸紀議員	7 5
教 育 長	7 5
濱田陸紀議員	7 5
教 育 長	7 6
濱田陸紀議員	7 6
市 長	7 6
濱田陸紀議員	7 6
市 長	7 7
濱田陸紀議員	7 7
市 長	7 7
濱田陸紀議員	7 8
市 長	7 8
濱田陸紀議員	7 8
市 長	7 8
濱田陸紀議員	7 8
市 長	7 9
濱田陸紀議員	7 9
延 会 (午後 0時16分)	

----- . . . -----

第 9 日 (平成 26 年 6 月 18 日 水曜日)

議事日程	8 1
本日の会議に付した事件	8 1
出席議員	8 1
欠席議員	8 1
事務局職員出席者	8 1
出席要求による出席者	8 1
開 議 (午前 10時00分)	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 18 号まで	8 3
質 疑	8 3
1 中平富宏議員	8 3

税務課長	8 3
中平富宏議員	8 4
税務課長	8 4
中平富宏議員	8 5
税務課長	8 5
中平富宏議員	8 6
税務課長	8 6
中平富宏議員	8 6
2 岡崎利久議員	8 7
都市建設課長	8 7
教育次長兼学校教育課長	8 7
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	8 8
岡崎利久議員	8 9
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	8 9
岡崎利久議員	8 9
3 松浦英夫議員	8 9
企画課長	9 0
商工観光課長	9 1
土木課長	9 2
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	9 3
松浦英夫議員	9 3
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	9 4
松浦英夫議員	9 4
4 浅木 敏議員	9 4
企画課長	9 5
産業振興課長	9 6
商工観光課長	9 7
浅木 敏議員	9 7
企画課長	9 8
浅木 敏議員	9 8
商工観光課長	9 8
委員会付託省略（議案第 1 号から議案第 7 号まで）	9 8
委員会付託（議案第 8 号から議案第 1 8 号まで）	9 9
散 会（午前 1 1 時 3 6 分）	
議案付託表	1 0 0

第 1 0 日（平成 2 6 年 6 月 1 9 日 木曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第 1 1 日 (平成 2 6 年 6 月 2 0 日 金曜日) 休会

----- . . ----- . . -----  
第 1 2 日 (平成 2 6 年 6 月 2 1 日 土曜日) 休会

----- . . ----- . . -----  
第 1 3 日 (平成 2 6 年 6 月 2 2 日 日曜日) 休会

----- . . ----- . . -----  
第 1 4 日 (平成 2 6 年 6 月 2 3 日 月曜日) 休会

----- . . ----- . . -----  
第 1 5 日 (平成 2 6 年 6 月 2 4 日 火曜日) 休会

----- . . ----- . . -----  
第 1 6 日 (平成 2 6 年 6 月 2 5 日 水曜日)

議事日程	1 0 1
本日の会議に付した事件	1 0 1
出席議員	1 0 1
欠席議員	1 0 1
事務局職員出席者	1 0 1
出席要求による出席者	1 0 2
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 1 8 号まで	1 0 3
(議案第 1 号から議案第 5 号まで)	
討論・表決	1 0 3
(議案第 6 号)	
討論・表決	1 0 3
(議案第 7 号)	
討論・表決	1 0 3
(議案第 8 号から議案第 1 8 号まで)	
委員長報告	
予算決算常任委員長	1 0 3
総務文教常任委員長	1 0 4
産業厚生常任委員長	1 0 6
質疑	
(議案第 8 号から議案第 1 4 号まで及び議案第 1 6 号並びに議案第 1 7 号)	
討論・表決	1 0 6
(議案第 1 5 号)	
討論	
浅木 敏議員 (反対)	1 0 7

表決	108
(議案第18号)	
討論・表決	108
○日程第2 陳情第21号	
委員長報告	
産業厚生常任委員長	109
質疑・討論・表決	109
○日程第3 委員会調査について	109
継続調査	109
○日程第4 意見書案第1号	110
(提案理由の説明)	
野々下昌文議員	110
質疑	110
委員会付託省略	110
討論・表決	110
○日程第5 農業委員の推薦について	110
表決	110
(閉会あいさつ)	
市長	111
閉会(午前10時41分)	
委員会審査報告書	113
陳情審査報告書	116
閉会中の継続調査申出書	117
意見書案第1号	120

-----・-----

## 付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-3
議案	付-3
陳情	付-4

平成26年  
第2回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成26年6月10日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

- 諸般の報告
- 行政方針の表明

第3 議案第1号から議案第18号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 専決処分した事件の承認について

議案第 3号 専決処分した事件の承認について

議案第 4号 専決処分した事件の承認について

議案第 5号 専決処分した事件の承認について

議案第 6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 8号 平成26年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 9号 平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第10号 平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第11号 宿毛市宅地分譲条例の制定について

議案第12号 宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 宿毛市税条例等の一部を改正する条例について

議案第16号 宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第17号 財産の取得について

議案第18号 権利の放棄について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第18号まで

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（14名）

1番	高倉真弓君	2番	山上庄一君
3番	山戸寛君	4番	今城誠司君
5番	岡崎利久君	6番	野々下昌文君
7番	松浦英夫君	8番	浅木敏君
9番	中平富宏君	10番	浦尻和伸君
11番	寺田公一君	12番	宮本有二君
13番	濱田陸紀君	14番	西郷典生君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	朝比奈淳司君
次長兼庶務係長兼調査係長	松本政代君
議事係長	柏木景太君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	沖本年男君
副市長	安澤伸一君
企画課長	出口君男君
総務課長	山下哲郎君
危機管理課長	楠目健一君
市民課長	立田ゆか君
税務課長	岩本昌彦君
会計管理者兼 会計課長	滝本節君
保健介護課長	児島厚臣君
環境課長	佐藤恵介君
人権推進課長	杉本裕二郎君
産業振興課長	黒田厚君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	岡崎匡介君
都市建設課長	川島義之君
福祉事務所長	河原敏郎君

水道課長	金 增 信 幸 君
教 育 長	立 田 壽 行 君
教育委員会 委員長	増 田 全 英 君
教育次長兼 学校教育課長	沢 田 清 隆 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長	桑 原 一 君
学 校 給 食 センター所長	山 崎 善 文 君
千 寿 園 長	山 岡 敏 樹 君
農業委員会 事務局 長	岩 田 明 仁 君
選挙管理委員 会 事務局 長	河 原 志加子 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（今城誠司君） これより平成26年第2回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において野々下昌文君及び松浦英夫君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（中平富宏君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る6月6日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から6月25日までの16日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（今城誠司君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月25日までの16日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月25日までの16日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

委員会条例第8条第1項の規定により、5月12日付をもって高倉真弓君、山上庄一君、今城誠司君、浅木 敏君、中平富宏君、寺田公一君、宮本有二君、以上7人を総務文教常任委員

に、山戸 寛君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、浦尻和伸君、濱田陸紀君、西郷典生君、以上7人を産業厚生常任委員に、高倉真弓君、山上庄一君、山戸 寛君、今城誠司君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、浅木敏君、中平富宏君、浦尻和伸君、寺田公一君、宮本有二君、濱田陸紀君、西郷典生君、以上14人を予算決算常任委員に、山上庄一君、野々下昌文君、松浦英夫君、中平富宏君、寺田公一君、宮本有二君、以上6人を議会運営委員に、それぞれ指名いたしました。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されていますので、この際、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（朝比奈淳司君） 各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、寺田公一君、副委員長、山上庄一君。

産業厚生常任委員会委員長、野々下昌文君、副委員長、山戸 寛君。

予算決算常任委員会委員長、松浦英夫君、副委員長、高倉真弓君。

議会運営委員会委員長、中平富宏君、副委員長、野々下昌文君。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 去る5月28日に開催されました第90回全国市議会議長会定期総会において、浦尻和伸君、寺田公一君、宮本有二君が、議員15年以上の一般表彰、中平富宏君が、正副議長4年以上の一般表彰を受けられました。

本席から、多年にわたり地方議会に貢献されましたその功績と名誉に対し、衷心よりお祝い申し上げます。

本日までに、陳情1件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、6月3日付をもって、平成25年度宿毛市土地開発公社事業及び決算報告書、平成26年度宿毛市土地開発公社事業計画及び予算書、平成25年度宿毛市土地開発公社宿毛湾港湾整備事業特別会計事業及び決算報告書、平成26年度宿毛市土地開発公社宿毛湾港湾整備事業特別会計事業計画及び予算書、平成25年度宿毛市清掃公社事業実績報告書及び歳入歳出決算書、平成26年度宿毛市清掃公社事業計画及び予算書、平成25年度西南地域ネットワーク株式会社決算報告書が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告期限を本日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

**○市長（沖本年男君）** おはようございます。

本日は、平成26年第2回宿毛市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御参集いただき、まことにありがとうございます。

先ほど、議長より報告がございましたように、本市議会の議員の中で4名の方が、長年にわたる御功績に対しまして、全国市議会議長会より表彰を受けられましたことはまことに喜ばしく、心よりお喜びを申し上げます。

受賞されました議員の方々におかれましては、

今後とも市政発展のため、より一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、報告事項につきまして、御説明申し上げます。

報告第1号は、和解及び損害賠償の額の確定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

詳細は、お手元にお配りしています資料のとおりでございます。

報告第2号及び報告第3号は、平成25年度において、予算議決をいただいております繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、御報告するものです。

内容につきましては、報告第2号は、平成25年度宿毛市一般会計予算繰越明許費として、南海地震対策整備事業ほか27事業の総額1億327万5,000円を、平成26年度に繰り越しするものでございます。

また、報告第3号は、平成25年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費として、減価補償金28万6,000円を、平成26年度に繰り越しするものでございます。

報告第4号は、平成25年度宿毛市一般会計予算事故繰越の報告でございます。関係機関との調整に不測の日数を要したため、宿毛中学校耐震業務委託1,208万8,000円を、地方自治法第220条第3項の規定により、平成26年度に繰越処理をいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、御報告を申し上げます。

報告第5号は、平成25年度水道事業会計予算繰越の報告でございます。関係機関との工期調整に不測の日数を要し、押ノ川高区配水池移転工事が平成25年度中に終了しなかったため、平成26年度に繰り越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告

するものでございます。

次に、平成25年度の各会計の決算状況につきまして、お手元に資料を配付していますので、その概要を御説明申し上げます。

一般会計では、実質収支で約2億700万円の黒字決算となり、決算に伴う剰余金として1億5,000万円を財政調整基金に積み立てをいたしました。

特別会計では、国民健康保険事業、後期高齢者医療の2会計が黒字決算となりました。

しかし、国民健康保険事業は、基金残高の約2,300万円を全額取り崩したことや、療養給付費交付金等の収入が多かったこともあり、約6,500万円の黒字決算となっていますが、26年度において、25年度の実績に基づき、交付金等を多額に返還する見込みがありますので、運営が非常に厳しい状況に変わりはありません。

また、学校給食事業特別会計につきましては、平成25年度においても、給食費の未収金があり、前年度と比較して赤字額は減少したものの、平成19年度から7年連続の赤字決算となっています。

今後も、南海地震対策関連の事業に対し、多くの予算を必要とするため、引き続き、効率的で適正な行財政運営を推進してまいります。

議員の皆様方におかれましては、今後とも、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、報告事項の説明といたします。

**○議長（今城誠司君）** 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第18号まで」の18議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市長（沖本年男君）** 提案申し上げました議

案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号から議案第4号までは、いずれも緊急に予算補正を行う必要があり、地方自治法第179条の第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

議案第1号は、平成25年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

内容につきましては、地方債や各種交付金の確定等により、総額で3,171万5,000円の減額をすることなどの予算を補正したものでございます。

具体的な内容を申し上げますと、歳入では、増額した主なものは、地方交付税9,539万7,000円となっており、また、減額した主なものは、繰入金1億726万1,000円となっております。

一方、歳出では、減額した主なものは、公債費2,383万4,000円となっております。

議案第2号は、平成25年度宿毛市水道事業会計補正予算でございます。

内容につきましては、建設改良事業は、平成25年度中に完成しなかったことに伴い、消費税の支払いに不足が生じたため、予算を補正したものでございます。

議案第3号は、平成26年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算でございます。

内容につきましては、本年4月から沖の島へき地診療所に勤務する医師の体制が変更となることに伴い、その関係する予算を変更し、総額で52万7,000円を減額する必要が生じたので、予算を補正したものでございます。

議案第4号は、平成26年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算でございます。

内容につきましては、平成25年度決算に伴い、給食費の未収金があり、繰上充用金62万1,000円を緊急に計上する必要が生じまし

たので、予算を補正したものでございます。

議案第5号は、宿毛市税条例等の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、一定の基準に基づき、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、耐震改修が行われた大規模な建築物等に係る固定資産税を2年間減額措置とする地方税法等の一部を改正する法律が交付されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、緊急に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めらるものでございます。

議案第6号及び議案第7号の2議案は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

内容につきましては、9月30日に任期満了となります人権擁護委員に、山本美津子氏の再任と、新委員として岡添吉見氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

議案第8号は、平成26年度一般会計補正予算についてでございます。

総額で1億3,605万円を追加しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、国庫補助金7,059万6,000円、県補助金2,334万3,000円、基金繰入金3,339万8,000円となっております。

続きまして、歳出で増額する主なものは、臨時雇賃金総額で、2,991万6,000円、総務費では、ハザードマップ作成事業736万円、労働費では、緊急雇用創出臨時特例基金事業委託料1,047万4,000円、農林水産業費では、水産加工施設の設備強化を行うための機器購入への補助金として、宿毛市水産業総合支援事業費補助金486万円、土木費では、高台への避難地道路測量実施設計業務として3,502万円、教育費では、宿毛中学校耐震補強

等工事費として5,000万円、四万十カントリークラブからいただいた寄附金を利用し、放課後子ども教室等ヘルメット購入費として96万円、来年4月に開催されます宿毛マラソン実行委員会補助金200万円を計上しています。

議案第9号は、平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてでございます。

内容につきましては、臨時雇賃金等、総額で266万2,000円を追加しようとするものでございます。

議案第10号は、平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算についてでございます。

内容につきましては、支払基金からの交付金を返還することなど、総額で31万2,000円を追加しようとするものでございます。

議案第11号は、宿毛市宅地分譲条例の制定についてです。

内容につきましては、宿毛市土地開発公社の解散に向けての取り組みの一環として、平成25年度に本市が宿毛市土地開発公社から購入しました宿毛東団地の宅地の分譲について、条件等を定めようとするものです。

議案第12号、宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び、議案第13号、宿毛市育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の2議案につきましては、地方公務員の育児休暇等に関する法律に準じ、育児短時間勤務制度を創設しようとするものです。

議案第14号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、沖の島地区に勤務することになった職員が、引き続き、住宅を借り続ける場合の手当の追加及び災害派遣等に派遣された職員に対し、災害派遣手当を支給すること

について、関係法令に準じて改正しようとするものです。

議案第15号は、宿毛市税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、国に準じて宿毛市税条例の一部を改正しようとするものです。

具体的には、地方交付税の財源の一部とすることを目的に、国税に地方法人税が創設されることとなり、その税率に相当する法人市民税率の引き下げを行うこと、及び小型乗用車と軽自動車の性能や、環境負荷といった点で、差が縮まっている状況を踏まえ、負担の公平性を図る観点から、軽自動車税率の引き上げを行うこと等について、改正しようとするものです。

議案第16号は、宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、宿毛市総合運動公園補助グラウンドを新たに設置し、使用料を定めること及び、利用者から要望が多かった市民体育館武道場使用料について、3分の1面使用する場合の料金を定めようとするものです。

議案第17号は、財産の取得についてでございます。

内容につきましては、宿毛市土地開発公社との間で、宿毛市西町2丁目76番26ほか6筆の9,803.01平方メートルを2億6,473万6,260円で取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第18号は、権利の放棄についてでございます。

内容につきましては、宿毛観光汽船株式会社に関し、宿毛市が損失補償した1億円に対する債務者、元同社代表取締役に対する求償権につきまして、債務者に返済可能な資産もなく、今

後においても、債権を回収することができる見込みがなく、かつ本年6月29日をもって時効を迎えることとなるため、その権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（今城誠司君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月11日から6月13日まで休会いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、6月11日から6月13日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月11日から6月15日までの5日間休会し、6月16日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時27分 散会

陳 情 文 書 表

平成26年第2回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第21号	平成 26. 3.14	咸陽保育園と区民避難所の高 台移転について	西町防災避難訓練参加 者一同 代表 西町区長 西森 春寿	産業厚生

上記のとおり付託いたします。

平成26年6月10日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司

平成26年  
第2回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（平成26年6月16日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈淳司君  
次長兼庶務係長兼調査係長 松本政代君  
議事係長 柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君  
副市長 安澤伸一君  
企画課長 出口君男君  
総務課長 山下哲郎君  
危機管理課長 楠目健一君  
市民課長 立田ゆか君  
税務課長 岩本昌彦君

会計管理者兼 会計課長	滝本節君
保健介護課長	児島厚臣君
環境課長	佐藤恵介君
人権推進課長	杉本裕二郎君
産業振興課長	黒田厚君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	岡崎匡介君
都市建設課長	川島義之君
福祉事務所長	河原敏郎君
水道課長	金増信幸君
教育長	立田壽行君
教育委員会 委員長	増田全英君
教育次長兼 学校教育課長	沢田清隆君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原一君
学校給食 センター所長	山崎善文君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

----- . . ----- . . -----

午前10時00分 開議

○議長（今城誠司君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） おはようございます。今議会のトップバッターということで緊張しているんですけども、早速、一般質問に入らせていただきます。

学校の高台移転に関する教育委員会の見解について、以前から気にかかっている点があり、教育長にお尋ねというか、確認したいと思えます。

この2月に出された宿毛市立小中学校再編計画や、この前の3月議会における中平議員の質問に対する教育長の答弁の中でも、子供たちの安全安心のため、あるいは安全安心を確保する上ではといった形で、高台移転と安全安心は、いつでもペアというか、常に二つの文言がくっついた形で使われてきています。

以前からこの形は崩されることなく、子供たちの安全を守る観点から、津波の浸水が予測される学校については、高台へ移転することが望ましいという表現がなされている。

この点は、見事というか、高台移転というのは、子供たちの安全安心という側面に関しては、という意味で、非常によく配慮されている表現であると、私は感心するところでもあるのですが、実は、この一貫して崩されることのない表現の裏側には、もう一方の課題としての利便性とか、地域住民との緊密性、見守り効果などの学校の立地環境としての問題が存在していることを暗に示唆する、そういう表現であるように思われてなりません。

そういう立地環境という観点から考えるなら、

現在地のほうが好ましいと。以前、そのような発言を、教育長御自身だったかどなただったか、教育委員会の会合を傍聴させていただいたときだったかどうかだったのか、私自身、いついつ誰々が発言したとは、記憶が定かではない面があるんですが、その点について、教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） おはようございます。山戸議員の一般質問にお答えをいたします。

立地環境の観点から考えた際の学校の好ましい場所についての御質問でございますが、私といたしましては、学校の好ましい場所といたしましては、やはり校区の中心である、子供たちにとって通学の負担ができる限り少ない場所である。あるいは、市民の目の届く場所、十分な教育スペースが確保できる場所、そういうところが理想的な立地環境であって、教育環境という観点からすれば、津波、地震への心配がないのであれば、現在の宿毛小学校の位置についても、グラウンドの配置等を考慮すれば、適地の一つであると考えてはおります。

しかしながら、近い将来において、確実に起こるとされております南海トラフ沖地震において、津波の浸水が予想されている状況を考慮すると、今、何よりも考えなければならないことは、やはり子供たちの安心であり、安全の確保である。その観点では、やはり再編計画でお示しをしましたように、高台への移転が望ましいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） ただいまの教育長の答弁においても、また子供たちの安全安心の確保という、その観点では、高台への移転が望ましいということで、結局、同じ文言の繰り返しとなっています。

高台移転が望ましいと、注釈抜きで断定的に言い切らないし、言い切れない。この点については、何とも煮え切らないなという思いが、私にはあります。

しかし、そこは冒頭に申し上げましたような、教育委員会としての配慮があつてのことだろうと推測するしかありませんが、そこで再質問です。

津波に対する心配があるとはいえ、学習環境として、現在地には高台にまさる幾つかの要因が存在する。しかし、その安全を考えれば、高台が望ましい。だから、高台移転を推進する。

さて、そうしたときに、どの程度まで高台にできる学校の教育環境を整備していけるものなのか。いうならば、現在地の持っている長所とされる要因を、どこまで高台に移せるものなのか。特段のことなしに移行できるもの、工夫次第でできること、あるいは、到底、移行することは不可能なこと、さまざまあると思うのですが、その点の分析を含めて、教育委員会としてはどのような検討がなされているのか、お尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

現在地の持っている長所とされる要因を、どこまで高台に移せるものかという御質問でございますが、高台に移転することで不安視される点としましては、子供たちにとっての通学の負担がふえるのではないかと、あるいは地域住民の見守りやふれあいが少なくなるのではないかと、という点が考えられます。

まず、子供たちへの通学への負担であります。現在、整備を計画しております高台につきましては、現在の宿毛小学校よりも、約500メートルほど西に位置しております。宿毛小学校校区の児童分布が従前よりも西にシフトしていると、そういう現状を踏まえ、通学距離だ

けを考えれば、全ての生徒にとって、負担が大きということではないと考えております。

ただし、高台という立地状況でありますために、通学路の高低による負担については、少なからず生ずるのではないかと、そのように考えております。

次に、地域住民の見守りや、ふれあいが減少するのではないかと、という点で申し上げれば、高台に移転すれば、そういう心配がされるとの話も伺いますけれども、高台にあった旧田ノ浦小学校や、現在も教育活動を行っております松田川小学校や沖の島小学校に、これまで、犯罪上、大きな問題があつた事件というのは起こっておりませんし、それらの学校については、ほかの学校とは同等、もしくはそれ以上に地域とのかかわりが深かつたのではないかと認識しております。

また、現在の宿毛小学校で実施されておりますコミュニティースクールや、開かれた学校づくり推進事業につきましては、地域の方々に学校に来ていただいて授業を行うという面から、高台に移転したからその効果が薄れるというものではないのではないかと、というふうにも考えております。

さらに、地域の見守り活動によって、パトロールや声かけ運動をしていただいておりますので、こういった活動については、学校が高台に移転しましても、継続されるように、皆さんに御協力をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） なるほどね。今、教育長が語る説明されましたように、高台に移ったからといって、教育環境が悪くなるというわけではない。となると、いっそのこと、子供たちの安全を守る観点からなどという歯切れの悪いまくら言葉はもうなくして、高台が一番である

と言いつつどうですか。そのほうが、一層、すっきりするようになるのですが、その点についてどうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

高台が一番であると言いつつ方がいいのではないかという御質問をいただきましたが、私といたしましては、先ほど申し上げましたように、地震や津波への心配がないのであれば、現在地も適地の一つであると考えておりますので、高台が一番というふうに言い切ることはできないのではないかと考えております。

万一、高台整備が想定以上の年月がかかる見込みとなった際には、保護者や地域住民に説明することはもちろん、ほかの場所についても検討する必要があると考えておりますし、そういった面も総合的に判断すれば、現段階において、高台が一番ですよと言いつつすることはできないというふうに、私は考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） そうですね。理想がすんなり通るなら問題はないだろうが、なかなかそう簡単に進むとは限らないのが世の常で、理想は理想、望ましいものは望ましいとしながらも、まさかのときには、次の手の可能性を考えなくてはならなくなる。

退路を断って、これしかないでは、大人の議論にならない。その意味でも、教育長のただいまの御答弁、これは今までにも何回もお聞きしたことのように思うのですが、さすがによく考えておられるなど改めて高く評価いたします。

さて、そこで、次は小深浦への学校移転に対する対象地域の意識についてということなんです。宿毛小学校の高台移転と大島小学校並びに咸陽小学校の高台移転に関しては、この二つ

の高台移転に関しては、それぞれに浸水想定高も異なっているし、保護者や地域の方々の津波に対する認識面での相異があるのかもしれませんが、学校が現在地からなくなるという点では、いずれも共通しています。

また、地震発生後、津波が到達すると思われる時間以内に、生徒が近くの高台へ避難できる。その点でも、宿毛、大島、咸陽の3校、ともに共通したことのように思われます。

宿毛小学校については、これまで具体的な再建計画に関する話し合いを通じて、保護者並びに地域の意見が大きく二分され、高台への移転に反対する人々の声が、いまなおおさまらなばかりか、最近では、宿毛小学校を現在地に残す会という、街区を中心とする方々の会が結成され、活動を開始するなど、なかなか簡単には、高台移転で一致を見ない面があります。

その点、大島並びに咸陽小学校区の方々の合意形成はどうなっているのか。何となく大島、咸陽両校の小深浦への統合移転は自明のことであって、歓迎されることであるかのようなムードで話が進んでいるように感じられるのですが、小深浦への学校移転に対する対象地域の方々の意識をどのように把握され、認識されているかお尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

大島、咸陽小学校の統合移転について、地域の方々の意識をどのように把握しているのかという御質問でございますが、まず、2月に策定をいたしました再編計画におきましては、学校の高台移転については望ましいとした上で、高台が確保できていないという現状を踏まえて、大島、咸陽小学校両校の今後の整備計画につきましては、高台の整備状況により、長期的には両校の統合を視野に入れて、整備を検討していくこととしております。

この計画の作成に当たりましては、各校で保護者の皆さんの意見交換をいたしまして、御意見を伺う中で、教育審議会でも議論をしてまいりましたが、現段階におきましては、校区の住民の方々の御意見はお伺いはしておりませんので、御質問にございました地域の方々の意識については、現状では、残念ながら把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 地域の方々の意見とPTAの意見とが、真っ向から対立している印象の宿毛小学校の状況とは、両校とも状況が違うのかもしれませんが、正しいと思って進めていることでも、ちょっとしたボタンのかけ違いや、手続のミスによって、大きな困難に陥ることはよくあることです。

蛇足ではございますが、担当課の今後の対応に期待したいと思います。

続いて、用地確保に要する費用とその財源ということでお尋ねしたいと思います。

前回3月議会の野々下議員の質問によって、現在までの高台用地の整備に向けての動きと、今後の計画についての概略が明らかとなっています。

私は、今回、この高台用地の整備に関して、その費用と財源という面でお尋ねしたいと思います。

萩原並びに小深浦、両高台の造成終了までに、どの程度の予算が必要となるものか。また、その財源について、どのような想定をなさっておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

山戸議員の一般質問にお答えをいたします。

高台整備に関する予算と財源について、お答えをいたします。

現在、当市で取り組んでおります高台整備は2カ所となっており、そのうちの一つ、宿毛西地区、小深浦地区高台整備に関する概算事業費は、約5億6,000万円。もう一方の宿毛地区、萩原、与市明地区高台整備に関しては、概算事業費、約6億6,000万円にて事業認可を受けております。

この2事業の財源としましては、国土交通省所管の交付金事業、都市防災総合推進事業計画の位置づけのもと、事業を推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） これらの高台の造成後の活用計画には、小学校や保育園、給食センターなどの公共施設と、震災時の避難施設など、複数の多目的な用地活用が想定されているということですが、私は素人考えながら、気にかかることがあります。

それは、国の縦割り行政というか、所管官庁の違いによって、この省の予算でつくったものは、ほかの省に関連する目的には使ってはならないとか、どうしてもそのような使い方をしたければ、それまでに投入した補助金を返還してからにしなくてはならないなどという、そういう事態が将来、起こりはしないのか。

市長が公約として掲げられ、私たちも非常に有望な案件として期待していた芳奈の総合運動公園での太陽光発電の計画が、この縦割り行政の一種硬直したとしか思えない事業によって頓挫したことは、いまだに残念でならない事例の一つなんです。この高台整備とその活用に関して、国土交通省、文部科学省、さらには厚生労働省等々、所管の違う省庁間の調整というのはどうなっているのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

現在、進捗を図っております2カ所にわたる高台整備につきましては、御質問でも触れてありましたように、必要に応じて多目的な活用方法も想定しております。

しかしながら、こと高台整備事業に関する国の補助メニューとなりますと、いわゆる特措法と呼ばれる、さきの東日本大震災以降に法整備されたもので、基本的には、被災後の、被災地に対するものがほとんどとなっており、被災のおそれがある地域、被災前の地域にとりましては、残念ながら不十分としか言わざるを得ません。

現在、当市で補助金導入をしております補助事業は、国土交通省都市局所管の都市防災総合推進事業であり、高台敷地造成事業への補助金適用はこのほかにございません。

そして、なお厳しい国の事業認定を受け、初めて予算配分を受け、事業が可能となっております。

このような状況下、当市の厳しい財政状況を十二分に踏まえた上で、少しでも補助を受けるよう、取り組んでおります。

したがいまして、議員が懸念されますような多目的な施設建設が決まった段階において、再度、所管の異なる省庁間の調整を図り、今後の課題として、検討、交渉を行っていくこととなります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 今後の課題として、検討、交渉を行うとのことですが、補助金の払い戻しなどという事態が発生しないように、よろしく願いいたします。

国レベルでの各省庁間の調整は、地震、津波対策、その他さまざまな動きの中での調整を期待することとして、次に問題となることは、市

の執行部、関係各課の連携はどうかという点です。

この高台の想定される利用形態については、いまだ決定には至っていないというものの、既に保育園、給食センター、小学校、被災時の避難施設など、先ほど私が言いましたような名前が挙げられ、市民はそうなるものと思っています。

それら諸施設の所管ないしは関連する担当課を考えれば、教育委員会を初め、福祉事務所、土木課、都市建設課、危機管理課、さらには企画、総務など、それこそ全庁体制での綿密な調整が不可欠となります。

先ほども触れましたように、市長が公約として掲げられ、非常に有望な案件として期待していた芳奈の総合運動公園での発電計画が頓挫してしまったその例でも、関連法の事前把握の問題も含めて、連携を欠いた縦割り行政の実情の一端が反映されているように思われ、いまだに残念でならない思いをぬぐい切れなっています。

この高台整備とその活用に関し、国土交通省、文部科学省、厚生労働省等々、所管の違う省庁間の事業執行に関し、関係各課の調整や連携がどうなっているのか。まさかそんなことがあるとは思いたくないのですが、案件の担当課間の投げかけ合いや、一部署のみで抱え込んで、独断専行するなどということのないよう、綿密な連携と調整が不可欠です。

投げかけ合いなら、複数の部署がかかわる関係で、少なくとも情報の共有という点では救われる面がある。しかし、独断専行でぼしかったとなると、フォローしようもしようがない。そういうことは、案件の大小にかかわらずいえることだと思うのですが、その点について、あえてお尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほど、議員から御指摘ありましたように、例えば、多用途にわたる施設が建設されることが決定した場合には、これまで投入した補助金の一部返還ということも想定をしております。

仮にそのような事態になった場合につきましても、返還に関する金額は、当然ながら最小限に留めるよう、多様なケースを想定した上で、事業を推進しております。

御質問の中でありました芳奈の運動公園における太陽光発電計画の中止につきましては、非常に残念な結果となりましたが、どのようなケースになったとしても、最良の対応ができるよう、関係各課のさらなる連携はもとより、これまで以上に、情報の共有化を図り、責任ある行政運営に努めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 市長、要らんことですが、横についても縦についても、どうかよろしくお願いします。

次に、耐震化後の宿毛小学校についてですが、3月議会における濱田議員の質問に対する答弁の中で、市長は、近くに安全な高台が存在する以上、学校を震災時の一次避難場所として指定することは、行政としてはできない。

けれども、いろいろな事態の中で、市民の皆さんが学校施設に避難したいということであるなら、それについては拒むものではないと発言されています。

現在、地震発生時の避難場所として、高台よりも学校が望ましいと要望されているのは、濱田議員の発言からすれば、宿毛の街区の、特に高齢の方々であることになるのですが、ことしの当初予算等によって、その避難場所の対象となる宿毛小学校は、耐震化と改修が行われ、地震発生の際の倒壊は防げることとなります。

市として、学校を避難場所に指定するわけにはいかない、そのことは私にも十分、理解ができるのですが、街区の方々の、今、述べたような要望に対して、また耐震化後の宿毛小学校の活用に関して、どのような対応をお考えなのか。拒むものではないという消極的な対応に何らかの変化があるのか、お尋ねいたします。

これ、市長じゃない、教育長のほうですかね。学校を利用している、いろんなほうになるので。

よろしく申し上げます。市長ですか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

街区の方の避難場所としての現地の学校が望ましいとする要望や、耐震化後の宿毛小学校の活用に関しての、どのような対応を考えているかとの質問でございますが、現段階におきましては、宿毛小学校を耐震化した後も、直ちに避難場所として指定する予定はございません。

しかしながら、津波発生時には、個人の判断にはなりますが、宿毛小学校を一時的に緊急避難する場所として活用していただくことについては、可能である、このように考えております。

なお、宿毛小学校については、ことしの夏から始まる耐震工事とあわせて、全面的に窓ガラスを強化ガラスに変更することとしておりますが、緊急時には、避難者が校舎内に避難できるような対策をしたいと考えており、そのことについては、周辺地域の防災責任者に周知すること等、対応を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 街区の方々の、高台は無理でも学校までならという切実な思いと、その思いを実際のこととして、実証していただく意味でも、避難訓練などを通じて活用する際の学校側の一層の御協力を、どうかよろしくお願いします。

いします。

さて、最近、文部科学省の動きが慌ただしくなってきたと、そういう印象を抱くのはあながち私一人ではないだろうと思います。

つい先日、二、三日前ですが、小中一貫校のこと。その前は学校統合の促進。去る2月には、津波浸水地域にある学校の三つのパターンによる分類。さらにその前、1月には、学校施設の長寿命化にあわせた災害避難を含めたコミュニティの拠点形成のための改修等々。まだまだ指針や報告書の段階で、具体的な細部にまで及んだものとなっていない、不明瞭や点が多い段階であるとはいえ、3. 11東日本大震災と、その後の津波到達予想高の発表後、高台移転最優先に触れていた印象のある流れに、少し変化が出てきているのではないかと気にかかるころでもあります。

宿毛小学校は耐震化によって、一応の安全は確保される。耐震化が不可能であって、新築する以外にはないと判断される中では、高台をすぐにでも確保して、移転することがベストであったわけですが、萩原高台の確保に関しては、まだまだ不確定な要因が少なからず存在する。

宿毛市には宿毛市の事情があって、文部科学省の指針どおりにいくものではない。市政としては、学校以外にも、まだまだやらなくてはならないことが山積しているわけです。

とは言いながらも、今後の国政の動向は注意深く見守り、早期の高台造成の実現を目指しながら、決して拙速に流れることのない、そういうふうな慎重な執行部の対応を期待して、私の一般質問は終わります。

ありがとうございました。

**○議長（今城誠司君）** この際、10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

-----

午前10時42分 再開

**○議長（今城誠司君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番松浦英夫君。

**○7番（松浦英夫君）** 皆さん、おはようございます。7番、松浦でございます。

それでは、早速、通告いたしておりますとおり、市長並びに教育長に対して一般質問を行いたいと思います。

市民の命と財産を守ることは、まさに市長としての、大変重要な責務であります。

また、まちを活性化して、元気な宿毛市をつくっていくことも、これまた重要なことではないでしょうか。

防災対策については、市長を先頭にして取り組まれていることは、大変評価をいたすところであります。しかし、これらの取り組み等について、まだまだ迅速な取り組みが求められる課題もたくさんあるのではないかと思いますので、以下、お伺いをいたします。

先ほどは、市民クラブの山戸議員が、学校の問題、防災の問題を絡めて質問されましたけれども、私は、防災対策についての中で、保育園の対策についてお伺いをいたします。

この保育園の防災対策については、何よりもまず早急な取り組みが必要であり、対策を講じなければならぬ課題の中でも、私としては最も重要であると思われるのが、幼い園児の命を守っていくとの観点から、浸水地域内にあります保育園の高台への移転の取り組みを初めとする防災対策でないかと考えております。

この問題については、過去においても、この議会でも取り上げられ、議論をしてみいました。私自身、小筑紫地区における保育園の高台移転問題については、保育中における災害から幼い園児の命を守ること、あわせて保育をする保育士さんも安心して保育ができる、非常に環

境のよい場所で保育を受けさせたいとの強い思いから、実現に向けて提案をしながら、何回となく質問した経緯がございます。

この小筑紫地区の問題については、今、まさに実現しようとしておりまして、提案をしてきたものとして、大変うれしく思っております。

しかし、対策を必要とする保育園は、市内にはまだ公立、私立を合わせて五つの保育園があります。市長は、これまでの議会における私の質問に対して、津波の発生時においては、避難する場合に一番リスクの高い保育園児の防災対策は、喫緊の課題であると答弁されておりました。認識としては、私と全く同じものであります。

しかし、その取り組みと申しますか、対策について、その後、具体的に見えてきていませんでしたけれども、最近になって、ようやくこの問題を解決するために、庁内にプロジェクトを立ち上げ、会議が開催されるとお聞きいたしましたが、会議の内容及び今後の方向性について、市長としてどのように取り組もうとしているのかお伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

庁内プロジェクト会議の内容と今後の方向性についてとの質問でございます。

まず、プロジェクト会議の内容につきましては、市内浸水域にある保育所の防災対策等を検討することを目的とし、去る5月15日に、第1回目の会議を開催しました。

会議は、副市長を委員長とする8人。内容は、副市長、教育長、教育次長、総務課長、企画課長、土木課長、都市建設課長、福祉事務所長の委員で構成をいたしております。

1回目の会議におきましては、津波浸水域にある保育所について、現状を再認識する中、子

供たちの安全確保に向け、将来の再編計画も念頭に入れながら、高台移転を目指し、取り組んでいく方向性を確認するとともに、具体的な取り組みとしては、まず咸陽保育園の高台移転に取り組んでいくとの結論に至りました。

本市の人口動態予測を分析してきた結果、宿毛市全体の就学前児童数の減少は避けられないものの、咸陽保育園については、西地区を拠点とする住宅地に位置し、ここ数年の入所児童数も増加傾向にあります。

現在、120名規模の公立保育所としては、最も大きい保育所であり、当面は園児数の極端な減少はないものと推測でき、単独での運営が可能であることや、津波浸水域にあって、最大浸水深が10.94メートルと最も高く、安全確保のためには、できるだけ早い高台移転が望ましい保育所であるとの認識に至りました。

今後さらに協議を重ねる中で、近隣に適地を確保できれば、高台への整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 1点お伺いをいたします。

今、市長は、咸陽保育園をまず第一に取り組んでいくと、高台移転を目指して取り組んでいくということでもありますけれども、その中で、場所の問題について、適地が確保されればというお話があったわけでございますけれども、この咸陽保育園の設置場所について、議会のほうにも場所を特定をして、陳情も、今回、されておるわけでございますけれども、市としては、この用地のめどと申しますか、そこらあたり、今のところ全く白紙で、これから取り組もうとしておるのか、一定のめどが、市としては考えておるのか、そこらあたり、この用地の問題について答弁を求めたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

場所に関して、一定のめどがついているのかとの質問でございます。

西町からの陳情もあるわけでございますけれども、可能性として、そういうめどが立っている、今後いろんな検討、当然していかなきゃいかんし、特定の場所ということではございませんけれども、そういう場所が今後、決定できる可能性も十分あるということで進めているということでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今の答弁を見ると、西町、陳情が出された分以外に、適地としてあるように感じたわけでございます。

ぜひ、本当に喫緊の課題であろうかと思えます。そういう面で、まず第一に、咸陽保育園に取り組んでいく、大変評価をいたします。本当に保護者の皆さん、そして職員の皆さん、子供たちの命、そういう面で、ぜひ、とりあえずは咸陽保育園から取り組んでいくことについて評価をしながら、次の質問に移りますが。

今度は、私立の保育園の問題についてお伺いいたします。

市長は、これまで私立の保育園の対策については、社会福祉法人が運営しているので、法人としての方針をもって、宿毛市として取り組んでいきたい。しかし、宿毛市としても、保育に欠ける子供を預かっているの、園児や職員の安心安全を確保する意味からも、連携をして取り組んでいきたいといわれております。

保育園の防災対策を考えた場合に、本当に法人が決定をする方針を待っていてよいのかどうか、大変疑問に思うところでもあります。

宿毛市として、私立保育園の安全対策について、法人の方針を待つばかりではなく、積極的

に対応すべきではないかと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

私立保育園の安全対策について、法人が決定する方針を待っていてよいのかどうか、積極的に対応すべきではないかとの質問でございます。

公設、民設関係なく、津波浸水域に立地する保育所については、保育園児の安全確保の観点からは、高台にあることが津波等のリスクから、高い安全性が確保できるものと考えております。

私立の2園につきましては、社会福祉法人が運営する保育園であり、法人としての意向は大変重要な指標となるもので、大きな影響を持つものと考えております。

御承知のように、高台移転のための用地や財源の確保等は、一朝一夕には解決し切れない課題であります。

これまでも、今後の方向性、防災対策等については、両園とも折に触れ、話し合っていました。残念ながら、大きな打開策を見出すには至っておりません。引き続き、耐震化については、現時点で可能な防災対策として、そして高台移転については、検討に時間を要する課題として、並行して取り組んでいく必要があるものと考えております。

いずれにしましても、議員御指摘のように、子供たちの安全を念頭に、今後も両園との意見交換をより密にしながら、課題解決に向けて、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今、市長のほうから、答弁としては、従来の答弁と変わりがなかなということ聞いていたわけですが。

御案内のとおり、市内に二つの私立の保育園があるわけですが、その中でも、大島保

育園は海岸沿いであって、まさに津波の一丁目一番地のところに位置しておるといふふうに思います。

また、私立の保育園とはいえ、宿毛市の宝であり、貴重な財産であります若い園児を保育している、これまた実態があるわけがございます。

こうした園児や職員の安心安全を確保するために、高台移転を含む安全対策は早急に取り組まなければならない課題であろうかと思えます。

先ほどは、市立の保育園三つの中で、咸陽保育園を最優先で取り組むということでありましたけれども、位置的には津波の浸水域を考えた場合、その次は大島保育園であろうかというふうに思います。

ということで、ぜひ、本当に連携を密にしながら、子供たちの命を守るという観点で、経営的な部分もあろうかと思えますけれども、積極的な対応をしていただきたいと切に要望しておきます。

先日、6月14日の県の議案の、県議会に提出する補正予算の内容の中で、保育所などの地震対策を拡充していくと。そして、補助額についても、現行の1.5倍に引き上げる中で、防災対策をしていくという情報もあったわけでございます。

そうした、こういうことなども、研究していただきながら、積極的な対応をしていただくよう、強く求めておきたいと思えます。

次に、保育園の耐震化についてお伺いをいたします。

市内にあります公立、私立の保育園の耐震化の取組状況はどうなっているのか、お示しをいただきたいと思えますし、未耐震の保育園があるとすれば、耐震化に向けての今後の取組をお伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

保育園の耐震化の取組状況につきましては、公立保育所では、すみれ保育園が1次診断の結果、判定値を満たしておりません。

私立保育所におきましては、宿毛保育園が1次診断の結果、判定値を満たしておらず、大島保育園は、耐震診断未実施となっております。

今後の取組計画としましては、すみれ保育園につきましては、耐震診断を現在実施しているところでございます。診断の結果によっては、耐震化により、安全を確保する中で、引き続き、統廃合に向けた話し合いを継続していきたいと考えております。

宿毛、大島の両私立保育所につきましては、耐震化に向けて取り組んでいく方向であり、今後、意見調整を行いながら、市としても可能な対応を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） そういう面で、くどくど申しません。積極的な耐震化に向けての取組をしていただきたいというふうに思います。

それでは、防災対策に関連する部分で、貝塚にあります宿毛変電所の四国電力の変電所の移転問題について、お伺いをいたします。

災害発生時において、素早く復旧活動を行っていかねばなりません。災害により被害を受けた市民の生活を、いち早く取り戻すためには、何といてもライフラインをいち早く確保していくことが求められており、大変、重要なことであります。

しかし、ライフラインの一つであります電気の確保ということを考えた場合、現在の宿毛市の状況を見た場合には、四国電力の変電所はわずか海拔2メートルぐらいであり、まさに津波浸水域内にあるわけでございます。

この変電所が津波による被害を受けた場合には、市内全域が長期にわたって停電状態となり、

復旧活動に大変大きな支障が生じてくるのではないかと、大変、危惧をするところであります。

そこで、現在、予想されております南海トラフ大地震により、この変電所が津波の被害を受けた場合、どのような影響を与えると想定しているのか、まずお伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛変電所が津波被害を受けた場合における宿毛市への被害想定は、どのようなものになっているかとの質問でございますが、宿毛市内には、工業団地内にある戸内変電所、そして貝塚にある宿毛変電所の2カ所があります。

津波被害が想定されていない戸内変電所と異なり、宿毛変電所は100年に1度と想定されているレベル1、あるいは1000年に1度と想定されているレベル2、いずれの津波被害を想定した場合でも、浸水することが想定をされております。

議員御指摘のとおり、宿毛変電所が浸水し、送電ができなくなった場合は、和田地区から西側にかけての市街地、西地区、小筑紫地区、及び沖の島地区の9,800戸が停電となります。

こうした事態への対応として、市街地周辺においては、戸内変電所から配電線を引き込む作業を行い、復旧していくこととなりますが、道路啓開が完了し、さらに資材の準備も整ったという前提があったとしても、最短で2週間程度の復旧期間を要するとの説明を、四国電力から受けています。

また、沖の島地区については、宿毛変電所からの送電線により、大月町の柏島を経由して、海底ケーブルで送電されておりますので、状況にもよりますが、復旧には1年以上かかることが見込まれ、その間は、高圧発電機車等の配備により、対応するとのことでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） まず、1点お伺いいたしますが、今、和田地区から西側、西地区、小筑紫、沖の島という部分で、今、沖の島の場合には、柏島から線を引いている。これは、私も承知をしておるところですけれども。

こういう今の説明を聞くと、大月町も被害を受ける想定になっておるのではないかと思います。そこらあたり、確認の意味でお伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 大月町のほうも、同じような影響を受けるということでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今、被害の状況、復旧の見通し等、お話を聞いたわけでございます。

市内でも最短で2週間、沖の島に至っては、1年という、1年ぐらいを想定されておると、四国電力としては、いうようなことで、本当に市民生活を考えた場合、大変重要な、この変電所の位置づけであろうかというふうに思うわけでございます。

そういった面で、この変電所は、とにかく高台へ移転をしてもらおうということが、大変、重要な課題であろうかと思えます。

最後に聞きました大月町も、そういう面では相当の被害を、停電状況になるということを考えれば、四国電力に対して、早急に高台移転を強く要請すべきではないかというふうに思いますが。その際に、大月町の行政とも連携をとって、早急な対策をすべきであるというふうに思いますが。

伊方原発の再稼働以前の問題として、この宿毛市民、大月町民に与える影響が太い変電所でございますので、積極的な対応を求めたいと思えますが、市長の決意をお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

四国電力の変電所の高台移転についてでございますけれども、この問題に対する最善の対策としては、議員御指摘のとおり、宿毛変電所を津波浸水が想定されない高台へ移転することが考えられることから、これまで、市としても、要望をしまいましたが、四国電力としては、経費的な面から、現段階で困難とのことでございまして、発災後は、先ほど申し上げたような復旧作業での対応を想定している、こういうことでございました。

しかしながら、重要なラインの一つともいえる電力が全面復旧するまでの間は、震災の復旧活動に大きな支障を来すことが懸念をされますので、引き続き、四国電力に対しまして、宿毛変電所の高台移転について、働きかけてまいりたいと思います。

同様に、大月町とも、このような状況をそれぞれ情報交換をしながら、ともに要望をまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今、市長、大月町との連携をして、という部分で答弁をいただきました。四国電力としては、企業運営をしていく経費の問題で、到底、現時点では無理であるというお話であろうかと思っておりますけれども、市長としては、私、冒頭に言いましたように、市民の命と財産を守るといふ、この強い思いの中で、この問題について積極的な対応を求めておきたいと思っております。

次は、市道の整備についてお伺いをいたします。

貝塚地区の西側から四季の丘へ通じる間を、市道として整備すべきではないかと考えますので、以下、お伺いをいたします。

現在、貝塚地区は、約240世帯ぐらいを有する住宅団地であります。また、社会福祉法人西南福祉協会が運営をしています福祉施設があります。多くの利用者が生活をいたしております。

市内から貝塚に通ずる道路が一つしかなく、しかも地区内には、文化庁指定の貝塚史跡公園があります。

この貝塚史跡公園等があるために、道路の拡張もできないために、特に朝夕のラッシュ時には、車の行き交いにも大変不自由をしているのが実情であります。

そこで、貝塚地区としては、こうした現状を解決すべく、貝塚から四季の丘へ通じる間を市道として整備をしていただきたく、平成6年に貝塚市道バイパス期成同盟会を立ち上げて以来、20年を経過いたしました。

この間、毎年のように宿毛市に対して、陳情を重ねてきましたが、いまだに解決のめどは立っていません。貝塚地区にとりましては、この間の道路整備は長年の悲願であります、今世紀の前半にも南海トラフ大地震の発生も予想されております。災害発生時における災害復旧等、防災対策道路としても、その重要性は大きいものがあると考えますが、市長としては、この問題について、どのような認識を得ておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

御質問の道路については、それぞれの二つの団地をつなぐ道路として、地域の人たちにとっては、それがあれば非常に便利な道路になるというふうな認識もしております。

そして、何よりも、災害時においては、補完的な役割を果たす道路、このように認識をしておりまして、特に貝塚地区と比較して、より高い位置にある四季の丘への通路として、貝塚地

区民にとりましても、非常に安全度を高める道路ではないか、このように認識をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今、市長から、認識については、ほぼ同じ認識であるというふうに思います。

が、しかし、現実的にこの間については、所有者が民間の方々でありまして、この土地の登記から始まって、大変難しく、また貝塚地区だけで、また四季の丘の皆さんの力をかりてでも、この道路を整備する、それほどの余力もないわけであります。そういう面で、何とか行政の力をかりて、この問題を解決をしていただきたい、そういう強い要望が、地区からも出ておるところでございます。

本当に皆さん方の要望に応えるためにも、本当に、市長の力強い今後の取り組みいますか、行政の力をかしていただきたいという思いでございます。

先ほど言いましたように、四季の丘にはグループホームがございます。五つありまして、23人の利用者がおるわけでございます。この方々は、毎日、この間が道路として整備をされていないばかりに、遠回りをして、毎日、ワークセンターとか、授産園に通勤をしております。

本当に、雨の日でも歩いて通勤をしている状況もあるわけでございますので、本当に障害者に優しいまちづくりをしていくという観点からも、今後、積極的な対応を求めておきたいと思っております。

次は、廻角橋の改修問題についてお伺いたします。

与市明川の改修工事と関連いたしますけれども、宿毛駅西側の市道新田1号線から、県道宿

毛城辺線にかかっている廻角橋の改修計画について、お伺いたします。

御案内のとおり、この廻角橋は、下手にあります新田橋が完成をした時点で撤去する計画であったようであります。しかし、その後、四季の丘地区が住宅地として開発、造成をされた今日、この橋の利用度は大変多くなっております。

しかし、この橋は鉄板でできておりまして、とても危険であると思います。宿毛市としても、この橋の改修を求める住民の声を受けて、この橋を改修すべく計画を立てる中で、設計予算を計上してきました。

この改修計画に基づき、取り組まれてきました、この橋にかかる水道関係の工事は終了しているようでございます。

そこで、先ほど申し上げましたように、与市明川の改修工事とは関連すると思っておりますけれども、廻角橋の改修に向けての今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

並びに、与市明川の改修に向けての取り組みはどのようになっておるのか、市長の所見をお伺いたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 廻角橋の改修に向けた取り組みについて、御報告、説明をいたします。

平成25年度から測量設計業務に着手し、現在、河川管理者、道路管理者及び交通規制等の所管である高知県警察本部と協議を進めているところであります。

この協議が整ったところで、実施詳細設計の発注、及び移転等の対象となる物件調査等を経て、周辺住民への事業説明を実施した後に、工事に着手したいと考えております。

また、高知県による与市明川の河川改修につきましては、最大の課題となっておりました宿毛市の廻角橋の改修に向けた取り組みが具体化したことから、両者が連携する中で、その完成

に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ありがとうございます。

その1点だけお伺いしますが、この計画を立てる中で、一定、いつごろをめぐりに実施を、完成をしていくと、そういうスケジュール的なものがあれば、お示しをいただきたいと思いますが。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まだまだ協議中のところがございまして、期日等は明確には、この場では示すことはできませんが、我々のほうとしては、そういう年度も設けて、今後、事業着手に向けて、順調に進めていきたいということでございまして、そんなにさきになる話ではございません。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） スケジュール的な部分については、まだ未確定という分で理解をいたします。

この橋は、もう一つの役割を持った橋ではないかというふうに思うんですけども、新田地区の住民にとっては、災害時における四季の丘地区への避難道として、重要な位置づけもあるのではないかなというふうに考えております。

そして、この計画を立てる場合、そういう避難道的な部分もあるわけでございますので、市道新田1号線及び、橋の欄干等に太陽光の街路灯を設置して、誘導灯のような機能を持つ設備をしていただければ、また住民にとって、避難をする場合に大変有効であるというふうに思いますので、このことについては、提案をしておきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

次は、まちの活性化について、その取り組みについて、お伺いをいたします。

まちが疲弊しているといわれる今日の宿毛市の状況を見る中で、何とかまちを元気にしたい、まちを活性化しなければと考えるのは私一人ではないと思います。

このことについても、迅速な取り組みが必要でないかと考えております。これまでも市長は、スポーツを通じてのまちづくり、まちの活性化を推進していくと、力強く発言をされております。このことは、大変すばらしいことであり、共鳴をいたしております。

そこで、スポーツを通じてのまちづくりを進める上で、具体的にどのような取り組みを推進しようとしておられるのか、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） スポーツを通じてのまちづくりについて、質問にお答えをいたします。

地域活性化に向けた取り組みとして、人が出入りをする、また物を流通させる、こういうことは地域活性化への大きな要因となるものと考えられます。

また、人の出入りを促進する方法の一つとして、スポーツによる交流人口の拡大が挙げられることは、議員の御指摘のとおりであり、私もまちづくりや地域活性化に向け、スポーツをうまく利用してまいりたいと考えております。

具体的な取り組みについて、どのようにしていくのかとの質問でございますけれども、宿毛市においても、これまで大学や社会人チームなどのスポーツ合宿を初め、宿泊を伴い、長期的な体育施設利用の促進を1年を通して行っておりますし、市内の各体育施設において、球技や武道など、さまざまな競技の大会等を行っており、市外からの人の呼び込みに取り組んでまいりました。

しかしながら、学校行事の関係や、各種スポーツのベストシーズン等で、どうしても各種大会が重複することもあり、効率よく施設が利用されていない現状もありますので、今後においては、できる限り、競技団体等へ働きかけを行い、調整を行っていきたくと考えております。

また、宿毛市外で開催されている大会等の誘致も行っていきたいと考えておりますし、現在、小規模で行われている大会について、大会規模を少しでも大きくできないかなどを含めて、各種各競技団体に働きかけを行っていきたくと考えております。

いずれにいたしましても、各競技団体におきましても、大会については、年間計画の中で実施をされておりますので、今後の調整には時間がかかることも想定されますが、大会の新設や規模の拡大、また参加を促進するような親睦、交流会などの実施も含め、少しずつ交流人口を拡大できるように、教育委員会と連携のもと、関係団体との連携を、連絡を密にしていきたいと思いますと考えておりますし、引き続き、スポーツ合宿誘致にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ありがとうございます。

今、スポーツ合宿等も積極的に取り組んでいくという中で、そういう合宿、大会等の誘致に向けて、有効ではないかなと思われる点がございいますので、提案をさせていただきたいというふうに思います。

私たち市民クラブと平成会が、政務調査などでこの1月に佐賀県の嬉野市に、これは別の件でありますけれども、お伺いをいたしました。

この嬉野市でも、スポーツを通じてのまちづくりを推進していくということで取り組んでお

るわけでございます。

その中で、嬉野市の皆さんは、温泉施設があると。日本三大美肌の湯ということで、嬉野温泉があるわけですけれども、この温泉を活用して、まちづくりを、スポーツ推進をしていきたいということで、今、やられておるわけでございます。

お隣、愛南町にも、あけぼの温泉という施設があつて、ここも、愛南町のほうも、後ほど少し触れますけれども、この温泉施設を活用して、スポーツ合宿、スポーツ大会の誘致に取り組んでいこうという動きがあるようでございます。

御案内のとおり、温泉は疲労回復効果、リラククス効果は、スポーツとの相性が抜群によいといわれておりました、スポーツ合宿を誘致する場合に、とても有利な条件でありますので、ぜひ宿毛市としても、こうした温泉を含む公衆の入浴施設をつくるのが、このスポーツを通じたまちづくりを進める上で必要でないかというふうに考えます。

ちなみに、近隣の市町村でも温泉施設のないのは、我が宿毛市だけではないかと思えます。

宿毛市にこうした施設がないために、一般の市民の方々も、わざわざ愛南町や四万十市の施設を利用しているというのが実情であります。市民の方々からも、ぜひ温泉施設をつくっていただきたいという声は、私のところにも届いております。

各種のスポーツ大会やスポーツ合宿の誘致活動をする上で、大きな力となり、市長の言われるスポーツを通じてのまちの活性化をしていくことに、大変寄与するものと考えます。

以上のことを考えると、宿毛市にも温泉施設をつくることは、まさに一石二鳥ではないかというふうに思いますが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

スポーツ合宿やスポーツ大会の誘致を図るためにも、スポーツ後の疲労回復やリラックス効果が期待されるといわれている温泉施設の整備に取り組めないかという質問でございますが、確かにスポーツ後に疲労回復やリラックス効果を図るために、温泉施設や温浴施設が利用されているようなことはよく聞いております。

しかしながら、本市には単独の温浴施設もなく、宿泊施設においても、限られた施設のみしか、大型の入浴施設はないのが現状であります。

このような現状からも、今後のスポーツ合宿や、スポーツ大会を誘致、促進していく上でも、温泉施設や温浴施設があれば、誘致活動にも役立つ可能性が高くなるのではとと考えております。

また、スポーツ合宿やスポーツ大会の誘致や促進のみならず、温浴施設による市民の健康増進も図られるとの御意見もいただいておりますが、温泉施設や温浴施設を整備するにも経費が必要であり、整備後の維持管理にも多額の経費が伴うものであります。

本市の現状では、防災対策や学校施設、保育園施設等の優先される整備が多く、市として、温泉施設や温浴施設に取り組むことは、現時点では困難であると考えておりますけれども、災害時や、あるいは地域振興なども含めまして、いろんな角度から研究はしてまいりたいと考えております。

私としても、ぜひとも、個人的にもこれは市内に建設したいという考えを持っておりますけれども、できるだけ研究を積み重ねて、今後の国の補助等、さまざまなどころなども検討しながら研究していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ありがとうございます。

市内には、かつて神有温泉いうところもあったようでございますし、また、近々、平田工業団地にバイオマスの発電所が設置をされるというようなことを考えると、バイオマスのこの熱を活用して湯を沸かしていくと、そういうことも考えられようかというふうに思いますので、この問題については、提案という形で質問させていただきましたが、積極的な研究をしていただくことを求めています。

それでは、3点目になりますけれども、体制の問題についてお伺いをいたします。

本年度から、庁内に新たにスポーツ振興室が新設されました。スポーツを通じてのまちづくりを考えた場合に、大変、評価するところであり、スポーツ振興室を中心とした今後の取り組みについて、大いに期待をいたしております。

この振興室が果たす役割は、これまでのように、単に各種競技団体間の調整役等の任務ばかりではなく、市長が言われるスポーツを通じてのまちづくりや、まちの活性化を推進する上で、大変、重要な任務があるわけでございます。

スポーツの振興を推進することは、市民の健康増進にもつながりますし、産業振興や観光振興といった面から見ても、その果たす役割は、影響は非常に大きいものがあります。

また、宿毛市のPRにも大変役立つものがあるろうかと思えます。

このように、地域経済への波及効果等を考えれば、積極的に推進しなければなりません。

以上のようなことを考えると、他の部署と連携をしながら、組織的な取り組みを推進する上でも、さらにスポーツ振興室の機能を強化充実した体制にすることが必要ではないかと考えます。

このことについて、今後どのような取り組みをしようと考えておられるのか、市長の所見をお伺

いたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

本年度、地域振興の一つの方策として、スポーツを活用した地域づくりを目指し、教育委員会と連携のもと、社会体育の普及、振興を図るための市民体育係と、各種スポーツ大会やキャンプ誘致などに取り組む体育事業系の業務をより強化するために、この2係を統括するスポーツ振興室の設置により、スポーツ振興に取り組むこととしております。

スポーツ振興室では、先ほども申し上げましたように、これまでの取り組みをより促進させ、当面、関係競技団体との連携を、調整を図りながら、スポーツ大会の新設や規模の拡大、スポーツ合宿誘致にも積極的に取り組んでいけるように支援していきたいと考えております。

現状では、室長を初め、4人の正職員と1名の臨時の配置のもと、業務を遂行しておりますが、今後は、本年度の取り組みも踏まえ、スポーツを活用した地域振興の取り組みとして、教育委員会と連携を図る中で、組織としての機能強化を含め、より取り組みが強化できるよう、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今年度、初めて新設をされて、すぐさま、機能を充実せよという部分は、この質問としてはどうかなという思いがいたしましたけれども、やはり産業振興や観光振興、そういった面とも関連をするということでございますので、今後の課題として、そういうことも、この機能充実をしていくということも頭の中に入れながら、またスポーツ振興室の取り組みを注視をしていきたいというふうに思います。

スポーツを通じてのまちづくりについては、

全国の自治体でも取り組まれております。先ほど言いましたように、宿毛市としても、その取り組みの一つとして、今現在、着々と総合運動公園の陸上競技場が改修を進められております。

先日も、伺って状況を見たわけですがけれども、このことについては、大変うれしく思っております。

一つ身近なところで、先ほどもチラッと触れましたけれども、例を出しながら説明をしておきたいと思っておりますけれども。

隣の愛媛県の愛南町、これは2017年に予定をされております国民体育大会において、一本松にありますあけぼのグラウンドで、女子のサッカー競技が開催されることが決定をしております。愛南町としては、あけぼのグラウンドの全面芝生化や、観客席の整備等、本格的な球技場として整備をする計画を、既に推進をいたしております。

そして、国体の終了後は、全国からの大学や社会人等に働きかけをする中で、スポーツ合宿に力を入れていこうとしております。

また、愛媛県のサッカー協会への働きを強める中で、将来的には、高校、中学校のリーグ戦にも活用していただく計画についても、既にこれまた取り組みを進めております。

このような近隣のまちでの具体的な計画を考えると、宿毛市としても、早急に球技場の施設整備を進めることが重要ではないでしょうか。

昨年の12月議会でも申し上げましたが、整備された球場ができれば、大学の合宿や各種の大会も、今まで以上に開催されることになり、まちの活性化につながると考えますので、早急に施設整備に向けた取り組みを進めていただきたいと思います。

最後になりますけれども、教育長にお伺いをいたします。

沖の島学校給食センターの問題について、お

伺いをいたします。

御案内のとおり、平成24年度に、待望の沖の島小学校と沖の島保育園が再開されました。島に久しぶりに、にぎわいが戻ってきて、島民みんなが大変喜んでおりました、御努力をいただいた関係者の皆さんに、改めて敬意を表します。

そして、沖の島小学校も、市内の学校と同様に、学校給食が行われております。

そこで質問に入るわけですが、現在の沖の島小学校の調理体制についてであります、再開をした平成24年度、並びに昨年度においては、栄養士が配置されておりましたけれども、本年度においては、栄養士は配置されておらず、しかもパートの調理師さん一人で給食業務を行っているのが現状ではないかというふうに思います。

私としては、沖の島小学校における給食業務は、パートの調理師一人だけで行っているが、本当に大丈夫なのかと考えますし、また、今まで、配置されていた栄養士が、ことしから配置されていない理由はどのようにしてなのか、これらのことについて、教育長としての考えをお伺いをいたします。

**○議長（今城誠司君）** 教育長。

**○教育長（立田壽行君）** 松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

沖の島小学校の給食業務についての御質問でございますが、パート調理員1名で、給食業務は大丈夫なのかということにつきましては、調理します給食数、その給食数が通常5食でございますし、ALTや図書館支援員、その試食を含めましても7名程度でございますので、調理員1名で十分賄えるものと考えております。

次に、栄養士の配置についてでございますが、学校が再開されました平成24年度については、市の要望もあって、県が特例として栄養士の配

置を行いました、沖の島小学校のように、単独校で調理をする場合には、公立、義務教育小学校の学級編制及び教員定数の標準に関する法、つまり標準法というのがございますけれども、その法律の第8条の2の規定によりまして、栄養教諭等の配置基準が、児童生徒数が550名以上、その場合には1名をおくこととなっております。

県は、この基準に従って、平成25年度から栄養士を引き上げたために、市が単独で臨時栄養士の募集をいたしまして配置をしております。

ところが、平成26年度も引き続いて臨時栄養士の募集をいたしましたけれども、勤務地が離島という関係もあつてか、応募者がなく、ハローワーク以外にも関係機関への募集や、栄養士資格を持つ個人に、直接連絡をとりましたけれども、応募者は見つかっておりませんでした。

現在は、勤務地を沖の島ではなく、宿毛市立学校給食センターとして、沖の島に月数回の現地指導に行く、そういう勤務内容に変更して、募集をしているところでありますけれども、ハローワークへの求人を含めとして、幡多地区栄養士会などの関係機関や、栄養士資格を持つ個人に呼びかけを行っております。

今後も、あらゆる手段を使って、栄養士の確保に努めてはまいりますけれども、その点について、どうぞ御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

**○議長（今城誠司君）** 7番松浦英夫君。

**○7番（松浦英夫君）** 鋭意努力されておること、一定、理解をするわけですが、

昨年12月26日に改定をされました第2次食育推進基本計画において、学校・保育所等における食育の推進の中で、食に関する指導の充実がうたわれております。

栄養教諭は、学校全体の食に関する指導計画の策定、教職員間や家庭との連携、調整等において、中核的な役割を担う職であり、各学校における指導体制のかなめとして、食育を推進していく上で不可欠なものであるというふうに明記をされております。

このように、食育を推進する上で、栄養士の重要性については、述べられておりますので、ぜひ、いろいろそういう面では、地理的な条件もあろうかなという思いがいたしますけれども、さらなる取り組みをしていただくよう、重ねて要請をしておきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、市長は、議会の最終日に、いつも今議会を通じてお寄せをいただいた数々の貴重な御意見や御提言につきまして、今後、検討しながら、市政の執行に反映させてまいりたいと言われております。

今回、私も市民からいただいた声を、いろいろと質問をしてみました。市長の任期も、あと残すところ一年半くらいとなったわけでございます。そういう面で、市民の生の声に、真摯に耳を傾ける中で、強いリーダーシップを發揮しながら、今まで以上に沖本カラーを出して、市政運営を行っていただきたい、そのことが市民から絶大な指示を得て、市政のかじ取り役を任された者の責任であるというふうに思いますので、今後の市政運営、しっかりと取り組んでいただきたい、そういうことを申し上げまして、一般質問を終わります。

**○議長（今城誠司君）** この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

-----

午後 1時00分 再開

**○副議長（岡崎利久君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番野々下昌文君。

**○6番（野々下昌文君）** 6番、野々下昌文でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

昼下がり、大変眠たい時間帯ですが、どうかよろしく願いをいたします。

一般質問に入る前に、突然ですが、市長、6月5日、何の日か御存じでしょうか。

6月5日は、環境の日となっております。これから私が質問するのは、本市の環境問題と鳥獣対策について、2題、質問をしてみたいと思います。

この6月5日は環境の日でございます。これは1972年6月5日、ストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して定められたもので、国連では、日本からの提案を受けて、6月5日を世界環境デーと定めており、日本では、環境基本法で環境の日を定めております。

6月の1カ月間を環境月間というふうに定めて、クリーンデー等行われております。

それでは質問に入りたいと思います。

まず初めに、それでは小型家電リサイクル法の取り組みについて、質問をしたいと思います。

小型家電リサイクル法は、昨年4月より施行されまして、不用になった携帯電話など、小型家電、いわゆる冷蔵庫、テレビ、洗濯機、エアコン、この従来から行っているリサイクル以外の物全てであります。自治体が廃棄された小型家電を集めて、貴金属や希少金属、いわゆるレアメタルを再生利用する新制度であります。

ほとんどの資源を輸入に頼っている日本にとっては、このリサイクルは欠かせない取り組みでございます。また、加速させなければならぬもので、そのようになってきております。

これまで、埋め立てるか、あるいは焼却するしかなかった廃家電の有効活用に道を開く制度であり、日本が目指さなければならない循環型

社会の形成を、さらに前へ進めるものでございます。

家電リサイクル法で回収されるもの以外、ほぼ全ての小型家電と申しましたが、実際は、どの製品を回収するかは、自治体に任されているもので、回収に当たっては、消費者の費用負担は原則なし、回収後は国の認定を受けたリサイクル業者が分別、金属の抽出を行う精錬業者への引き渡しを行い、資源としてメーカーが再利用するという、循環をさせるものであります。

このたび、全国では毎年、使用済みの小型家電が65万トン、金額にして約844億円分が不燃ごみとして消えているようでございます。

その65万トンの中には、金・銀・希少金属など、役に立つ金属が約28万トン含まれているそうです。金額に置きかえると、先ほどの844億円になるというわけです。

ちなみに、携帯電話30万個分ででき上がった金の延べ棒、1本が5,000万円相当になるといわれております。まさに都市鉱山といわれるゆえんでございます。

また、今、主流になりつつあるハイブリット車などハイテク製造に不可欠なレアメタルは、産業のビタミンともいわれておりますが、我が国の未来の産業を考えれば、避けて通れない道と考えますが、市長の御認識をお伺いいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 野々下議員の一般質問にお答えいたします。

小型廃家電のリサイクルについて、市長の認識をということでございますが、使用済み小型電子機器等は、その相当部分が廃棄物として排出され、多くは一般廃棄物として市町村による処分が行われております。

これまで、鉄やアルミニウムなどの一部は回収されてきましたが、その他の金や銅などの

有用な資源が埋め立て処分をされてきました。

この状況を鑑み、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が、平成24年8月10日に公布され、平成25年4月1日から施行となり、それぞれの役割が示されております。

まず、消費者は、分別して排出し、市町村は分別収集するために必要な措置を講ずるとともに、再資源化を適正に実施し得るものに引き渡すよう、努めなければならないとされております。

また、小売り業者は、消費者が適正な排出を確保するために協力するよう、努めなければならないとされております。

実施に当たり、個人情報漏えい対策や、回収方法の確立、再資源化を行う認定事業者の選定、コスト面など、さまざまな課題があり、本市については、今のところ実施には至っておりませんが、ごみの減量化、資源の有効利活用を図り、循環型社会の構築を目指すために、非常に重要な課題、このように認識をいたしております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 市長の認識も大変重要に考えておるということでございます。

私の家でも、ことしに入ってパソコン、電子レンジ、ステレオ、携帯ラジオ2台、扇風機、そのぐらい、ことしに入ってからも廃棄処分にしました。

携帯電話も、廃棄せずに、家に置いてあるものだけでも5台ほどございます。

そのようなことを考えると、本市で1年間に廃棄されている小型家電は、かなりの量になるかと思いますが、携帯電話などは、相当数、家に保管がされているのではないかと考えられます。本市では、どのように把握をされておられるのか、現状についてお伺いをしたいと思い

ます。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

使用済み小型家電につきましては、大半が市の指定ごみ袋に混入されて、可燃ごみとして溶融処理されています。

また、一部は粗大ごみとして埋め立て処分、あるいは質問議員の言われますように、各家庭にそのまま保管されたままである場合もあります。

さらに、パソコン、携帯電話などについては、製造業者や販売店等によって自主回収されているものもあります。

このような状態であるために、量についての把握は非常に厳しいところではありますが、国の試算によると、1年間に使用済となる小型電子機器の総重量は、全国で約65万トン、国民一人当たりの、年間約5キログラムと推計されていますので、宿毛市においては、約11トン程度が、毎年使用済みとなっているのではないかと考えます。

○副議長（岡崎利久君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 本市で約11トンが埋め立てられ、また焼却されているということでございますが、実際、小型家電リサイクル法の中では、実際は、自治体の責務であるというふうに言われておりますけれども、昨年4月から小型リサイクルを始めた自治体は、まだ全国でも3割程度でございまして、参加できない理由としては、体制が困難であるとか、予算的に無理というようなことがあるようでございます。

しかし、隣の四万十市や黒潮町では、ことしの、大体11月ごろから、この回収実施に向けて取り組みがされております。県下でも初めての取り組みでございまして、非常にやる気を感じさせます。

本市でも、以前よりリサイクルに真剣に取り

組んできた経過があります。回収方法も、各自治体で決めることができ、さまざまな回収方法がありますが、本市では、現在、ステーション回収で資源ごみの回収を行っております。

現行のごみ収集に新たな区分を設けることで、回収は可能かと考えますけれども、今後の取り組みについて、市長に所見を伺います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

環境省の公表している全国自治体アンケート調査からも、排出量が少量であることや、広域組合で統一できない、予算的に困難などの理由により、実施に消極的な市町村が多くあります。

高知県内では、初めての取り組みとして、四万十市、黒潮町で平成26年度に環境省のシステム構築実証事業を活用し、平成27年4月から本格的に実施するようでございます。

この取り組みで、両市町では、庁舎や協力店舗などにボックスを設置するボックス回収、粗大ごみを収集する際に、その中から小型家電をとり分けするなど、ピックアップ回収、ボックスに入らないものなどを環境センターなどで直接受け入れる持ち込み回収を行う計画としております。

質問議員から提案のありました分別区分を新設するステーション回収については、盗難防止など、個人情報保護の観点から、モデル事業では指導員などを配置する必要があるなどの課題があり、採用するところは少ないようであります。

このような回収方法の問題や、回収した廃家電を認定事業者へ引き渡しするまでの期間の保管場所の確保のほか、先ほども申しあげましたように、さまざまな課題が想定される中で、直ちに実施することはできませんが、本制度は循環型社会の構築を目指す本市において、非常に重要な課題と考えておりますので、既に実施し

ている市町村から情報をいただくとともに、国の動向も見据えて、早期実現に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 市長のほうでも、前向きに取り組んでいるということでございますが、ちなみに、参考までに申しますと、北九州市では、不用家電の処分が社会問題化するインドから、廃家電を輸入して、北九州市で処分していると、こういうふうにも状況もだんだん変わってきております。

小さなことですが、集まれば大変大きな成果となってまいりますので、ぜひ前向きに検討を、取り組みを行っていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

次に、公共施設へのLED照明の導入についてでございます。

一般的にもLED照明を取り入れて、だんだんにきておりますが、この東京電力福島第1原子力発電所の事故以来、エネルギー政策の大きな転換が課題となっております。それはまた電力分野だけの問題ではなく、社会全体で考えなければならないテーマとなっております。

電力多消費の我が国においては、逼迫する電力事情を背景に、省エネ対策として、公共施設へのLED照明の導入は積極的に検討すべき課題だといえようかと思えます。

皆さんも御存じのように、LED照明は寿命が約10年と長く、取りかえる負担が少ないこと。二つ目には、消費電力が従来の50%以下に節減ができること。三つ目に、二酸化炭素、CO<sub>2</sub>の排出が約50%から80%削減できることなど、また四つ目に、紫外線が少なく、虫が寄りつかないことなど、多くの利点がございます。

何よりも、LED照明の導入は、今後の電気

料金値上げによる財政負担の軽減を図ることにもつながるのではないかと考えます。

そこで、本市での公共施設への導入状況について、お伺いをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

次に、LED照明の公共施設への導入状況と今後の取り組み等についての質問でございますが、現在、公共施設へのLED照明の導入状況につきましては、小筑紫小学校体育館と、消防庁舎の一部が導入済みであり、本年度建設予定の小筑紫保育園が導入予定となっております。

また、平成22年度繰越明許事業として、市内小中学校周辺の通学路の防犯灯や、街路灯69カ所をLED照明に交換をいたしております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 市内では、公共施設への導入というのは、まだまだ進んでいない、小筑紫の小学校の体育館、また消防との一部分、それぞれの部分的にLED化されているということでございますが、そのLED化の利点、先ほども言いましたが、ほかにも体育館等の照明、高いところにある照明のように、取りかえが、多額の費用がかかるため、県下でもLED化が大変進んでおります。

また、大川村役場などもLED化が進んでおりますが、本市の今後のLED化へ向けての取り組み、方針というのはいかのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

LED照明の特徴としては、電気使用量が少なく、蛍光灯と比べて長時間使用できるメリットがございます。

しかし、その反面、現在では蛍光灯と比べて導入コストが高いといったデメリットがござい

ます。このような状況から、現状では長時間照明を必要とする施設がLED照明を導入するとメリットがある、このように考えますので、建物を新築する場合には、検討することはもちろんのこと、照明器具の故障による交換時に導入を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 現在のところ、本格的な導入をする方向にはないということですから、今後どんどん新しい機器が開発され、また新しい導入方法も提案してくるんじゃないかと思えます。

今、市長言われましたように、LED照明のメリットは、電気代が安い、そして寿命が長いことでもあります。デメリットは、機器の値段が高いことですが、このメリットを生かし、またデメリットをなくす、その一つの手法として、民間資金を活用したリース方式による公共施設へのLED照明の導入を進める自治体が大変多くなってきております。

実際やっているとところを新聞記事等、ちょっと短く紹介しましたら、神奈川県箱根町でしょうか、ここは導入にはリース方式の7年間を採用いたしまして、約2,000万円の費用が、電気料金などのコストダウンの総額とほぼ同じになると。

また、リース期間が終了後は、町に無償で譲渡されると。そのため、引き続き使用が可能。さらに今回の取りかえにより、以前と比べ、年間約62%の消費電力と二酸化炭素の排出量の削減効果が見込まれるといわれております。

新たに取りつけられたLEDは、直下型、また電球型、計1,700個。あわせて一部の照明で使われていた、ひもを引っ張ることで個別に点灯や消灯ができる電気器具で、無駄遣いをさらにしないように工夫をしておるといこと

でございます。

また、茨城県の取手市では、昨年の4月から5カ月間かけて、市内に約9,700基の防犯灯を、全て蛍光灯から発光ダイオードに交換しているところがあります。市内の全防犯灯をLEDに切りかえるのは、県内では初めての取り組みだったようでありますが、同市によると、蛍光灯を使用した防犯灯による年間経費は、電気料金の約2,600万円と、蛍光管の取りかえを含む修理費の約1,500万円が必要で、無点灯による市民からの通報なども多く、市の職員が対応に追われていたという、今回のLED化は、リース会社から10年契約で貸借する方法を導入し、この場合、初期設置費用約2億500万円、メンテナンス込みではありますが、かかるが、年間経費は電気料金の約1,400万円のみで、10年後には蛍光灯使用時と比べ、6,200万円の経費節減になる。節減された電気代をリースに回すことにより、既決予算の範囲内でLED化を、県下の所有する施設に導入することができたという、こういう、実際やられているこのような記事が載っておりました。

こういう試算も出ておるところがありますので、今後は、先ほどエネルギー問題も考慮して、これからのセットの整備には、リース方式も真剣に検討していく必要があるんじゃないかと考えますが、所見を伺います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

LED照明のリースについての質問でございますけれども、他市町村とか、他地域での例が示されて、今、質問していただきましたけれども、本庁舎に営業の方々も来られていましたが、現在のところ、庁舎の利用時間等を考慮すると、LED照明使用による電気代の削減額と、リース料金を考えた場合、リース経費を回収できない可能性が高い見込みとなっております。

また、ホームページでは、先ほど言われました、神奈川県がリースで契約経費を回収するプランの実証試験を行った結果が発表されており、LED照明のリースを導入するメリットのある施設は、電力会社で高圧の業務用電力の契約をしていて、しかも照明本数が50本以上あって、点灯時間が12時間以上となる事務所や商業施設が適しているといった結果も出ています。

このような状況から、本市では、現在ではLED照明機器のリースによる導入は考えておりません。

しかし、LED照明のリースにつきましては、日々進歩しており、技術の進歩による導入コスト等を慎重に見きわめる中で、今後についても、導入を検討していく必要があると考えております。

また、電気使用量削減によるCO<sub>2</sub>削減は、地方自治体にとっての責務と考えておりますので、本年度から本庁舎につきましては、デマンド監視システムを導入し、電気使用量を監視しております。電気使用量の削減に努めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 今、市長言われた、照明50本言うた、500本の間違いじゃないでしょうか。50本ですか、間違いない。わかりました。

本庁舎には、適切ではないというお答えでございましたが、この世界、日進月歩でございますので、アンテナを張りめぐらして、少しでも安い電気料金で済むような形で、いつも取り組みをしていただきたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

次に、バイオマス発電についてであります。

皆さん御存じのように、現在、平田の高知西南中核工業団地に、株式会社グリーンエネルギー

研究所によって、木質ペレット製造と、木質バイオマスによる発電所が建設をされておるところでございます。

計画では、ペレットは当初5,000トン、数年後には四国最大となる1万5,000トンを生産し、発電規模は6,000キロワット、一般家庭1万1,000世帯分に相当し、必要な木材は、両事業合わせて年間約10万トンが必要になるということで、宿毛市の産業振興、雇用の確保に大きな役割を果たすのではないかと。

また、宿毛市のみならず、四国西南地域の産業振興にも、大きな役割を果たすものと期待をされております。

私たち改革クラブと未来の2会派で、1月に大分県日田市にある同規模のバイオマス発電所、グリーン発電大分へ政務調査に行つてまいりました。

このバイオマス発電が、周辺地域の山主や林業課の人たちに希望を与え、また活力を生み出しているところを学んで帰つてまいりました。大変期待をしているところでございますが、しかし、ここへ来て、林業家の方たち、また関係者の皆さんからは、当初の計画が、年内操業はなかなか難しいのではないかとというような声を聞くようになりました。

改めてお聞きをしますが、木質ペレット、またバイオマス発電の操業時期、いつごろになるのかお伺いをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 先ほど、野々下議員の小型廃家電のリサイクルについての私の答弁といたしまして、宿毛市においては、11トンと申し上げましたけれども、正しくは110トンでございますので、訂正をさせていただきます。

お答えいたします。

高知西南中核工業団地で予定しております株式会社グリーンエネルギー研究所が行うペレッ

ト製造事業及び発電事業につきましては、木質ペレット製造施設につきましては、その中で木質ペレット製造施設につきましては、平成26年8月末の竣工、試験稼働を経て、9月中旬に本格稼働を開始、そして木質バイオマス発電施設につきましては、平成26年、今年度の10月末の竣工で、試験稼働を経て、来年27年1月より本格稼働を開始する予定とお聞きいたしております。

本事業につきましては、本市だけでなく、幡多地域の林業振興、また輸送などの関連産業の振興の上でも重要な事業でございますので、県とも連携を図りながら、円滑な操業開始に向け、協力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） ペレットに関しては、8月、また9月に本格稼働をします。発電のほうでは、10月に完成し、来年の1月から始動するというような話でございます。大変、皆さん、期待をしているところでございますので、県とも力を合わせながら、予定どおり進むような形で、市長もよろしく願いをいたします。

続いて、木質ペレットについてであります。

当初、5,000トン、数年後には四国最大の1万5,000トンを生産するということがありますが、ペレットは燃油類と違い、大変かさばることから、生産地域内で消費されることが効率的でいいとされております。

現在、県内の生産状況と県内消費に占める割合は、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

木質ペレットの全体での生産状況と、県内消費の割合につきましては、平成25年度末現在、県内需要6,671トンに対して、県内で生産

された木質ペレットの供給は2,783トン、県内自給率は41.7%となっております。

本市におきましても、水産加工業者に1台、木質ペレットボイラーが導入されることにもなっておりますが、原油高騰の折、今後も木質ペレットボイラーの導入は進む見通しであり、県内需要はますます高まっていくと考えられます。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 県内需要が6,671トンですか、それに対して供給が2,783トン、自給率は4割強ということで、まだまだ県下では足りてないですよと。十分、これから木質バイオマス、発展していくんだろというふうに言われましたけれども、先ほども言いましたように、なるべく地元で使われていたほうが効率的にいいわけで、宿毛市では、水産加工会社が1件、ボイラーを導入するということがございますが、この後、ほかのところでもどのような地域へ、どのような職種で多く使用されているのか、お伺いをしたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現在、高知県内におきましては、平成25年度末現在でございますが、208台の木質バイオマスボイラーが導入されており、使用用途といたしまして、園芸施設169台、81.3%、冷暖房施設10台、4.8%、温泉施設15台、7.2%、その他14台、6.7%となっており、地域別に見ますと、県東部地域が114台、高知中央地域が47台、高幡地域が39台、幡多地域が8台となっており、施設園芸が盛んである県東部地域への導入が多い状況となっております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） ありがとうございます。

す。

次に、木質バイオマス発電についてですが、少し心配のところもあるようですが、順調に稼働していくものと決めて、また質問をさせていただきます。

先ほども話しましたが、年間約10万トンの木材が必要になるということで、長い間、とまっていた山が再び動き出すということで、現実的になってきて、大手の山主や林業家はもちろんのことですが、希望を持って見守っているところだろうと思います。

また、株式会社グリーンエネルギー研究所では、小規模な森林所有者や、自伐林家からも、直接、買い取りも行うということもお聞きをしております。

その場合、国のガイドラインに沿った証明書の発行等が必要になるわけですが、この自伐林家さんなんかが大変なことだと思います。

自伐林家からの受け入れ態勢について、いつごろから行われるのか、お伺いをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

自伐林家からの木材の買入体制についてということでございますけれども、株式会社グリーンエネルギー研究所につきましては、森林組合や素材生産業者からの原木買取だけでなく、一般の小規模な森林所有者や、個人経営の林業事業体などの自伐林家からも、原木を買い取る予定としております。

しかしながら、原木の買い取りに際しましては、国のガイドラインに沿った証明書が必要であり、素材生産組合や森林組合などの団体に所属している場合につきましては、証明書を発行することが可能ではありますが、先ほど申し上げました自伐林家などの方々につきましては、この証明書の取得につきましては、難しい状況に

ございました。

そのために、本市におきましては、そういった自伐林家の方々が搬出した原木につきましても、木質バイオマスとして、有効に活用できるよう、国、県とも調整をし、県内で最も早く、発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス証明と、一般木質バイオマス証明を、市町村が行えるよう、本年5月に制度化をいたしたところでございます。

市町村におきまして、証明書を発行することにより、未利用材の有効活用という観点はもとより、自伐林家などの農林家の方々の副収入にもつながってまいりますので、今後は、順次、幡多地域の他の市町村でも証明書が発行できるよう、取り組みが進められております。

なお、グリーンエネルギー研究所の自伐林家等からの木材買い取りにつきましては、来年の1月より開始をする予定、このように聞いております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 市役所のほうで証明書を発行できるようになったということで、大変、自伐林家さん等からは、非常にありがたいことだと思います。ぜひよろしく願いをしたいと思います。

また、1月から開始ができるということで、期待をしております。

次に、有害鳥獣対策についてであります。

近年、野生鳥獣の生息分布の拡大や、生息数の急激な増加に伴いまして、農山漁村では、鳥獣による農林漁業被害が深刻化、また広域化をしてきております。人身被害も発生するなど、農林漁業を初め、住民の暮らしが脅かされる状況となってきております。

過疎化や高齢化の進展と相まって、耕作放棄地や集落の崩壊などに影響を及ぼすなど、大変

な問題が深刻化をしているところでございます。

本市でも、近年、市内至るところで、市民から有害鳥獣であるイノシシによる被害の状況をお聞きをしております。

私たちの地域だけでも、昨年30頭余りのイノシシが、有害鳥獣駆除で捕獲をされております。

また、少し山のほうへ行って、山北地区へ行くと、イノシシ被害に加えて、シカによる水稻やかんきつ類の新芽や樹皮を食べる食害も発生をしております、被害が大変、拡大しております。

また、近年、サルによる被害も多く聞くようになりました。私が尋ねたところでは、ひとり暮らしのおばあちゃんのところ、納屋にサルが2匹侵入して、収穫した豆を食べていたので、大声で脅したら、反対に威嚇されて、カボチャを持って逃げられたと。

ほかにもタマネギやジャガイモは全部引き抜かれた。また、他の作物も、人間の栽培しているものは、全て手にかけていきます。

二、三匹の小さな集団から、10匹や20匹のもの、また多いときは50匹ほどの群れであられると聞いております。

そこで、現在、市で把握しているイノシシ、シカ、サル、それぞれの被害状況についてお伺いをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

イノシシ、シカ、サルの平成25年度の農作物への被害状況につきましては、有害捕獲許可を申請する際に、捕獲者から提出される被害状況を積み上げた数字ではございますが、それぞれイノシシの被害の対象面積は177ヘクタール、被害額は3,344万6,000円、シカは99ヘクタール、193万7,000円、サルは71ヘクタール、137万9,000円と

なっております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 今回、特に、近年、被害が多くなってきているサルの被害対策についてであります。今、市長申されましたが、サルの被害が71ヘクタール、137万9,000円ということですが、金額であらわすと、このような数字になるのかもしれませんが、実際は被害に遭っている人は、非常に深刻、もっとも深刻でございます。イノシシやシカは、柵や網で防ぐことができますけれども、この柵や網は全くサルには通用しません。被害に遭うと、非常にモチベーションが下がって、全くやる気がなくなって、イコール耕作放棄地になってしまうようなことがございます。

それで、改正鳥獣保護法というのが、この5月23日に可決成立をいたしまして、改めて有害鳥獣に対する拡充がなされるようなことは載っております。

いよいよ国も本格的に、この被害対策に取り組んでいくというような内容でございましたが、そこでサル被害対策専用防護柵や、網に対する補助事業等を拡充できないか。そして、田舎で一生懸命、高齢者の方たちがつくっている、その被害に対して、少しでもやる気が起きるような対策ができないか、ここで市長にお伺いをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

本市におきましては、現在、サルによる被害の防止対策として、1頭当たり1万円の捕獲報奨金や、電気柵の設置に要する費用の助成、これは事業費7万円を上限として2分の1補助で、補助上限額は3万5,000円でございますが、有害鳥獣被害防止対策協議会による、おりの貸し出しを行っているところであり、また昨年度

からは、J A高知はた幡西営農センターへ、鳥獣被害対策専門委員が常駐し、侵入防止対策として、追込みや柵の設置に対して、助言、指導も行われているところでございます。

しかしながら、先ほど、野々下議員の指摘もありましたように、サルにつきましては、狩猟者による有害捕獲が大変難しい状況にある中で、近年は市内でのサルの出没情報や、被害情報も多くなってきております。

そのために、今後におきましては、サルの被害の防止対策のために、サル専用の防護柵の設置費用に対する助成や、捕獲、報償金の増額についても検討してまいりたい、このように考えております。

なお、鳥獣による被害対策を強化するため、鳥獣保護法につきましては、改正がなされることとなっており、一定の条件下のもとではありますが、捕獲に対する規制緩和なども行われることとなっております。

本市におきましても、国の動向を注視し、導入できる事業につきましては、積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） サル専用の防護柵や、捕獲補助金も格上げしていく、増額していく、検討していくという話でございます。

今まで、一生懸命作物をつくっている高齢者の方々が希望を持てるような政策を、どうかよろしく願いをいたしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時46分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 1時57分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。ただいまから一般質問を行います。

通告に従って、進めてまいります。

まず、1番目に市長の政治姿勢について、お尋ねいたします。

沖本市長は、着任してから早くも2年半になりますが、いまだに市長の政治姿勢がわからないという市民の声を聞くわけでございます。そこで、市長の本当の考えを聞きたい、こういうことから質問いたします。

その1番目として、まず宿毛湾港の潜水艦基地化についてでございますが、このことにつきまして、先日、ある人が、新聞に載っていた「自衛隊・米軍と宿毛」の中で、沖本市長が市長になったときから、自分の思想とか信条とかは封印しています、と答えたという記事を見て、こう言いました。「市議や県議をしていたときの沖本さんの政治姿勢を見て、市長選も一生懸命応援したのに、あの記事を見てがっかりした。政治家は、自分の考えをはっきり出して議論し、しかるべき結論を得るべきではないか。最初から封印してしまうと、政治姿勢が見えない」と言うておりました。

こうした市民の意見は、この人一人ではなく、ほかにもいると思うわけでございますが、市長はこういう意見に対して、どういう所見を持っているか、お聞きいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 浅木議員の一般質問にお答えいたします。

本年5月12日から21日にかけての高知新聞に掲載された特集記事、「底流・自衛隊 米軍と宿毛」において、市長、市民のため、信条封印との見出しで取材記事が掲載されておま

すが、私は、取材に対して、「市政のトップとして、国防や防衛といった観点よりも、市民にとってプラスになることを考えなければならない。とにかく仕事がない、まちがさびれていく。夜も明かりが少ない。自衛艦の寄港がふえれば、市の活性化につながる。港を利用して、経済的にプラスになり、漁業にも影響を与えないのであれば、自衛隊に来ていただきたい、市長として、市民のためになることをやるだけです。」こう申し上げました。

私の市政運営の基本姿勢は、市民の幸せのために、何をなすべきかということでございまして、これまでもその基本姿勢に基づき、市政運営を行ってきたつもりですし、今後もその基本姿勢で臨んでいきたい、このように考えております。

市政を執行していく上において、より多くの市民の皆さんの声を聞き、可能な限り、その声を受けとめる中で、進むべき方向性を示していきたいという思いで申し上げたものであり、決して私自身の思想や信条を封印して、市民の皆様明らかにしないという考えは持っておりません。

今後、市民の皆さんと意見交換をする中で、必要と判断すれば、みずからの考えを示し、理解を求めていくことは、当然、あるものと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、御答弁をいただきましたが、新聞記事とは極めて違う内容の答弁であったと思うわけです。

そしたら高知新聞の記事が、市長の発言したこととは違うことを記事にしたのかなど、こう思うわけですが、今、お話のありましたように、自分の考え方を、思想信条も、これから必要なときは出していくということ、今、

言われましたが、本当にそうなるのか。そうするとすれば、今まで、先ほど触れたように、市議4期、県議1期やってきた、この中で果たしてきた役割、市民の信頼を得てきた内容、こういったものについて、違う結果が、行動が出てきているんじゃないかと思うわけです。

先ほど述べましたように、いろいろ議論した結果、市長の考えも出したけれども、最終的に、全体として市長の考え方と違う方向にまとまったという場合は、長であろうとも、当然、起こってくるわけですが、最初から自分の考え方を言わずに、これへ同調していく。

例えば、基地を誘致するとは言っていないというが、議会に出された請願書の中では、海上自衛隊が宿毛に居を構え、倉庫や燃料庫、さらに弾薬庫まで構えることになっている。これでは、軍事基地ともいえる。これまでの単なる入港とは全く違ってくる。

また、自衛隊の潜水艦が入港するようになれば、米軍の原子力潜水艦も入港を求めてくる可能性がある。自衛艦の入港を認めているうちに、米軍のイージス艦が入港するようになったこと等でもわかるとおりであります。

こういったことから見ると、単なる今までの自衛艦の入港ということから一步踏み込んで、自衛艦部隊が宿毛に住みつくということですが、市長はこういうことに対して、こういう宿毛市にしたいという考え方なのかどうか、お聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

私もかつて市議に、そして県議にもお世話になってまいりましたけれども、常に市民の幸せ、地域の発展、そのために私は全力でやってきた、そのように思っております。

そういう流れと、今の御指摘、市長として活動している、仕事をしていることについては、

いささかも違っておりません。

私はそういう延長線上に自分の集大成、そういう方向があると、これが私の今の役割だという思いで、封印という言葉にあるんですけども、私はそういう思いで、いう点での指摘をされたんですけども、そういうこととは観点をきちんと位置づけて、私はこのような答弁をさせてもらいたいと思います。

そして、先ほどの基地化の問題と拠点港の問題と、これは分けて考える必要があるというふうに、自分としては思いますし、今、宿毛市の中で、大きく市民の皆さんが賛同していただける自衛隊との関係においては、これはもう、漁業にも影響がない形での、ここにおける人員の休息であるとか、物資の補給であるとか、こういう地域の産業の振興に伴う、そういう中で、私はぜひとも利用していただきたい、こういう形での陳情をしてきた、要望もしてきたわけでごさいます、私の観点としては、そういう点での答弁とさせていただきます、このように思います。

以上です。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 市長は、市議、県議をやってきた延長線上だと言いましたが、この線も真っすぐな線なのか、どこかで曲がって、延長には変わらないで、どこから曲がって、こういって。延長には変わりないですが、どうも市民の皆さんから見たら、方向が曲がっていった延長線になっているというふうに、皆さん、見ている人も多いわけです。

できれば、そういう市議、県議をやってきたときみたいに、真っすぐな考え方でやっていく、そういうことは必要やないかと。

それと今、もう一つ、市長が言いました、これも新聞記事にも載ってましたが、漁業に影響を与えない拠点としてなら、自衛艦に来ていた

だきたいと、今もそういう言い方をしましたが、新聞記事でもそうなっていますね。

市長は、潜水艦が潜ったままでたびたび出入りしても、漁業に影響はないと考えているのでしょうか。漁業に影響を与えないならという言葉は、与えないなら入港いいよと。与えるなら入港だめよというふうにもとれるわけです。

そうであるならば、影響を与えるか与えないか、研究調査してから、その結果を見て判断すべきではなかったか。

ところが、結果的には昨年の3月に私が一般質問で取り上げて議論したその後、4月11日には、市長はこの問題について、自分の考え方を決めて、防衛庁に対して宿毛湾へ潜水艦を、市長は拠点という言葉を使いますが、私は内容から見て、実質的基地というようなものだ。これを誘致するというのを、わずかな期間のうちに決めているわけですね。

本来なら、きちんとした調査をして、そういう影響を与えないという確信を持ってやるべきじゃなかったのかと。常にそういうものを、入ってきてしまったら、もう、あなた影響を与えんうちに出て行ってくれという代物ではないわけです。

そういった面から、慎重を要するべきだったんじゃないかと。このことについて、市長の考え方をお聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

前段の、いわゆる市議や県議をやっていた当時の延長線という言葉を使わせていただきましたけれども、私はその目的である国の平和と人々の繁栄、幸せ、これを求めることについてを、まさに私は真っすぐそれを求めてきたつもりでございます。

しかし、その手法によって、私は意見の違いがある中で、分かれ道をとってきたということ

でございます、その辺は誤解のないような認識をしていただきたいというふうに思います。

そして、漁業への影響等についてでございますけれども、私も時間が、期間が迫った時期ではございましたけれども、本省へ陳情、要望に行くときには、関係者の皆さんと地区の皆さんや漁業関係者の皆さん、そういう方々にも相談をして、今の時点では、こういう形での御理解の中で、進めれるものだという事で要望に行ったという経過でございます、全く何もしてない、後からつけ加えたということではございません。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、釈明はいただきましたが、私から見て、漁業に影響を与えないということを繰り返しながら、与えるのか与えないのかはっきりせんのに、すぐにオーケーを出したということについて、そういうやり方を進めていくのであれば、最初から、3月の時点から、内心、この問題についてはオーケーよと。自衛艦入港に賛成するという考え方やなかったかと。昨年3月の議会の議論の中で、そういう回答があってもしかるべきじゃなかったかと。わずか後の4月21日には、もうはっきりとした態度を出しているわけですので、この漁業に影響を与えないという確信はどこで得たのですか。それを聞きたいです。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まだまだ私どもが請願をしても、このことに行き着くまでには、さまざまな過程、論議、市民の皆さんとの話し合い、そういうことも十分重ねながら、進めていかなければならない、非常に大事な課題でもあると思います。

そうした中で、宿毛市全体の産業を、どう本当に、これから過疎や高齢化が進むこの地域を

守っていくのか、そういうことの、市民の皆さんもあわせて大きな論議を起し、そして私は、決めていくべきことでもあるというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、説明をいただきましたが、やはり前後逆になっていると思うんですね。

しかし、もうこれ以上は、これを繰り返しても、市長の気持ちというか、腹の中はほぼわかりましたので、私はこれ以上、詰めていくつもりはございません。

次に、もう一つの問題ですが、2番目の問題。集団的自衛権行使容認への対応についてですね。これについては、これも新聞記事ですが、安倍内閣が進めようとしている集団的自衛権の限定的行使容認論、これについても、憲法解釈の変更による容認についても、明確に反対の意思表示をされています。

このことについて、この市長の回答、私は高く評価するわけでございます。さきの問題とは逆になります。

そこで、当然、他の自治体首長には反対、賛成、安倍さんの考え方に賛成というのがあります。このことについて、思想信条の封印を、今回の場合は解除したのかと。ある面で言うたら、自分の思想信条に基づいて、こういうものはものを言うわけですので、このことについて、市長の考え方をお聞きしたい。

なお、集団的自衛権行使について、市長は反対といいますが、いま一度、明確な態度をみせてもらいたい。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほどの、思想信条の封印という言葉については、これは長い話し合いの中における、その

部分の形の中で掲載されたものでございまして、その方向としては、最初に答弁したように、本当に皆さんと議論をしながら、市長としての仕事をしていきたいということを申し上げたわけでございます。

ですから、今後もその場その場で、市長としての立場の中で、考え方は明確に述べていきたいというふうには思っております。

この集団的自衛権の行使への対応についての質問があったわけでございますけれども、6月3日付の高知新聞に、県内首長の集団的自衛権行使に関するアンケートの回答が掲載されました。私は、国の自衛権は、独立国の固有の権利として、我が国も保有しており、その意味で、現在の自衛隊は必要であると考えております。

一方、集団的自衛権については、関係国と多様な事例での判断が求められ、自衛の域を超えた拡大解釈につながるものが懸念され、武力の行使を認めない憲法の本旨に反するおそれがあると、このように考えています。

日本政府もこれまで、独立国として、個別的自衛権も集団的自衛権も保有はしているが、我が国は憲法第9条で戦争の放棄をしているために、集団的自衛権の行使はできない、この立場を繰り返してまいりました。

今回、現政権が憲法解釈の見直しによって、限定的であれ、集団的自衛権の行使を可能とすることは、私は問題があると考えます。

現政権が集団的自衛権の行使が必要と判断するのであれば、広く憲法論議を起し、国民の多くの指示を得て、必要な手続を得るべきと考えています。

この問題に関して、みずからの考えを封印せずに、明確にしたことは評するとか、あるいは今後もこの方向で進むのかとの御質問をいただきましたが、先ほど申し上げましたように、私

は自分の考えを封印して、市民の皆さんに明らかにしないとの考えは持っておりません。

私自身の考えを求められるならば、必要な範囲でお話もさせていただくつもりであります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 集団的自衛権についての市長の考え方はお聞きしました。

なお、この集団的自衛権の問題につきましては、きょうは中身については、深くは話しませんが、安倍首相の解釈改憲については、多くの識者から、時の政権が憲法の規定を自分の解釈で都合のいいように変え、それでもって海外で戦争を始めることについて、大きな批判が起きているわけです。

自民党の加藤元幹事長や山崎元幹事長も、立憲主義を否定するものとなる。やりたいなら堂々と改憲してやるべき。安倍さんは戦前へ回帰しようとしていると批判をしております。

また、村上誠一郎元行政改革担当相は、4月10日の新聞で、ドイツの政党の名前を挙げながら、ファシズムの危機を感じるというようなことまで話したという記事が載っているわけです。

こういったように、保守的な人の中でも、やはり安倍さんの今やっている集団的自衛権でもって、地球の裏側までも自衛隊を派兵しようかということについては、非常に危惧がたっている。そういうことについて、先ほど、市長は、お話ありましたように、これについては、宿毛市長としてはだめだという方向を明確にしたのは評価できるわけです。

なお、宿毛市長も先ほど触れましたように、あと1年半です。こういう時期にあって、市民の信頼をさらに得るような、市長は思想信条は封印してないと言い直しましたので、それを信用することにいたしますが、これからも本音を

出して、議会でも市民の間でも議論を進めてもらいたい、このように思うわけです。

このことについて、あえてもう一度、市長の考え方をお聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほど答弁したとおりでございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、簡単な答弁をいただきましたが、あと1年半、自分の考え方を出して、真っすぐ進んでいくという答弁をもらえるかなと思ったんですが、ちょっと残念な気がするわけです。

この問題については、以上で終わって、次に進んでいきます。

2番目に、身体障害者等への施策についてお聞きします。

まず、1番目に意思疎通支援事業についてでございます。

障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正されたことに伴い、これまでの手話通話等が、意思疎通支援事業に名称変更されました。

障害者と障害のない人との意思疎通を支援する手段は、手話通話、要約筆記のみならず、代読、代筆、触手話ほか多くの意思疎通の方法が幅広く解釈できるようになりました。

このことに伴って、意思疎通支援事業の取り組みが強化されることになったわけであります。

私も、障害者関係の催しに参加する機会が多くありますが、特に要約筆記は、高齢化社会の進行の中で、参加者に喜ばれています。

しかし、宿毛市内における講演その他の行事では、要約筆記や手話通話などが少ないように感じます。

そこで、意思疎通支援事業を宿毛市行政としては、どのように取り組んでいるか、手話通話や要約筆記などを中心にお尋ねします。

この事業の具体化は、平成25年3月27日、厚生労働省社会援護局傷害保健福祉部企画課自立支援振興室長からの通知、「地域生活支援事業における意思疎通支援を行うものの派遣等について」に基づき、事業を実施しているものと思われていますが、その内容についてお尋ねします。

まず1番目に、意思疎通支援事業実施要綱を作成し、それに基づき、事業を実施しているかどうかをお聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

身体障害者等への施策についての、意思疎通支援事業についての質問でございます。

身体障害者の方々に対する施策に関し、手話及び要約筆記の意思疎通支援事業について、利用と制度の概略及び要綱等の作成状況及び、事業は適正に実施されているかとの質問であったと思います。

利用につきましては、平成25年度においては、手話通訳45件、要約筆記ゼロ件。平成26年度におきましては、6月現在で、手話通訳8件、要約筆記ゼロ件の実績となっております。

制度の概略につきましては、聴覚または音声機能、もしくは言語機能障害を有する方のうち、手話通訳者等がいなければ、意思疎通を図ることが困難であると認められる場合に、手話通訳及び要約筆記を行う者の派遣を受けられる制度となっております。

事業の実施については、社団法人高知県聴覚障害者協会及び社会福祉法人小高坂厚生センターに委託し、実施しております。

なお、本事業は、全額公費負担となっており、利用者負担はありません。

要綱等の作成状況についてですが、障害者自立支援法が平成24年6月に改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法が、平成

25年4月に施行されました。

これに伴い、同年12月、宿毛市地域生活支援事業実施規則の全文改正を行うとともに、必須事業であります意思疎通支援事業を規定し、その規定に従い、適正に事業を実施しているところでございます。

なお、今後の再質問の場合、事務的な、あるいは詳しい、詳細な数字等が求められる場合もあるかと思っておりますので、所管の福祉事務所長のほうからお答えをさせていただきたいと思っておりますが、よろしく願いをいたします。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今説明をいただきましたが、この支援事業の中の手話通話、これにつきましては、ある一定、数字が出てきておりますが、要約筆記については、全くない、ゼロという結果が出ました。

これは、私は手話通話は、それぞれ発信するほう、受信するほうは、その内容をわかってないと理解できんわけですが、それはそれで必要でありますし、また、もう一つは、先ほど触れたように要約筆記、これは全くゼロということですが、これにつきましては、この手話通話のルールがわからなくても、要約筆記やったら理解できるという高齢者等もおるわけです。

そういった面から、今後、要約筆記についても取り組んでいただきたいと思います。

次に、宿毛市内における現在の登録団体数とこの手話通話、それから要約筆記別にお聞きします。それともう一つ、運営委員会の設置と開催回数。これは、それぞれ運営委員会をつくらないかんことになってますが、運営委員会の設置年月日はいつなのか。そしてまた、開催回数はどうなのか、お尋ねします。

○議長（今城誠司君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原敏郎君） 福祉事務所長、8番、浅木議員の一般質問にお答えします。

意思疎通支援事業に関する登録団体数、運営協議会、それから開催回数についてという御質問でございます。

まず、市内の登録団体数ですが、手話通話についてはゼロ件です。事業実施するに当たっては、先ほど述べました聴覚障害者協会への委託により、高知県手話通話者登録証の交付を受けている方を、その都度、派遣をしております。

その中には、宿毛市内の方が1名おられます。要約筆記については、「さくら」という要約筆記のボランティア団体での登録が1件ございます。

次に、運営協議会についてですが、宿毛市単独で設置していましたが自立支援協議会を拡大するため、平成22年10月に大月町、三原村、宿毛市の3市町村が共同で地域の障害福祉システムを構築するための中核的な役割を果たすことを目的とし、幡多西部地域自立支援協議会を立ち上げました。

具体的には、地域における障害者等への支援体制に関する課題についての情報共有、関係機関等の連携強化、地域の実情に応じた体制の整備についての協議を行うもので、設置については、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定されておりますように、努力義務とされております。

その委員の構成としましては、行政はもとより、授産園や社協といった社会福祉事業所等も含め、20名の委員を委嘱することで運営しております。

また、本協議会は、全体会、事務局会、市町村部会、専門部会で構成をされており、必要に応じてそれぞれの会を実施しており、開催回数としましては、平成25年度には事務局会を1回、専門部会を12回実施しております。

全体会と市町村部会については、障害福祉計

画の見直しが行われる際に開催をしておりますが、昨年度は計画期間中となっていたこともあり、開催をしております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、御説明をいただきましたが、私が見る限りでは、市町村別に立ち上げないかみたいなの、この運営委員会というものを、そういうふうに通達を見てとったわけですが、これは広域といいますか、周辺市町村をまとめてやってもいいということになっているのかどうか、そこのところだけ確認させていただきます。

○議長（今城誠司君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原敏郎君） 浅木議員の御質問にお答えします。

市町村単独で協議会の設置が義務づけられているのではないかとありますが、障害者総合支援法の中では、共同で、または単独で設置することができるとなっております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、説明を受けましたので、納得しました。

次に、この意思疎通支援事業に対する予算措置はどうなっているのかについて、お尋ねします。

障害者総合支援法の事業として、厚生労働省所管の障害者福祉予算で賄われていると思いますが、これに対する年間予算総額、また共同でやっているということであれば、その運営委員会にかかわる協議会の場合も、それぞれ市町村から分担をするようになっているのかどうか、その点をお聞きします。

あわせて、要約筆記、手話通話等をやってもらう場合、支出基準、支払い基準、こういったものについてはどうなっているのか、あわせて

お聞きします。

○議長（今城誠司君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原敏郎君） 浅木議員の一般質問にお答えします。

予算措置の状況と支出基準ということでございますが、まず、予算措置の状況ですが、平成25年度は、45件で22万8,260円の支出を行っております。

そのため、本年度におきましては、当初予算では、地域生活支援事業委託料として、まとめて計上をさせていただいておりますが、そのうち意思疎通支援事業につきましては、昨年度並みの22万2,700円を予算計上しております。

また、支出基準ということですが、手話通訳者派遣については、手話通訳者1人当たりで申しますと、30分までは1,000円で、その後は30分刻みで500円加算されていきます。派遣が20時以降となった場合は、さらに500円加算されます。

そのほか、旅費を実費、派遣手数料を1件当たり500円としており、それらを合計した金額を委託料として支出しております。

要約筆記者派遣事業としては、30分までが500円で、その後は30分刻みで500円加算されていきます。

そのほか、旅費は実費、派遣手数料は1件当たり500円、パソコン等を使用しない場合は、ロール代やペン代として1件当たり800円としており、それらを合計した金額を委託料として支出をしております。

以上でございます。

申しわけありません。市町村の運営費の分担金についてですが、済みません、確認をしまして、後ほど答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（今城誠司君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原敏郎君） 失礼しました。運営協議会の運営費に関する分担金ですが、それぞれの市町村で負担をすることになっておりまして、分担金としては発生をしております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、事務的な説明については、説明をいただきました。ほぼわかりましたので、最後に市長にお尋ねします。

先ほど、説明していただいたように、この事業については、まだまだ普及が進んでいないというふうに、宿毛では思うわけです。

私もあちこち行って見た、先ほども述べたように、要約筆記を会場でやっているところは十分あるわけです。そういった面から、今後、この意思疎通支援事業、特に手話とか要約筆記、こういうものについて、どのように普及をしていくのか、市長の考え方があると思いますので、お聞きしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

普及拡大についてですが、議員御指摘のように、本事業を必要とされる方々に対しては、適時、周知を図っていきたくと考えております。

また、講演会などの公的事业については、現在も主催者側による手話通訳者等の配置もふえるなど、一定、普及への取り組みがあるものと認識しております。今後も、普及拡大に向けて、手話通訳者や要約筆記者を活用していただくよう、公的事业へのより一層の取り組みを働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今後の普及につきましては、今、市長のほうから一生懸命、取り組んでいくというような意味のお話をいただきまし

たので、それを期待して、この意思疎通支援事業についての質問は終わります。

次に、パーキングパーミットについて、お尋ねします。

パーキングパーミット、これは障害者等用駐車場利用証交付制度でございます。これは、障害者等用に設置されている駐車場に、障害者等でない人が車をとめ、障害者等が利用できないという現状を改善するためにつくられた制度であります。

障害者の中には、内部障害、例えばペースメーカー装着者など、外見では障害者かどうかわからない方もあり、このため、障害者等用の指定駐車場に、障害者等でない人が駐車しても、施設管理者が施設の適正な利用について、必要な指導を行うことができない状況がありました。

こうした状態を改善するため、高知県は障害者等用駐車場が利用できる対象者を明確にするため、申請のあった障害者に利用証を発行することにしました。

利用証の発行を受けた方は、指定された障害者等用駐車場を利用するときには、フロントガラス付近に表示し、適正な利用者であることが誰にもわかるようにするものであります。

この制度は、平成23年2月から運用が開始され、高知県下の公的施設はもとより、民間施設でもこの制度に基づく身体障害者等用駐車場の設置が広がりつつあります。

今、ここへ私が持ってまいりましたが、これは皆さん、よく見かけると思いますが、これは障害者でありますという印ですね。これを車に表示する。これは量販店等、どこでも売っているので、言いかえれば障害者であってもなくても、手に入れることができるわけでございます。

しかし、今、話をしましたこのパーキングパーミットについての証書というものは、こうい

うものになっております。

こういうものを発行してもらって、これを車の内側の見えるところへかけておいたら、これはこういう県の発行したものを持っている、本当の障害者だということが、施設管理者からわかるという表示になっているわけです。

こういうものを申請して発行してもらおうと同時に、これは使える場所がなかったら意味がないわけです。通常の身体障害者マークのある駐車場では、これ要りませんので。そうじゃなしに、これと同じような表示のある駐車場。宿毛では、私も気をつけて見よるわけですが、片島のほうのある量販店の駐車場に1カ所見かけますが、ほかでは余り見かけないと。

また、公的施設でも、宿毛ではまだ見かけておりません。

宿毛市内では、今、言うたように、またこういう表示のある公的施設の駐車場はないわけですね。こうしたことから、障害者等に優しいまちづくりの一端として、この制度を他の市町村並みに普及すべきではないかと提起し、幾つかの点について質問します。

制度の概略について、まず御説明いただきたい。

利用証発行を受けることができる対象者、発行申請の方法、利用方法、こういったものについてお尋ねします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

パーキングパーミットについての制度の概略ということで御質問がございましたけれども、浅木議員、るるその概要等については、詳細に質問の中で内容を言われたというふうに思っております。

今後の、もう一つありました対象者や申請の方法等、このようなことについては、今回も詳細なことがずっと、るる出るのではないかと想

定しておりますので、所管の所長のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原敏郎君） 福祉事務所長、浅木議員の御質問にお答えします。

対象者申請の方法、使い方についての御質問であります。

対象者としましては、身体、知的、精神障害者で手帳をお持ちの方のうち、一定の等級以上の方、発達障害者で移動に介助者の特別な注意が必要と、医療機関等が認めた方、介護認定を受けた高齢者、特定疾患医療受給者証をお持ちの難病患者、けが等により一時的に車椅子などを使用している方、妊産婦の移動に特に配慮が必要な方を対象としています。

申請の方法についてですが、本制度は高知県知事の認定を受ける必要があり、指定の申請書に必要事項を記入し、身体障害者手帳等対象者の身体状況を確認できる書類をお持ちいただくことで申請を行います。

申請の窓口としては、高知県障害保健福祉課及び幡多福祉保健所で受け付けております。

なお、お急ぎでない場合は、市の福祉事務所において受け付けを行うことができます。

使用方法については、こうちあったかパーキング利用証というものが発行されますので、その利用証を車のルームミラー等、外から見えやすい場所に掲示し、障害者用駐車場や、こうちあったかパーキング駐車場の表示がある駐車場で利用していただくこととなります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、制度の概略について御説明をいただきましたが、続けて、宿毛市における利用証の発行数、これはどうなっているのかをお聞きします。

あわせて、宿毛市内のこの制度に基づく駐車場設置数が幾らあるのか、このことの2件についてお尋ねします。

○議長（今城誠司君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原敏郎君） 福祉事務所長、利用証の発行数、それから市内での設置数という御質問でございます。

まず、利用証の発行数についてですが、平成26年3月末時点の数字となっておりますが、総数で134件の利用証の交付となっております。

それから、宿毛市内での設置数ですが、まず、市の本庁舎や文教センターなどの関連施設を初め、国、県の出先機関、福祉センターや土佐くろしお鉄道も含めた公共施設においては、16施設の登録があります。

民間施設においては、量販店やコンビニといった商業施設や医療機関等で34施設の登録があります。

公共、民間を合わせ、50施設で登録があり、スペース数は合計90台分を確保している状況でございます。

登録があった際に、高知県の担当課からは、先ほどの表示用のステッカー、こうちあったかパーキング駐車場、こういった利用証が発行されるわけですが、ステッカーを張りつける場所の問題や、ステッカーを掲示する等、利用証を持っていない障害者の方などが駐車できないということもあり、施設管理者の判断により、あえて表示していないところが多いというのが現状となっております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、御説明をいただきましたが、所長に説明してもらったのは、私が聞いたのは、宿毛市内でという前提で聞いたんですが、今のは宿毛市内にあるものということ

で理解しとってよろしいんですかね。

私がそれほど見かけてなかったということかもわかりませんが、50カ所あるということですので、そのことを確認させていただきます。

なお、それぞれ、まだまだ普及は進んでいるとはいえない状況ですが、訪問した施設に障害者等用の駐車場があり、スムーズに利用できることは、当事者にとって本当に安堵の気持ちになります。

特に、松葉づえや車椅子の人にとっては、雨天時には施設入り口の直近に障害者等用駐車場があれば助かります。

私も義足を装着するまでは、松葉づえでの移動でしたので、雨のときには傘を支えるのに大変苦労し、入り口のそばに身体障害者等用駐車場があつて助かった経験もあります。

こういったことから、この制度については、ますます普及をしていただきたいわけです。

そこで、この問題についての最後の質問といたしまして、宿毛市における今後の普及拡大の方法についてお尋ねいたします。

私といたしましては、各公共施設へまず1コーナー設置すべきではないか、このように思います。

宿毛市役所につきましても、以前は障害者駐車場は1カ所でしたが、今は3カ所か4カ所にふやしていただいております。しかしながら、この制度に基づく箇所は設置されていないわけです。そういった面から、とりあえず各公共施設へ、まず1コーナー設置していただきたい。

先ほどお話にありましたように、全部をこれにすると、これを持ってない人は、この障害者用駐車場に駐車できないということもありますので、とりあえず各公共施設に1カ所設置していただきたい。設置すべきではないか、こう思うわけです。

それから、民間施設への協力依頼、こういっ

たものについても、進めていただきたい。

それから、市民への制度周知、こういったものにつきましても、広報紙すくもやSWANテレビ、インターネット、こういったものを通じて、知らずことができると思うわけです。

こういったものに対する取り組みについて、どのようにお考えかお聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

普及拡大の取り組みとして、公共施設へ1コーナーでも設置してもらいたいとのことですが、県の登録一覧を見ますと、おおむね設置している状況はありますが、まだ登録されていない箇所もありますので、そのような施設には、適時、協力要請等を行ってまいります。

また、民間施設への協力要請については、高知県の担当者が県内の民間施設へ訪問等を行い、普及を進めてきた経緯もありますので、今後も県と協力しながら、要請等に努め、宿毛市としては、市のホームページや広報すくも等に活用し、利用者や施設管理者等に対し、普及啓発を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、市長のほうから、この制度並びに駐車場設置について、普及拡大していく方向に取り組んでいくというお話をいただきましたので、この項目についての質問は以上で終わります。

次に、最後の3番目、四国8の字道路について、質問いたします。

四国8の字ネットワークは、昭和41年に高松市と須崎市間が四国横断自動車道の予定路線に決まってから、間もなく半世紀を迎えようとしています。険しい四国の山岳地帯を縫う難工事のためかと思われませんが、四国の果てで完成を待つ私たちにとっては千秋の思いであります。

それでも、東は四万十町まで、西も宇和島市まで伸び、高知市や松山市への所要時間は随分短縮されました。

早期完成を願う市民のために、より安全で利便性の高い道づくりのため、宿毛市と関係の深い、次のことについて質問をいたします。

まず、1番目に、現在の進行状況と今後の見通しについてお聞きします。

まず、その中で、四万十町中央インターチェンジから西への延伸の見通しはどうか。さらに、宿毛インターチェンジから西についてはどうか。早期完成を目指し、宿毛市としては、今後どのような取り組みをするのかについてお聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

四国8の字道路に関しての質問でございます。国土交通省四国地方整備局は、平成26年4月25日に記者発表した内容で御報告をいたします。

四国全域で整備が行われておりますが、四国西南部について、説明をいたします。

まず、当市に一番関係する中村宿毛道路は、平成31年度中に、平田インターチェンジから宿毛インターチェンジまでの7.6キロメートル、そして四万十町から黒潮町に至る片坂バイパスは、平成30年度中に四万十町西インターチェンジから拳ノ川インターチェンジまでの6.1キロ。

次に、宇和島市の宇和島道路は、平成26年度中に岩松インターチェンジから津島高田インターチェンジまでの3.5キロが、供用開始となる予定でございます。

次に、黒潮町から四万十市に至る佐賀四万十間については、本年度から事業化に向けた取り組みが開始されております。

先日、愛媛県と高知県知事が連携して要望し

ていく旨の新聞報道がありました。現在、高速道路の開通している市町村を含め、各県独自を含め、圏域を越えた関係市町村が、整備促進期成同盟会を立ち上げ、地元出身国会議員を初めとして、県議会、市議会と連携する中で、あらゆる機会を捉えて要望をいたしております。

25年度中の活動につきましても、20回近い要望活動を、市長、課長あるいは議長、さまざまな、副議長も含め、いろんな機会の中で要望活動を強めてまいってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、御説明をいただきましたが、まだ完成するまでには大分、期間を要するというふうに思いますが、今、市長からお話のありましたように、引き続いて早期完成に向けて、取り組んでいただきたい、このことを申し上げておきます。

続きまして、2番目の中村宿毛道路の和田小森へ建設するインターチェンジ周辺の工事について、お尋ねします。

先ほど議論したとおり、多くの方が早期完成を待つ道路であり、地元でも可能な協力や妥協はしているところです。

しかし、インターチェンジの出入り口を住宅地の、しかも既設の市道に沿って建設する選定をしたため、非常に多くの問題が惹起されています。

地元では、国土交通省から工事内容の説明を何度も受け、改善点を国土交通省と話し合い中であります。

宿毛市行政としても、地元住民の生活環境を可能な限り悪化させないよう、国土交通省に要望するよう、求めるものであります。

中村宿毛道路の出入り口が、和田小森の現国道56号線と、市道の三差路へ建設される計画

となっているが、このことによって、ラッシュ時など、交通渋滞を起こさせない構造とする必要があります。

今でも朝のラッシュ時には、車の渋滞が、宿毛自動車教習所から宿毛大橋近くまで続いてまいります。この状態が、さらに延びるおそれがあります。

このことを指摘して、国土交通省に改善を求めているわけであります。

また、国土交通省の担当官も、私たちの、渋滞がより厳しくなるんじゃないかという質問に対して、否定はしていません。

なぜそうなるかについては、一つの交差点に中村宿毛道路への入り口と出口、宿毛市道正和二ノ宮線の入り口と出口、さらに管理道の出入り口もつくるため、5本の車線が国道56号線と交わり、それに交差点の東西と北には横断歩道も設置され、信号の待ち時間も80秒になるようであります。

信号も想像しがたい複雑なものになるものと思われま。

交差点予定地は、現在、朝8時過ぎのラッシュ時には、東へ走る車両が5分間で117台もあり、これを信号で80秒とめると31台、約200メートル近くも渋滞が見込まれます。こうした渋滞の発生は、地元和田地区のみならず、宿毛市民全体が、今後、長期に苦勞することになります。

中土佐町インターチェンジのように、完成後に不備が見つかったも、改修は困難をきわめま。こういったことから、こういう渋滞を発生させない構造にするよう、国土交通省に求めているわけですが、このことについて、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

交差点の件についてでございますけれども、

現在、国土交通省と高知県警察本部との間で交差点協議が行われており、その内容等について、中村河川国道事務所により、地元説明会が実施されております。

浅木議員におかれましても、地元でございまして、この説明会に参加していただいておりますが、地元からの意見を取り入れる中で、よりよい交差点になるよう、働きかけをしてみたいと思いますので、どうか今後とも御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） よりよいものにするように求めていくということですが、先ほども述べましたように、でき上がってしもてからでは、なかなか改善はできないということです。今のうちに、宿毛市としても、懸命に取り組んでいただきたい、このよう思います。

次に、工事中の安全対策についてお伺いします。

工事中の安全対策を徹底して、地元住民の事故や工事関係者の労働災害を、今後一切発生させないこと。特に、工事関係車両の事故から、通学児童を守る万全の対策をとることを求めるものであります。

このインターチェンジの工事では、早くも労働者の死亡事故を発生させております。

労働者も地元住民にも事故に遭わせない、こういった対策が必要であります。特に、先ほども述べましたが、子供を事故に巻き込む、こういうことはあってはならないわけでございますが、こういった安全対策について、宿毛市としても、市民の命を守るという観点からどう取り組むのか、お尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

工事の施工に関しましては、質問の趣旨は当

然のことでありますので、より安全な工事施工に努めていただきますよう、宿毛市として働きかけをしてみたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、交通災害等含めて、災害を発生させないように、国土交通省に指導を求めていくということですので、昨年みたいな事故が発生せんように、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

最後に、国土交通省職員、工事関係者の言動が非常に地元でも問題になっております。

この国土交通省職員や工事関係者の言動によって、トラブルも発生しているわけでございます。そういった面から、こういう地元住民との間にトラブルを発生させないような対応を、国土交通省の職員並びに工事関係者に徹底するように求めるものであります。

現在、国道56号線沿いの民家3軒は、既に立ち退きを余儀なくされました。さらに自動車道入り口近辺の民家2軒も、立ち退きを求められています。工事や立ち退きをめぐって、国土交通省の職員や建設工事者から、心ない言動を耳にし、人々は悩まされているわけです。

安い補償料で先祖伝来の田畑や住宅をとられる者の身になって、役人は事を進めるべきであります。

こういったことから、事業を円満に進めていくためには、事業全体の進め方も必要ですが、職員の資質、業者の資質、こういったものも非常に大事になってくるわけです。

そういうことで、地元住民との間に、今後そういうトラブルを発生させないような取り組みを、国土交通省に求めていただきたい。このことについてお尋ねします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

国土交通省の開催する説明会等に、宿毛市の担当部署も参加をさせておりますので、地元からどのような御意見があったかの報告は受けておりますが、工事のスムーズな進捗には、地元の意見を取り入れることは重要と考えておりますので、中村河川国道事務所及び地元の議員である浅木議員との情報共有を密にすることで、トラブル回避可能なものについては、尽力をしてみたいと思っておりますので、どうかこれからも、ぜひとも御協力をお願いしたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 最後に、市長のほうから、私にも協力依頼がございましたが、私は地元で、地元の要望実現のために取り組んでおりますので、そのことにつきましては、逐次、市長のほうへも報告して、私の立場より市長の立場でものを言うてもらったほうが効果あるものについては報告をいたしますので、市長のほうこそ、ぜひ努力していただきたい、このようにお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（今城誠司君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時16分 延会

平成26年  
第2回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（平成26年6月17日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈淳司君  
次長兼庶務係長兼調査係長 松本政代君  
議事係長 柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君  
副市長 安澤伸一君  
企画課長 出口君男君  
総務課長 山下哲郎君  
危機管理課長 楠目健一君  
市民課長 立田ゆか君  
税務課長 岩本昌彦君

会計管理者兼 会計課長	滝本節君
保健介護課長	児島厚臣君
環境課長	佐藤恵介君
人権推進課長	杉本裕二郎君
産業振興課長	黒田厚君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	岡崎匡介君
都市建設課長	川島義之君
福祉事務所長	河原敏郎君
水道課長	金増信幸君
教育長	立田壽行君
教育委員会 委員長	増田全英君
教育次長兼 学校教育課長	沢田清隆君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原一君
学校給食 センター所長	山崎善文君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（今城誠司君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） おはようございます。

11番、一般質問を行います。

きょうの新聞を見ますとというか、きのう、ここで聞いていたわけですが、市長は市民の幸せのためという基本姿勢は変わってないということで、市議会議員を始めてから20数年余り、一貫してそういう姿勢できたということですので、明確な答弁、また市民にわかりやすい答弁をお願いしたいというふうに思います。

それでは、通告に従って質問をしていきます。

まず、第一に、宿毛マラソンの現状とこれからの予定についてお聞きをいたします。

先日というか、もう2週間ぐらい前ですか、の新聞にも、宿毛マラソンという名称に決定したということと、日にちの問題であるとか、数点のことは新聞報道されていたわけですが、現在、実行委員会によってどのようなことが決まっているのかについて、まずお聞きをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

11番、寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

宿毛マラソン実行委員会での決定事項について、お答えをいたします。

実行委員会においての主な決定事項としては、大会名、開催日時、コース概要、種目、予算について決定がなされております。

まず、大会名称につきましては、さまざまな御意見をいただく中で、宿毛マラソンに決定い

たしました。また、より印象に残る名称にするために、サブタイトルをつけることに決定いたしました。

開催日については、平成27年4月18日、土曜日に決定し、12時30分のスタート予定となっております。

コースにつきましては、細部については、警察にも御意見を聞きながら、常任委員会や専門部会を開催し、順次、決定していくこととなりますが、大筋といたしましては、主に、以前行っていた花へんろマラソンの前半コースを活用するようになっております。

具体的には、芳奈の総合運動公園から、主に県道宿毛津島線を通り、宿毛大橋から松田川右岸土手を折り返すハーフマラソンコースを2周するフルマラソンコースに決定いたしました。

種目につきましては、大きく分けまして3種類の部を設定いたしており、まず、2人ペアのリレー方式で、ハーフマラソンコースを1周ずつ走る、ペアによるフルマラソン。次に、1人でハーフマラソンを2周する、1人でのフルマラソン。最後に、1人で1周するハーフの部の3種類となっております。

最後に、予算編成につきましては、収入、支出ともに1,290万円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問いたします。

ただいま、4点ぐらいの決定事項があるということで、お聞きをいたしました。

その中で、今回のコース設定については、ハーフマラソンを2周するというコースを利用するというところでございますが、特に1人でフルマラソンを走る方にとっては、同じコースを2度回るといふのは、魅力に欠けるんじゃないかというふうに思うんですが、フルマラソンを行うということ、市長として、昨年の12月の

時点で公約をした、そのことを守るといふか、そのことを、約束を守るために、ハーフを2周するというコース設定にしたんじゃないかというふうに思いますが、この点について、市長の考えをお聞きをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

以前、市長がフルマラソンをということを行ったために、ある意味で見たら、無理に2周するようなコースを選んだのではないかというふうな質問もございましたが、そのようなことはございません。内容については、答弁で答えさせていただきますけれども。

まず、ハーフコースの設定で2周するフルマラソンでは、ランナーにとって魅力に欠けるのではという質問も、中にはございました。

2人で1周ずつ走るペアの部を推奨はしておりますが、1人で2周するフルの部のほうにとっては、現時点では全く同じコースを2周するわけですから、新鮮味という部分については、議員御指摘のとおり、懸念しているところであります。

しかしながら、松田川を中心とした宿毛の雄大な自然と、さわやかな春の香り、また同じコースでも、2周目には太陽も西に傾き始め、季節は違いますが、宿毛湾に沈むだるま夕日をイメージしていただき、再度、冬場に宿毛を訪問していただけるきっかけになっていただけないかと考えてもおりまして、1周目と2周目で違った宿毛の自然を楽しんでいただけるのではないかと、期待をいたしております。

さらに、今回のコースに設定につきましては、1度中止したマラソンに、新たに取り組むという条件のもと、これまでとは違うものと思っただけのものでなければ、ランナーの方々にも興味を持っていただけないのではないかと、そのためにも、まだ余り全国的に実施されていな

い2名ペアで、協力してフルマラソンコースを走っていただくものを全面にPRしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問いたします。

ハーフマラソンということで、あのコースが。今までのフルマラソンのコースとは、また違うコースになるわけですが、これは、6年ぐらい前ですか、今までの花へんろマラソンのコース設定をしたときに、フルマラソンの公認をとっていると思うんですが、今回、このハーフマラソンのコース設定をする場合に、公認コースとして認定をとって行うのか、また、もし、とるのであれば、どのような形で予算化するのか。

今回、6月議会に提案されてます実行委員会の補助金の中にそれが含まれるのか、そのことについてお返事をいただきたいと思っております。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

今回のコースにつきましても、公認をする予算を、今回の予算の中に計上しております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 予算化をしているということですので、ハーフマラソン、またフルマラソンの記録として残るといふふうになるとは思うんですが、フルマラソンにこだわって、先ほど聞きましたように、2周という形をとったんじゃないかというように、私は感じておりましたので、あえてここでもう一度聞きますが、ハーフマラソンを中心とした大会にする。また、小中学生であれば、3キロ、5キロというコース設定をすれば、小中学生の参加も望まれるというか、望める。そのことによって、例えば、今回のスタート時間は12時半スタートということを目途にしているようですが、午前中の時間

に市民、また市内外の皆さんに、陸上競技場に  
来ていただいて、実際に陸上競技場の中へ、施  
設内に入っていただいたり、施設を見ていただ  
くという、以前行われてました、スポレクの一  
種のようなイベントをセットで行えば、芳奈の運  
動公園というか、宿毛市総合運動公園の中に、  
より多くの人に来ていただけるような1日のイ  
ベントになるんじゃないかというふうに思いま  
すが、今から、まだ最終段階を詰めていく段階  
でございますので、そういうようなことが計画  
できないのか、そういうことのほうが、私はよ  
り多くの市民、また皆さんが集まれる大会にな  
るんじゃないかというふうに考えますが、市長  
のお考えをお聞きいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

この大会は、以前の花へんろマラソンを実績  
とした新たな大会として、マラソンを通じて宿  
毛市を全国へPRし、全国から多くの方々を呼  
び込みたいとの思いから、実施させていただ  
くように取り組んでいるものでございます。

フルマラソンにつきましては、実行委員会  
の中で多くの人を呼び込むためには、全国的にも  
人気のあるフルマラソンが適しているのではと  
の意見が多く、現在のそのような方針、採用に  
至っております。

また、できるだけ長く、宿毛市へ滞在してい  
ただけるように、走り終わった後には、ボラン  
ティアやスタッフの皆さんも参加して、後夜祭を  
開催をし、宿毛の海の幸や山の幸を堪能して  
いただく、市民との交流も行うイベントも、あ  
わせて開催したいと考えております。

御提案いただきました、以前行っていたスポ  
レクのような、総合的なスポーツイベントは、  
小さな子供さんから御年配の方まで、幅広い年  
齢層の方が参加でき、スポーツへの意識高揚、  
市民の皆さんの健康推進に非常に有効であると

考えており、今後もさまざまな企画をしてい  
きたいと考えておりますが、宿毛マラソンに取  
組んでいくのか、あるいはまた別のイベントと  
して取り組んでいくのかも含めて、教育委員会  
や宿毛マラソン実行委員会とも連携して、今後  
も検討は続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） スポレクのようなこ  
とについては、今後、検討していくということ  
ですので、ぜひ検討していただきたいというふ  
うに思います。

ただ、今回、フルマラソンのコースについて、  
ハーフマラソンコースを利用するというので  
すので、これまでの橋上、松田川上流部を利用  
した花へんろマラソンのコースということにつ  
いては、地域の住民も、これまで一生懸命協  
力してきたと。ぜひ、今回、これからの大会も、  
利用するようであれば、協力も惜しまないとい  
う声も聞いたこともあります。この沿線住民  
に対して、どのように説明をしていくのか。

また、隣のウルトラマラソンであったり、四  
万十町で開催されてます桜マラソンのように、  
やはり地域住民との触れ合いということを考え  
ると、2周よりも1回のコースどりというのが、  
魅力を持った形になるんじゃないかというふう  
に思うんですが。

この沿線住民への説明と、継続して、魅力あ  
る大会にすることに対して、市長としてどのよ  
うな考えをお持ちであるのかについて、お聞  
かせを願いたいというふうに思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

これまでの花へんろマラソンの開催に当た  
って、沿線の皆さんにはコースの清掃から、当  
日の警備、応援まで、多大な御尽力をいただき  
ました。

今回の新たなマラソンのコースの選定においては、ランナーの皆さんを対象に行ったアンケートや、交通の安全面、花へんろマラソンが中止に至った課題など、総合的に実行委員会等で検討を行った結果、最終的に宿毛マラソン実行委員会で決定されたものです。

沿線の皆さんにおかれましては、マラソンの再開を楽しみにされ、再開となれば、これまでのコースが主体となるのではないかと考えていた方もいるとは思いますが、決定に至った経過を、地区の皆さんに十分説明をし、御理解をいただいて、引き続き、御協力いただける、そういう形でお願いをしたい。

そうした中で、今後も、今までも応援してくださいました沿線の皆さんが、さらに楽しみにしていただき、また協力もしていただけるような、そして継続することにつながるような、そういう形で御協力をお願いをしたい、このように思っております。

以上です。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 継続していける大会にしていきたいというふうには思いますが、ただ、今回の、今までの実行委員会の中で決まっている項目の中で、4月18日という日程を設定したというふうにお聞きをいたしました。4年に1度のことではあるというふうには思うんですが、統一地方選挙の真ただ中というか、多分、来年の日程、まだはっきりは聞いておりませんが、県議選が終わり、市議会議員選挙の告示日の前日というふうな日程設定になるんじゃないかというふうに思うんですが、こういう時期に開催することにおいて、市民の協力、市民ボランティアの協力であったり、市職員の動きの中に難しい点が出てくるんじゃないかというふうに考えますが、その対策について、何かお考えでしょうか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

開催日と統一地方選挙との関係についてですが、平成27年4月は、これまでの流れでは、第2日曜が高知県議会議員選挙の投票日、第4日曜が宿毛市議会議員選挙の投票日となる予定であります。

しかしながら、今日までの新たな競技に取り組む検討会や、マラソンの準備委員会や、実行委員会の検討の中で、4月開催と考えられたものであり、4月に開催するのであれば、両選挙戦にも最も影響が小さいであろうと思われる日として、市議選の告示日前日を実行委員会においても決定がなされたものであります。

実行委員の委員や、市民の中には、選挙にさまざまな形でかかわられる方々もいるとは思いますが、市議選の告示日ではあります。マラソンに携わることが可能な方も多くいるのではないかと、実行委員長の方も考えておりますし、実行委員会の委員も、そう考えていただいている方も多く、実施日の最終決定になったものでございます。

さまざまな2回の、そのような選挙と重なる部分はあるんですけども、可能な限り、先ほど言ったような、動ける方々もたくさんおると思われますので、全力で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 市長は告示日と言いましたが、告示日の前日ですので、お間違いのないように。

ただ、市議会議員選挙は、それこそここにいる市議会議員14名を決める選挙であり、県議選というのは、宿毛、大月、三原の地域を代表とする2人の議員を決める選挙であります。

候補者の数等々から、関係する人たちの数を

考えれば、どちらが多くの人がかかわるのかというのは、必然的にわかると思うんですが、あえて市議会議員選挙の前日を設定したということになると、宿毛市全域で、選挙にかかわる方も多くいるというふうに思いますので、本当にその日の決定がよかったのか、市の職員も多分に忙しい職員が出てくるんじゃないかというふうに思います。決定したということですので、できるだけというか、支障のないような大会運営を心がけていただきたいというふうに思います。

マラソンについては、これ以上は質問をいたしません。

次に、職員採用と配置についてということで、質問通告をさせていただきました。このことについて、質問をさせていただきます。

昨年の6月議会に、私、同様の質問を行っております。そのときに、市長は答弁の中で、基本的には全員正規職員でということを行ったというふうに認識しておりますが、現在もそのお考えに間違いはございませんか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

昨年6月の適正配置の寺田議員の質問に対して、年度により、さまざまな状況等もありますが、原則、正規職員で採用すべきではないかと、答弁をいたしております。

以上です。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 考えは昨年と同じであるというふうに、今、お聞きをいたしました。

というところで、現在、宿毛市に正規職員と臨時職員として配置されている職員の数について、お示しを願いたいというふうに思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

平成26年度の正規職員数は304名で、臨

時職員は、6月1日現在、89名です。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

正規職員が304名で、臨時が89名、これは庁内だけなのか。千寿園、保育園等も入った職員なのか、後でお示しを願いたいと思いますが、この臨時職員に対して、かなりな数が、5分の1ぐらいになるんですか、5分の1強ぐらいになると思うんですが、全職員の。どのような基準、また選考によって採用をしているのかについて、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） まず、臨時職員の人数、89名は、庁外も含めてなのかということですが、そのとおりでございます。

続いて、職員採用とその配置についてということの、採用についてでございますけれども、臨時職員の採用は、求める業務内容が各課において多岐にわたり、異なることから、各課がそれぞれ面接を行っております。

採用募集については、これまでのハローワークにおける求人申し込みのほか、ことし3月から、総務課人事係にて履歴書の提出による登録制を開始しております。

また、選考に当たっては、総務課人事係にて、面接時における協定書を作成しており、担当課において、所属長や担当職員による面接を行い、協定書の基準に沿い、職種による専門能力や求める業務内容を確実に遂行できるかどうか、見きわめることとしております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問を行います。

臨時職員については、各課でそれぞれ求める職種によって採用しているということですが、それこそ昨年は正規職員が、事務職だ

けで15名程度、採用があった。今年度は3名ぐらいの採用しかなかったというふうに記憶をしていますが、先ほど、市長は、基本的には全員正職で配置をしたいという気持ちは変わっていないということも言われましたし、3月の私の質問に対して、千寿園の指定管理の移行に関するスケジュールとの調整もあり、臨時で対応せざるを得ないというふうな答弁をいただいたというふうにも記憶をしていますが、実際、平成29年度からの指定管理の移行を目指しているというふうに聞いておりますが、この29年度までという、ことし26年度始まったばかりですので、まだ3年間ある。その中で、千寿園の正規職員は、多分19名だったと思うんですが、その中で9名は最終段階まで、正規職員としての配置が必要であるということも聞きましたので、10名を3カ年で割ると、大体、1年、3名から4名程度の配置がえというか、市の職員として採用していく行程を経なければいけないというふうに思います。

それから考えると、市の職員の採用は、ことしの採用が非常に少なかったんじゃないかというふうにも感じておりますが、この千寿園の正規職員の一般職への組みかえというのは、もうちょっと慎重に行っていくべきじゃないかというふうにも考えますが、この点についての市長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

当然、現在の千寿園の正規職員を迎えるに当たっては、慎重なそういう対応をしていく。計画的な形の中で、移行していくように進めなければならない、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 失敗しましたというわけにはいきませんので、慎重の上に慎重を期

してやっていただきたいというふうに思いますが、私は千寿園の職員、特に寮母という形で職についている方が、一般職、事務職にかかわるというのは、非常に精神的なストレス等もあるというふうに感じますし、寮母として長年やってこられた方が、事務職にはなかなかなじめない。私はようしないという方もあると思うんですよ。その方に対しての対応についても、しっかりと考えて、対応をしていただきたいということを、この点については申し添えておきたいというふうに思います。

次に、これはちょっと、また、千寿園とはかわりますが、職員の配置についてお聞きをしますが。

これは、その職員の資質や能力について、どうこう言うつもりもありませんし、市長の人事権を侵害するつもりは毛頭ありません。ただ、今回、4月の異動において、選挙管理委員会の局長と監査委員の事務局長の兼任辞令があります。これは、来年の統一地方選挙を控えたこの時期に、大丈夫かというふうに、私は心配するわけなんです。この兼任辞令を出したということについて、市長のお考えをまずお聞きをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

今回の定期異動で、選挙管理委員会の局長と、監査委員事務局長とを兼任することとなり、選挙管理委員会の局長が、専任ではありませんが、これまでの他市の状況や行政実例を見ましても、兼任の事例があることから、差し支えないものと認識をいたしております。

また、選挙事務を行う体制としては、係長1名、兼務職員1名のほか、選挙管理委員会での事務経験がある職員を初めとする併任発令の職員が25名おり、来年度の統一地方選挙に向け、準備を進めるに当たり、事務に支障はなく、大

丈夫である、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 事務に支障はないというふうに考えているということですが、事務の仕事だけが選管の仕事ではないわけで、日々の選挙にかかわる、また市民からの問い合わせ等にも対応しなければいけないというふうに、私は思います。

それと、監査委員会の事務局についても、例月であったり、7月には決算監査がある時期ではないかというふうに思いますが、7月には、選挙管理委員会も、農業委員会の選挙が予定されているというふうに思いますが、この時点で決算監査の業務と農業委員会の選挙管理事務が重複して行わなければならないというふうに思いますが、このことについても、大丈夫なんですか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

そのような業務についても、支障なく進めれる、このように認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 職員の能力が高いということでしょうね。できるということですので、これは、それこそあったら大変ですので、ないようにやっていただきたいと思いますが。

この兼職について、私もちょっと、地方自治法等も見させていただきましたが、地方自治法の180条の3のところで、兼職ということで、他の執行機関との関係を定義した条項がございますが、この中では、執行機関の長と、もう片方が補佐する形での定義はなされているというふうにも感じるんですが、両方がその部署の長を兼務するということが、その個人の職員に対して、非常に負担が重過ぎるんじゃないかとい

うふうに思いますが、これは、できるだけ早く、一人の職員に負担のかかる形を解消すべきではないかというふうにも思いますが、このことについて、市長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

地方自治法においても、決してそういう形での違法性はないというふうに認識をいたしております。

今後のことについては、さまざまな配置体制であるとか、職員のそのような、今後のいろいろな配置等の中で、考えていかなければいけない。これで固定したものではないということは、そのとおりだと思います。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 次に、このことについてというか、臨時職員の、先ほど89名ですか、庁内にもかなり多くの臨時職員がおることは、私のみならず、ここに座っている議員の皆様も、よく感じると思うんですが、見かけない顔がいっぱい、今、ございます。

これは、職員間でも、どこの課に属している職員かわからないという話も聞くんですが、これ、職員証を、皆さん、ここにおられる皆さんも首からかけておりますが、何か見分けのできるような形にできないのか。それと、現在、私たちの手元にも、職員の配置表というのが、人事異動後に配付をされておりますが、この中には、臨時職員は記載をされておられません。その採用期間であるとか、時期であるとかいうのもあるとは思いますが、できれば各課の中に、臨時職員も併記した形で職員配置表をつくる、作成をするということも必要ではないかというふうにも思うんですが、この点についてお考えをお聞きいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

臨時職員が増加傾向にあることから、既存の職員証ではわかりにくいとの、職員の中からも声があり、今年度から職員証のひもの色を、正規職員は青色、その他臨時職員等は緑色へと色分けを行い、職員証へは課名のほかに、臨時職員と、新たに明記を行い、改善をいたしました。

また、職員配置表への臨時職員の表記につきましても、課内においては、表記をいたしております。

職員配置表そのものは、対外的には提出するものではございませんので、また臨時職員は、業務内容や、育児休業や病気休暇の代替等により、雇用期間が異なることから、配置表への記載は行っておりません。

各課に掲示しております職員配置表にて、これは先ほどお答えしましたけれども、配置表にて御確認いただきたい、このようにお願いいたします。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 正規職員が青で臨時職員が緑ということ、今、初めてお聞きをいたしましたので、今度から気をつけて、そういう形で見させていただきたいというふうに思います。

臨時職員であろうと、非常に資質の高い職員はいっぱいおりますので、それによって見分けることにいたします。

最後、この職員採用と配置については、この質問で最後にしたいというふうに思っているんですが。

以前、一度言ったというふうにも思うんですが、職員採用について、臨時職員の中からも採用するような、採用枠のようなことができないとか、今、一般企業では、よく取り入れられてますインターンシップであるとか、いうこと

を積極的に取り入れて、採用試験の参考にするということも、地方行政としてもすべきではないか。

一般企業は、よりよい人材を早く見出し、その職員を採用することによって、企業のレベルアップを図ろうということで、そういう取り組みもしていると思うんですが、地方行政にも、そういうことが今、求められているんじゃないか。よりよい職員を、より早く見出し、それを採用していくということが必要なんではないかというふうに、私は思いますが、市長の考えをお聞きをいたしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

寺田議員御提案ございました職員採用における、臨時職員の皆さんの枠を設けてはとか、さまざまな、一定、具体的な提案がなされましたけれども、私どもとしては、より能力の高い、これからそういう市職員として、どんどん成長していただける、そういう方を採用したいというのがもとでございますから、さまざま今後も、採用の方法については検討し続けていきたいと、このように考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 職員の採用について、今までもよく言われる、公務員学校出身の方は、1次試験の成績は、なかなか高いというふうなこともよく聞きますが、当然、人の技量をはかる場合に、試験というのが一つの大きな物差しですが、そのことだけが、個人の持った能力ではないというふうに思いますので、皆さんに、それこそ市長が当選当初に言われましたように、疑念の持たれないような採用の仕方、またより能力の高い職員を採用できるように、考えていただきたいというふうに思います。

ということで、次の質問に移ります。

3項目めとして、再編計画と耐震化についてということで、通告をさせていただきました。

小中学校の耐震化につきましては、これは教育長にお聞きをいたしますが、先日と言うか先月でしたかね、の新聞報道で、宿毛市は62%余りということで、小数点の数字をよく覚えてませんが、という報道がなされました。

保護者とか住民にとっては、ほかの市町村と比べると、ちょっと低過ぎる数値が出ておりましたので、心配ではないかというふうに思っておりますが、教育委員会として、もう少し丁寧に、地域、保護者に説明すべきではないかというふうに思いますが、この点について、御答弁を願いたいと思います。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） おはようございます。お答えをいたします。

先日の高知新聞に、宿毛市における平成26年4月1日時点の学校施設の耐震化率が62.2%という報道がなされました。

現在、耐震化が完了していない施設といたしましては、校舎では宿毛小学校、平田小学校、松田川小学校、それから宿毛中学校の4校。それから、体育館では、大島小学校、松田川小学校、橋上小学校、沖の島小学校、宿毛小学校、東中学校の6校の施設となっております。

このうち、平田小学校校舎につきましては、現在、耐震工事が実施中でございますので、宿毛小学校、宿毛中学校の両校につきましても、今夏から耐震工事を実施することとなっております。

また、そのほかの施設につきましても、来年度には補強工事が完了するように、市長部局との連携に取り組んでおるところでございます。

議員より御質問をいただきました耐震化率について、もう少し丁寧に説明すべきではないかとの点でございますが、このことにつきまし

ては、従来より、教育委員会のホームページで、毎年、一覧表を掲載しております。

また、昨年度実施をいたしました再編計画についての保護者との意見交換会の際には、未耐震施設についての現状と、補強計画をお示しをしてまいりましたが、もう少し丁寧に説明するべきではとの御提言でございますので、今後、宿毛市の広報でお知らせする等、説明方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 宿毛広報等ということですので、広報であれば、全戸配布ということもありますので、より市民に知らせる方策をとっていただきたいというふうに思います。

ただ、私は、議会としても、これは何回か議論をしてきたことですので、ここにいる議員たちは、皆さん御存じと思うんですが、宿毛市は包帯工法、IF値による包帯工法を採用しておりますので、これが宿毛市内の小中学校全て耐震化を終わったとしても、100%ということにはならないんじゃないかというふうに思っておりますが、このIF値での耐震化によって、文科省のいう耐震化でいうとどれくらいの耐震化率になるのか、最終的な。これが100%になればいいんですが、そうじゃないというふうにも感じておりますので、そのことも、どのような形で保護者等に知らせていくのかについてお聞きをしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

御承知のように、耐震工法については、3種類ほどの方法がございますが、宿毛市において、IF値で改修を行って、耐震化率はどのようになるのかと御質問であります。IF値に限らず、IS値以外の基準により、耐震化をした施設については、先ほど申し上げましたように、

文科省の発表をする耐震化率には反映されるものではないです。

そのために、I F値で補強工事を行う宿毛小学校の校舎につきましては、今後も発表される耐震化率には、反映されないこととなっております。

しかしながら、議員の皆様も御承知のように、宿毛市としましては、I F値による基準の有効性については、十分であると判断をいたしておりますので、宿毛小学校の校舎も含めまして、全ての学校施設について、平成27年度中には耐震化が図れるように、現在、取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） I F値よっての耐震化で、宿毛市内の小中学校全ての学校が耐震化できる、27年度中には完了する予定であるということですので、これは市民の皆さんにも知っていただきたいし、ある程度で、ある面では安心をしていただきたいというふうに、私も思うんですが。

これ、きのうの山戸議員の質問の中で、きのうの高知新聞にも、議会報のところに出てますが、ちょっと気になったので、これを市長にお聞きをしたいというふうに思いますが。

市長は、宿毛小学校は避難場所としては、利用は可能であるというふうに、きのうの質問の答弁で、したというふうに思います。新聞にもそのように書いて、緊急避難場所という書き方ですが、新聞は、というふうに書かれておりますが、この避難ビルとしては、指定はしないと。ただ、個人の責任で緊急避難場所として避難することについては、可能ですよというの、ちょっとわかりにくいというか、もっとはっきりと、基本的には避難場所じゃないですよというふうに言うべきじゃないかと思うんですが、こ

の点については、市長、答弁ができればお願いしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛小学校は、耐震化をしても、避難場所として指定はしないということになっておりますので、そのような表現になるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 避難場所ではないので、勝手に逃げ込むという考え方ですか。

住民が勝手に逃げ込むことについては、許しますよと、市として、いう考え方でいいのか。もし間違っていれば、また訂正を願いたいと思いますが、そのように僕は聞こえましたので。

できれば、避難場所は、しっかりとした避難場所を市として指定をし、特にまちの中に住む住民の方には、震災時、また津波が来るとされたときには、ここに逃げてくださいという指導を、市としてはすべきだというふうに思っておりますので、小学校は指定しない建物でありますので、そこに逃げ込むことについて、余りこのことで議論するつもりはないんですが、そういうことになるんじゃないかと。

私は、指定しない限りは、そこには逃げない方向で指導すべきじゃないかというふうに思うんですが、その点について、答弁があればお願いしたいと思います。

もう1点、昨日の質問の中で、すごく気になったのですが、高台の移転に関して、都市防災推進事業での予算編成をしているというふうに、市長は説明をした上で、補助対象外に該当する事業があったら、補助金の返還も想定しているというふうな答弁をいたしました。

これは、最初から返還を想定して、事業展開をするということが、行政が今からやろうとす

る事業でいいのかなというふうを感じるんですが、この補助対象外になるかもしれないという事業が、もしわかっていればお示しを願いたいのと、最初からそういう補助事業で対象にならない、補助金返還が可能な事業を事業の中に組み込んでやっていくということが、行政として正しいやり方なのかについて、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 寺田議員に申し上げます。会議規則55条の議題外にわたっておりますので、今後、発言に気をつけてください。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 通告になかったということで、答弁ができないということです。あえてこれ以上は聞きませんが、その前段の耐震化について、これは耐震化に関連して、その避難場所として指定していないところというのは、このことについても、市長として答弁がないのか。もしあればお願いをしたいと思ます。

あると思いますので、答弁をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛小学校の耐震化後の避難場所のことについてでございますけれども、宿毛市が避難場所として指定をしているのは、その建物が、例えば夜間であっても、それなりにきちっとそこに避難をできるような、人が配置されているとか、あるいは外階段で屋上に、市民誰でもあがっていけるとか、そういう建物について、また指定をしております。

ですから、宿毛小学校に関しては、夜間誰もいない、そういう状況でございますので、しかもまた、もう一つは、すぐ裏に忠霊塔という、高台も整備しておりますので、できるだけ、まず一時避難場所としては、高台に避難をしてほ

しい。

しかし、さまざま避難できない、あるいはまた、災害によってさまざまな事象が発生すると思いますので、そうした場合には、個人の責任になるわけですが、しかし、非常時ですから、私はその辺のところは、個人個人勝手にとかいう判断が強くなるのではなくて、非常に公的な意味に、公的といいますか、社会的な今の状況の中で、私は納得できる状況が含まれるというふうに思います。

そういう点では、地域の地区長さんとも事前に確認をとるとか、いろんな形で、非常時の場合、避難場所ではないけれども、市民の皆さんがそういう非常時には使うことのできる、ほかに逃げることのできない人たちには、そこに避難してもらうということも、私は可能であるというふうに答弁をしたつもりでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） このことについては、もう通告外ですので、これ以上は聞きません。

この再編計画について、続けてお聞きをいたしますが。

この3月に教育委員会が発表した再編計画の中に、橋上中学校は36年度まで、現在の小学校の生徒が全員、橋上小学校の生徒が橋上中学校へ入学すればということを前提に、36年度まではということで書かれておりますが、昨年もことしも、校区外通学ということで希望があり、橋上中学校に、昨年入学したのは3人、今年度は1人ということで、教育委員会の想定とは大きく変化をしているというふうに、私は感じておりますが、この状況を、教育委員会はどのように認識し、判断をしているのか、まずこれについてお聞きをいたします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

再編計画策定時の教育委員会の想定を、大きく変化していると思うが、この状況をどのように判断しているのかという御質問でございますが、再編計画の見直しに際しましては、検討した資料でありますところの、今後の児童生徒数の予測は、あくまで住民基本台帳上の子供の数字のみを基準としております。

このため、議員が御指摘の校区外通学を初め、例えば県立中学校であるとか、私立中学校へ入学する子供たちの数については、想定はできておりませんで、現再編計画において、橋上中学校については、生徒数が現状の予測で推移をすれば、つまりは、橋上中学校区の子供たちが全て橋上中学校に進学をすれば、という仮定的な条件において、平成36年度をめどに統合するという表現にしております。

過去に、議会におきましても、現状に変化があれば、再編計画を適宜見直す必要があるというふうに答弁させていただいておりますように、今後もそのような想定外の状況が続くようであれば、再度、再編計画の見直しについては、検討する必要があるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

**○議長（今城誠司君）** 11番寺田公一君。

**○11番（寺田公一君）** 見直しも含めてというふうなお返事でしたが、やはり地域住民としても、校区外に通学する子が年々出てきている。

しかし、教育委員会は、昨年夏時期に一度、各学校での状況等を聞き取り調査に来ただけで、一切、それからの地域との話をするような時間の設定もされてない。

その上に、今年度は1人しか入らなかったということで、非常に不安に思っているというのが現状ではないかというふうに思うんですが、ぜひ教育委員会、また市長も一緒になって、地域の人と話し合い、今後の学校のあるべき姿、

子供たちをどのような形で教育をしていくのか、これを話し合う場をもっていただきたいと思うんですが。

これは教育長と市長にお聞きしますが、特にこの少子化というか、生徒数の減少が著しい橋上地区の住民、保護者とこれからどのような形で向き合っていこうと思っているのか、それをお聞きをしたいと思います。

**○議長（今城誠司君）** 教育長。

**○教育長（立田壽行君）** お答えをいたします。

もっと保護者、地域との対話を持つべきであると思うがとの御質問でございますが、昨年度の取り組みにつきましては、御承知のように、夏に保護者と意見交換会を実施したことを初めとしまして、その後においても、数回にわたりまして、各学校のPTAの会長さん、それから副会長さん等に集まっておきまして、意見交換会を実施いたしました。

その際には、橋上小学校、中学校においても、PTA会長さんや会長代理さんに参加をさせていただきまして、橋上地区における率直な御意見もお伺いをいただく中で、現在の再編計画を策定をまいりました。

しかしながら、先ほどの質問で答えをさせていただきまして、今後、橋上中学校への生徒の入学が予想どおりに推移しない状況が続く状況等に変化があれば、必要に応じて、保護者の皆様を初め、地域の皆さんとの対話を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（今城誠司君）** 市長。

**○市長（沖本年男君）** 寺田議員の質問にお答えいたします。

もっと地域の皆さんや保護者の皆さんと話し合いをすべきではないかという御質問でございます。教育長の答弁同様、地域の皆様からそのような要望があれば、いつでもそのような会

を催し、意見を聞いていきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 話し合いをしていくということですので、これからは積極的にしていただきたいというふうに思うんですが、ただ、現在、小学校のほうには、逆に宿毛方面から校区外通学ということで、3名の子供たちが通学をしてきております。

中学校においても、交通手段さえあればということで、そのような気持ちのある保護者、子供等もあるというふうにも漏れ聞こえているんですが、例えば、特区のようなもの、また特認校の指定をする等のことにおいて、橋上小中学校へ子供たちが通学することを、教育委員会として真剣に考えてみてはどうかというふうに思うんですが、これは教育長にお聞きをしたいと思えます。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 御提言ありがとうございます。

宿毛市教育委員会におきましては、昨年の12月議会で答弁をさせていただきましたとおり、指定校変更につきましては、保護者の意見を可能な限り尊重させていただいております。

ただし、指定校変更が行われた場合の通学方法については、各学校とも、各家庭による送迎などをお願いしております。

現在のところ、議員のお話のように、宿毛方面から橋上地区への指定校変更についての保護者からの要望については、中学校ではございませんが、通学手段について、検討しておりませんが、今後そのようなお話があった場合には、指定校変更基準に沿って、検討をさせていただきたいと思っております。

また、通学特区の指定につきましては、昨年

の3月議会の答弁で、私のほうから報告させていただきましたとおり、本市におきましては、複式学級の改善を図りながら、学校の適正な規模、適正な配置を考慮して、学校再編計画を策定して、学校を再編することによって、教育効果を図るように取り組んでいるところでありますので、現在のところ、特認校を設定するように考えてはおりません。

しかしながら、さまざまな条件で、学校に行けない子供であるとか、どうしても学校では勉強したいけれども、校区の中の学校には行けない子供については、いろいろな方法があるとは思いますが、その中の一つとして、橋上小中学校を選択することは可能であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 橋上地域というのが、これまでも私も、何度もこの場でも例に出しながらきたことがあると思うんですが、非常に地域性の温かい、子供たちを受け入れる環境もありますし、これまでも不登校であった子供たちが、笑顔で卒業したという例も出させていただいて、ぜひ小さいながらも、一生懸命、子供たちの学力の向上、またクラブ活動等についても、一生懸命やろうという姿勢を見せている学校に、子供たちが笑顔で通える環境づくりを、教育委員会としても真剣に考えていただきたいというふうに思います。

今回、先ほどの質問の中で、通告外ということで言われましたが、大きく捉えて、私は学校再編の中での項目であるというふうに感じて質問をさせていただきましたが、議会の場で、はっきりと説明のできる行政であってほしいというふうに思って聞きましたが、いろいろな指摘がありました。

私は、この議会、毎回のように質問させてい

ただいてますが、よりよい執行部と市民とのかけ橋となれるように頑張っていっております。

これが、皆さんの批判であれば、そうなんです、これからも一生懸命、議会として、議員として努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の質問を終わります。

○議長（今城誠司君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時13分 休憩

-----

午前11時23分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 13番、一般質問をいたします。

宿毛小学校の改築について。

1番目として、避難行動要支援者、高齢者、身体障害者等への対応について。

地域住民、特に高齢者の方からは、高台までは逃げることができないので、宿毛小学校に避難したいという声が多くあるが、こうした方々への対応について、市長はどのように考えているか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 濱田議員の一般質問にお答えいたします。

まず、避難行動要支援者への対応についてという形での御質問をいただきました。

まず、高齢者や身体障害者の方など、避難行動要支援者の避難につきましては、やはり地域住民同士の助け合い、いわゆる共助の部分が肝心でございます。

そういった方たちの避難方法を、地域で話し合っていかなければならないと考えています。

次に、宿毛小学校を津波避難場所とすること

についてですが、まず、近辺の避難場所を整理しますと、宿毛小学校裏山の忠霊塔、水道課付近の高台などがございます。

また、津波避難ビルとしては、市役所、ハイツ江ノ島、大井田病院を指定しておりますが、新たにJA宿毛支所屋上への屋外階段を設置予定であり、また、文教センターの南側に民間企業の社屋建設が検討されているということをお聞きしていますので、今後、津波避難ビルがふえていくことが見込まれる状況であります。

私としましては、津波からの避難は、まず高台、どうしても高台まで逃げることができないと判断した場合は、できるだけ高い建物、津波避難ビルに避難することが原則と考えております。

また、津波避難ビルの指定の基準といたしましては、津波の浸水深以上の高さがあることはもちろんですが、夜間も使用できることを前提条件としております。

以上のことから、本年3月議会の一般質問でも答弁いたしましたとおり、すぐ近くに高台がある以上、宿毛小学校を津波避難ビルとして指定することは考えておりませんが、今年度、耐震化する予定となっておりますので、耐震化後は、かぎを区長さんに渡しておりますし、緊急時には避難者が校舎内に避難できるような対策もとりたいと考えています。

いずれにしましても、避難行動要支援者の避難を考えた場合、学校の階段にしても、高台への避難路にしても、介助が必要なことになりはならず、それならば、より安全な避難場所に避難できるよう考えるべきだと思います。

しかしながら、これも前回の答弁で申しましたが、そのときの状況によって、宿毛小学校に避難することが最善であると判断された場合は、避難していただくことが可能です。

これは、宿毛小学校に限ったことではなく、

例えば津波が目の前に迫っている状況の中で、近くに高いところが2階建ての建物しかない場合には、そのときできる最善の行動として、そこへ避難すべきだと考えます。

ただ、浸水想定に対して、高さが足りない建物や、夜間に入ることのできない建物を津波避難ビルとして、事前に指定することはできないということを御理解いただきますよう、お願いをいたします。

なお、先ほども答弁しましたように、現在、街区におきましては、近隣に忠霊塔や水道課付近の高台、幾つかの避難ビルもありますし、現在も萩原の高台や、新たな避難ビルの指定等、地震、津波への備えとして、さまざまな検討、準備をしているところでございます。

こうした対策を進める中で、街区の高齢者を初めとした、避難行動要支援者の方々の避難する場所がないという事態が決して起こらないよう、官民あげて万全の備えをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

今、小学校の裏山、忠霊塔の話が出ました。

それで、3月議会にも市長に申しましたけれども、2人の方が、障害者用の車でのぼってもろうたわけです。それが、全然上まで行きつかなくて、途中でとまってしまったと。共助がなければ、絶対にできないと私は思っております。

それで、仮にこれが学校になれば、一応、その階段のところまででも逃げていければ、手を差し伸べてくれると。スロープで、なかなか後を振り返って人は助けてくれません。私なんかも、仮にそうやったら、自分が先に逃げます。

それは、はっきり言うて、なかなか共助という市長は言ってますけれども、共助だけでできるものではないです。やっぱり自力でもあが

れるようなことを考えてやらんと、行政としてはだめだと思うんですが、その点、市長はどのように思ってますか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、要支援者、避難の支援者の方の避難の場合には、これはもう、当然、自力では難しいわけですし、共助、あるいは公助、そういう力が、必ず皆さんの力が要するというふうに認識をしております。

そういう点で、先ほども答弁しましたけれども、高台の階段と、あるいは学校の階段、そういう点では同じような状況もございます。

そして、すぐ近くには、市役所にはいつも誰かが常駐しておりますので、避難場所、避難ビルとして指定しております。ぜひともそういう場合に、できるだけそういう方が、そういう状況になったときには、市役所のほうに来ていただきたいし、あるいは手前にある江ノ島ハイツだとか、そういうところもございます。

しかし、それでもなおかつ、一番そこが、小学校が最善だというときには、私は使っていたいて、それこそ結構だと。結構だというか、使うべきだというふうには判断をしておりますので、決してその辺は事前に区長さんにもかぎを渡すなり、このような形で、市役所のほうは宿毛小学校への避難については、こういう基本的な考え方を持ってますよということを、地域の皆さんに知っていただきながら、私は十分理解していただける、そういうところではないかと認識をしております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 北村金物店跡に田村商事さんが避難ビルを提供してくれるという話がありました。そして、またJA宿毛支店、農協の跡。跡ではなくて屋根の上ですか、そこに

も避難場所としてつくってくれると。

それはありがたいんですけども、これ、例えば車椅子の人とか、そういう方が自分で、一人で上のほうに逃げれるというような装置は全然ないんですか、お聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まず、JAの屋上への避難ビルとして使っていただくための外階段の設置ですけども、今後、計画をしていくわけですけども、今の段階では、そのような形で、いろんなつり上げていく形であるとか、いう手法も他のところでは、避難ビルの階段に取り付けもされているようなところもございます。

そういうものが、これは今度、建設される、補助をいただいて建設する個人のビルについても、今後、どのような形で避難階段を、外づけ階段をつくるのか、その辺のことは、今後いろんな形で判断をして、最終的には決めていかなきゃいかんと思いますが、現段階では、そのようなところは、まだ想定はしておりません。

以上です。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 要支援者への対応については、大体わかりました。まだ完璧ではないということは、市長も認めますね。市長も、共助とか公助がなければ逃げられないと、それを自助だけでも逃げれるということ、やっぱり考えていただきたいと。

それについて、お答えをお願いします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほどもお答えしたと思いますけれども、そういう方々であっても、自力で、できるだけ避難していただけるところまでは避難するという形にはなるというふうに思います。

これはまた、そういう方々に対しては、今後

の宿毛の防災計画の中で、そのような方々に対して、地域としてどういう形で対応するのかということについても、論議をして、あるいは地域とも話し合っ、今後の方向を出していかなきゃいかんというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） それでは、もう一度、3月にまた質問した問題でございますけれども、文科省の指針改正について、それをどのように、学校問題ですね、それをちょっとお答え願います。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 学校整備について、文科省の指針改定について、まだこれは3月議会でも指針改正されていないということで長引いたわけですが、今回、またどのようになっているか、市長のほうでちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

議員も申されましたように、学校施設の整備の指針については、3月議会でも答弁したとおり、正式に通知された改定指針ではなく、案の全容や、それによる財政支援、方法等も、具体的には示されておりませんので、現時点における答弁は差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、報道によると、来月中には指針が具体的に示されるとの話もお聞きしますので、その後、勉強を重ねて、議員からお聞きいただく機会があれば、答弁はさせていただきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） わかりました。そして、来月中には大体めどがつくということで

よろしいでしょうか。

いや、聞き出したわけではないんですか、文科省のほうに。

一応、結論がまだ出てませんから、指針が示されてから、もう一度、再質問させていただきます。

そして、臼杵小学校PTAの取り組みについて、質問。

高台よりも現在地への建てかえのほうが工期が短縮できると、臼杵のほうの人も、宿毛の人も、皆そのように思っているわけですが、仮にこの高台に宿毛もつくった場合は、10年以上の歳月を要すると、そのように私は思っておりますが、市長、この点について、どれくらいの日数がかかるか、もう一度。

約、完成までにはどのくらいの日数が必要なのか、お答えをお願いします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほどの文科省の指針については、先ほど言いましたように、その方針の具体的なものが出るので、来月には出るので、今後、我々としても勉強を重ねて、そのことに対する対応を検討していくということの答弁でございます。

それから、現在の高台造成してまですところに改築ということになると、やっぱりまだ、めど、まだ人様の土地もあるわけですから、いつ建てられるとかいうことは言えませんが、やっぱり、10年近くかかるのではないかと、うな判断をいたしております。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問を行います。

私は、10年以上も高台を待たなければならぬのであれば、宿毛のこの老人の方たちの寿命がいつまでもつかかわりませんが、今、生きている人たちは、大体が、80歳近くの方が、大部分にきているわけです。

その人たちが、でき得れば、やはり今の場所に建ててほしいという要望がたくさんあります。

だから、議員の皆さんにも、また執行部の皆さんにも、まちの、お年寄りたちの声を聞いてくれということ、私は何回か言ったことがありますが、誰か訪ねてきましたかというたら、誰も来ませんという話が、五、六人の方に聞きました。

そしたら、やはり10年以上もかかるのであれば、今のところで建てれば、安価で、4、5年で建つのではないかと。もう一度突っ込んでその話をしてくれと。そしたら、議会の方々もわかってくれるんじゃないだろうかという話も伺いました。

そして、1年365日、24時間で考えれば、8、760時間ですか。それを、小学生が学校に行っている間は、就学中の時間がやっぱり1千五、六百時間から、長くて1、700時間ぐらいだというあれが出てます。

しかし、その間、2割にも満たない時間です、学校におるのは。そして、そのほかは、学校以外で、家で遊んでいるか、公園で遊んでいるか、勉強しているか、学校以外のところになります。

そういうところの時間が、極端にいったら、5分の1が学校で、あとの5分の4は自宅、またはそのほかというようになります。

そういうときに地震がきた場合は、どのように対応するか。私はやはり一般の方も、生徒も、お年寄りも、一番避難しやすいのが、現在地での建てかえではないかと、このように思っておりますが、市長、この点について、どのように思っていますか。お答えをお願いします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛小学校の建設位置についての御質問でございましたが、私としては、まずこの宿毛市の、特に街区エリアにおいて、2次避難場所がない

という、こういう現状を踏まえて、2次避難場所となる高台を早急に整備しなければならない、このように考えており、高台の整備については、今後、市をあげて取り組んでまいりたいと考えております。

その上で、宿毛小学校についても、今まで議会や保護者、あるいは市内のプロジェクト会議において、意見交換や、協議をしてきたことを踏まえ、子供たちの安全安心の確保のためには、高台へ移転することが望ましい、このように考えております。

しかしながら、宿毛小学校については、直ちに耐震化工事を実施することとなっており、街区の皆さんの意見、先ほども出ました文科省の学校施設整備指針の改善等、さまざま考慮すべきことがありますので、今後におきましては、いろんな角度から、再度、勉強してまいりたい、このように考えております。

よろしく願いをいたします。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 市長の答弁とまちの人たちの考えの違いというものは、歴然としております。

私は、市長が公約とか、そういうことはもう言いませんけれども、やはり夜間のときとか、そういうことも考慮して、避難場所を設定していただきたいと、このように思っておりますが、それはそれで市長の考えですからいいです。

そして、児童生徒の健全な成長に必要な地域住民と、交流や見守りが可能であり、登下校時の安全が確保しやすいと、現場であればですね。そういうように皆さんが言っておりますが、市長はどのように思いますか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

私としても、子供たちの安全、安心の確保のためには、高台へ移転することが望ましい、こ

のように考えております。

今後もしろんな角度から、先ほど申しましたように、耐震化ができると。今までは、耐震化ができないという前提のもとに、我々は協議もしてきた経緯がございます。耐震化をして、とりあえず子供たちの、倒壊等からの命を守るといふことの担保は、それなりにできるという形になりますので、今後はそのような、今までの協議してきた方向に対して、さらにそれをいろんな角度から勉強させていただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） つい先日も、小学校から回覧で、50代から70代の、黒っぽい服を着て、帽子をかぶった男性の方が、不審者ですね、それが横行しているから気をつけてくださいという回覧が回ってきました。

そのことについて、教育長は御存じですか。

これで、今度は教育長にお聞きしますけれども、不審者対策をする場合、山の上がベターと思いませんか、それとも、今の現状の地がベターと思いませんか、それをお答えください。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

せんだっての不審者については、宿毛警察署の補導係、それから青少年育成センターのほうでも、十分に調査をしましたけれども、その件については、誤報であったということで、処理をしております。

それから、もう一つの御質問であります、子供たちの見守りについては、昨日、山戸議員の御質問にお答えをしましたように、いろいろな形で、高台であろうと平地であろうと、子供たちの生活、それから環境については、地域の人々が見守っていくべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 見守ってくれることは確かにありがたいことではございますが、やはり、山の上で見守るのと、今、自分が起きて、住んでいるところで見守るのと、全然見守り方が違うと思うんですが、その点についてはどのように判断していますか。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

現在、幡多郡内にもたくさんの高台にある学校がございます。近隣では、大月の中学校であるとか、それから四万十市の西土佐中学校であるとかというふうに、地域とはかなり離れたところに学校が存在しておりますが、それぞれの地域では、皆さんの協力によりまして、子供たちの見守りは十分に行われておりますし、それから、学校近辺の方々のサポートも、十分になされているということ聞き及んでおりますので、宿毛市の場合にも、そういう地域の方々の見守りは、十分に可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 教育長は、山の上でも現場でも、見守りさえすれば同じと。皆さんが見守ってくれていると。けど、目が、例えば障害物があって見えないところとか、そういうところで事件は起きているんですね。

そういうことも加味して、やはり教育長は全てのことを網羅しなければならないと、私はそのように思っておりますが。

人目のないところと、人目のあるところで、どちらが事故が起こりよいか、それは教育長も一番よくわかっていると思います。

そういうような観点からも、やはり現場にしてくれという父兄からの言葉も、私はよくわかります。やはり弱者の立場で考えてやらなけ

ればならないと、そのように思っておりますが、教育長はどのように思いますか。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、子供たちについては、そういう社会的弱者の立場にありますので、我々大人が十分に、事故のないように見守っていくということは、常々大切にしていかなければならないことだと思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 学校以外にいるとき、児童生徒が避難しやすく、高齢者や災害弱者の一次避難場所として、有効活用ができる等の理由により、私としては、やはり現在地に宿毛小学校を建設すべきであると考えますが、まずは教育長に御質問いたします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

先ほど市長も答弁いたしましたように、私といたしましても、子供たちの安心安全の確保のためには、高台が望ましいと考えております。

しかしながら、今後におきましては、先ほどの市長の答弁同様、いろいろな角度から、再度、勉強してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

教育長は、高台は安心安全という、安全安心ですか、そういう言葉を何回となく、私は聞き及んでおりますが、私は、夜間に津波が来た場合、教育長、小学生の子に聞いてみたんです。

どこが一番ええかと。今の学校がええか、500メートル先の高台のほうがええか。誰も、今のところへつくってくださいと。近くのほうが、より安心できますという答えをいただいておりますが、その点について、教育長はどう思

いますか。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

夜間についての、議員の御質問でございますが、学校における時間、それから学校での生活時間については、学校で責任を持って避難、あるいはそういう退避等についてはしなければならぬと思っておりますが、夜間等については、これは東北地方にもございましたように、てんでんこという言葉がございますので、それぞれの家庭で、それぞれが最も安全な方法を選んで避難していただくのがベストであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 今、やはり山のほうがベストという言葉いただきました。

確かに、教育長は何度聞いても、やはり山の上が安全安心という言葉は、私も何回も聞いてますが、けど、一番弱者である小学生ですね、小学校で低学年のお子さん方は、山までよりは、やっぱりおんちゃん、近いところに建ててくれと。市長さんにそうお願いしてくれと、おばあちゃんの約束は、市長さんはここに建ててくれるという約束やったと、そういうような苦情も来ているわけです。また、そういうような子供たちの意見も、やっぱり私は聞いてやるべきじゃないかと。

じゃけん、一応、2月26日ですか、文科省の指針がまだ出てないですけども、その指針が出たら、もう一度、市のほうでも、また教育委員会のほうでも、討議してもらおうと、そういうように皆さんには伝えているわけですが。

これについて、もしそういうあれがあるんなら、教育長も、市長もですが、教育委員会、全ての教育にかかわっている方は、会合なり、そういうようなものをもって、もう一度やるよう

にしてくれんかと、そういう話でございます。

これが、教育長、それもできませんという話ならそれでもよろしいですわ。けど、まちの人たちの意見も、私は尊重すべきじゃないかと、そのように思っております。それについて。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほども触れるところはあったわけですけども、街区の皆さん方のいろんな意見もあるということも承知をいたしております。ですから、これから時間も、協議する、いろんな勉強会をする、そういう形もある、意見交換も十分できる、そういう時間ができておりますので、今後、街区の皆さん方からいろんな要望等があれば、そのような御意見を聞かせていただく、あるいはまた、こちらからもお話をさせていただく、そういう会合の場は、ぜひとも、そういう形で要望があるならば、私はさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） ありがとうございます。

一応、そしたら6月議会終了後、7月になるかあれかわかりませんが、宿毛に、一応その会合はやってくれるということでよろしいですね。

それから、また、10月の初旬になると思いますが、この間、ライフジャケットをいただきました。浅見さんという災害復興支援グループ「きぼう」の代表ですが、その方が、10月初旬に宿毛に来て、東北地方の200カ所以上の災害地を回った方です。その方がまた、宿毛でそのことについて話をしたいと。ぜひ、来てやってくださいという話をしました。

それについて、市長を初め、教育長、それから教育委員長、皆さんもぜひ出席していただい

て、そのあれを聞いていただきたい、そのように思っております。

それからまた、この方が10月には、80着のライフジャケットを自費でプレゼントしてくれるらしいです。それも伝えておきます。

大体、教育関係はこれで終わります。

そして、2番目として、宿毛、高石橋への照明器具の整備について。

4月の中ごろでしたか、雨の日の夕方でしたが、宿毛橋の中より南側のところで、自転車で傘を差しているおばあちゃんでしたが、そこで、車で傘をはねられたと。そして、すねをつかして、すねに傷をしたという話を伺いまして、病院へ行きましたかいうたら、病院も連れて行ってくれたらと。そのまま、車の人はそのまま行きましたと。

確かに4月の6時ごろというと、雨降りなんか、暗いんですね。そして、坂ノ下の橋には、入り口のところ1灯と、それから中の待合のところに1灯と、照明はついてます。しかし、その照明で見えるような明るさじゃないです。でき得れば、宿毛側の出口のところも1灯、そして中にもう1灯というぐらいの照明をつけられないものか、市長にお聞きします。

そして、二ノ宮と高石との間にある高石橋ですか、そこも二ノ宮側から高石のほうに抜けるときに、急に道が狭くなってます。あれは事故を起こしてくれといわんばかりの状態でございますので、聞いてみれば、道を拡幅するというように伺っておりますけれども、大体、いつごろ拡幅するのか、それも聞いておきたいと思えます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 照明施設の整備についての質問にお答えをいたします。

宿毛市の市道にかかる橋梁は、全体で334橋、15メートル以上の橋梁は66橋でありま

す。

その中で、通学路となっている橋梁も多数ある中、交通量の多い幹線市道も数橋梁に照明を設置はしておりますが、ほとんどの橋梁に照明設備が設置されていないのが現状であります。

現在、橋梁の老朽化に伴う橋梁の点検、修繕化計画を策定しております、地区からの要望等を勘案する中で、当然ながら検討してまいりたい、このように考えています。

よろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 大体、予算がない、予算がないはいつものとおりでございますけれども、やはり災害のための避難道であると。そういう中で、私、わかりませんが、何千円か、1万、2万ぐらいで、充電式のあれが、太陽光発電がつけれるのではないだろうかという話を聞きましたが、それはあれですか、つけてもなかなか、そういうような照明はないものですか。

安いがですね、充電式の。橋の欄干に、極端に言うたら。

どうですか、ありますか。二、三万で。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

濱田議員が、安価にできるんじゃないかと。数万でという具体的な数字も示されたんですけども、公共施設に、しかもソーラーのそういう充電工法をとる中で、橋梁に設置するというのは、なかなかそのような金額では、今はできないのではないかとこのように思っております。

ただ、その金額が云々ということではなくて、宿毛市全体のそういう市道における橋梁と、あるいは市道への照明、そういう全体の中で考えていかなければならないことですので、そうした中で、地区の皆さんとのいろんな要望等、具体的な、そういう設置する、本当に必要性が高

いというふうに、我々も認識したら、それは価格だけではなくて、設置すべきであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 二ノ宮から高石へ向かう高石橋の高石側ですね。そこは急激に道が狭くなっているわけです。そして、2メートル以上の落差があります。これは、下手すれば、大けがをするか、あるいは命を落とす場合もあると。そして、ロープも張られてないわけです。

市長は行ったことありますか。お答え願います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

橋の完成後、工事中には視察させてもらいましたけれども、完成後は見ておりません。

どちらにしても、照明がある、ないにかかわらず、道路の安全というのは確保しなければいけないことですので、それについては、十分、検討してまいりたい、現場も視察もして、担当のほうからも行っていただいて、検討したいというふうに思います。

以上です。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） なるべく、そういうところなんかには、安全なためにも、照明をひとつ、できればお願いします。

そして、手押しポンプについて。

学校、公園への手押しポンプの設置について。

本年3月、梓公園に設置した手押しポンプは、女生徒や公園ボランティアの婦人会の方々花に水をかけたり、有効に活用してくださっております。

また、災害のときには、水はいろいろな方面で役立つのではないかと。去年6月でしたか、学校、公園に設置すべきではないかと

いう話を持ちかけました。

そして、梓公園に1基設置していただきました。それは、大変ありがたく、皆さん使っているようでございます。

それで、でき得れば、学校、そして公園等に手押しポンプを設置してはいかかかと、そのように思っておりますが、予算の関係もあるとは思いますが、ひとつよろしくお願ひします。

……………（発言一部取り消し）……………

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、初めに先の定例会において、濱田議員からの提案も受け、昨年度、試験的に、小野梓記念公園内に手押しポンプ1基を設置いたしました。

この手押しポンプにつきましては、高齢者や子供たちにも簡単に利用できることもあり、防災訓練的な利用や、日常の花木への水やり等、地域住民の皆様に大変好評であるとの話も伺っております。

しかしながら、他の公園や学校への手押しポンプの設置については、津波浸水区域に設置をしても、震災時には使用できなくなる可能性が高くなりますので、津波浸水域区域外に今後も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） ついでに言わせてもらいますけれども、新田なんかのほうも、花に水をやってくれておる人は、ペットボトルで持ってきておるんですよ。それで、梓公園にはこういう立派なポンプがついているが、公園なんか、ボランティアでやっている人なんかのためにも、ぜひとも私は必要じゃないかと、その

ように思っておりますが。

でき得れば、そういうところも考慮していただきたい。

それはもうそれでいいです。

それから、一般家庭の助成制度について。

3月のときに、ポンプを、梓公園に見に来てくれたんです。そのときに、また沖須賀の奥さんが来てくれてまして、なかなかいいねと。そして、これでどのぐらいあれですかといたら、1カ月以上は1度もくまなくても、真空になっているから空気は抜けません、水はくめますという話をしますと、ぜひとも、うちにもつけたいというので、沖須賀の方の庭につけました。

そういう話をしていると、またある人が、補助金ぐらいつくったらどうでという話も出まして、でき得れば、こういうような災害にも、何にも活用できるものに、補助金などを宿毛市も出せばいかがなものかと、そのように考えておりますが、市長の答弁をお願いします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

一般家庭へ手押しポンプを設置する際に、助成制度を創設してはどうかとの質問でございます。

震災が実際起きた場合に、飲料水の確保という点につきましては、現在、各家庭や自主防災組織などで備蓄していただくよう、呼びかけているところでございますが、本年度から、市としても10年計画で2次避難場所に飲料水、食料を備蓄する予定をしております。

議員の御提案の手押しポンプにつきましては、経費や整備後の維持管理を考慮しますと、飲料水を購入し、賞味期間ごとに、買いかえるほうが、コスト面、管理面、双方から効率的であると判断しているところであります。

また、先ほども申しましたように、仮に津波浸水区域へ手押しポンプを設置しても、震災時

には使用できなくなる可能性もありますし、津波浸水区域外であったとしても、地震の揺れによって地盤が変異し、地下水の濁りが発生することや、水位低下により、取水できないといったことも想定されますので、確実性という点からも、現時点では、備蓄による飲料水の確保を優先したいと考えております。

御理解いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 私は、災害のときの飲料水だけの話をしているわけじゃないんです。

例えば、公園なんかで草引きをしてくれたり、花を植えてくれたりしている人も、もうペットボトルじゃ夏は間に合わんと。だから、どうしてもそういうポンプも必要じゃないかと、私自身が思ったから言ったわけで、これはあくまでも飲料水だけに限ったことではありません。

まちの中に下水が完備されているところやったら、流したりするのにも、また使えると、飲料水じゃなくて。そういうようなことを思って質問したわけでございます。

大体のことはわかりました。でき得れば、そういうところにも目をかけていただきたいと、このように思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（今城誠司君） これにて一般質問を結びたいします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 0時16分 散会

平成26年  
第2回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（平成26年6月18日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第18号まで

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第18号まで

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈淳司君  
次長兼庶務係長兼調査係長 松本政代君  
議事係長 柏木景太君

----- . . . ----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君  
副市長 安澤伸一君  
企画課長 出口君男君  
総務課長 山下哲郎君  
危機管理課長 楠目健一君  
市民課長 立田ゆか君  
税務課長 岩本昌彦君

会計管理者兼 会計課長	滝本節君
保健介護課長	児島厚臣君
環境課長	佐藤恵介君
人権推進課長	杉本裕二郎君
産業振興課長	黒田厚君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	岡崎匡介君
都市建設課長	川島義之君
福祉事務所長	河原敏郎君
水道課長	金増信幸君
教育長	立田壽行君
教育委員会 委員長	増田全英君
教育次長兼 学校教育課長	沢田清隆君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原一君
学校給食 センター所長	山崎善文君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（今城誠司君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

濱田陸紀君より、会議規則第65条の規定による発言取り消しの申し出がありますので、この際、発言を許します。

13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 13番、昨日の私の一般質問において、手押しポンプの設置についての1回目の質問の中で、表現の不適切なところがありましたので、「ひとつよろしくお願ひします。」から、以降の発言について、取り消しをお願いいたします。

○議長（今城誠司君） お諮りいたします。

ただいまの発言取り消しの申し出を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、濱田陸紀君からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

日程第1「議案第1号から議案第18号まで」の18議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） おはようございます。

9番、質疑を行います。

私が行う質疑は、ページでいいますと36ページになります。議案第15号「宿毛市税条例等の一部を改正する条例について」の1議案であります。

開会初日に、市長から提案理由の説明がなされましたが、それでは、どのような内容なのかわかりませんでした。市民が理解しておかないと、影響が大きい議案だと思いますので、質疑

をさせていただきます。

初めに、今回の主な改正点について、お示しを願います。

○議長（今城誠司君） 税務課長。

○税務課長（岩本昌彦君） 税務課長、9番中平議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号「宿毛市税条例等の一部を改正する条例について」主な改正点についての御質疑でございます。

それでは、大きく3点ほどに絞って御説明をさせていただきます。

初めに、法人市民税率の引き下げについて、御説明をいたします。

このことにつきましては、都市部に法人が集中していることから生じる地域間税源の偏在性を是正し、自治体間の財政力格差の縮小を図るため、新たな国税として、地方法人税を創設し、その税込額を地方交付税原資とする税制改正が実施されることに伴う税率改正であります。

具体的には、新たに課税される予定の地方法人税の税率2.6%に見合う分の法人市民税率を、平成26年10月1日以降に事業年度が始まる企業から、順次、現行の100分の14.7を100分の12.1に引き下げようとするものです。

繰り返しになりますけれども、法人市民税は引き下げになる一方、その引き下げ分に見合う分が新たな国税である地方法人税で課税されますので、現在、国において議論されております法人税率の引き下げとは異なり、課税対象法人にとりまして、最終的な税負担に変化はないということになっております。

続きまして、軽自動車税率の引き上げについて御説明いたします。

このことにつきましては、軽二輪、原付等につきましては、平成27年度より新税率を適用し、三輪以上の軽自動車につきましては、平成

27年4月2日以後に購入した車両に対して、平成28年度より新税率を適用しようとするものです。

この税率引き上げにつきましては、昨年、地方財政審議会に設置されました自動車税関係税制のあり方に関する検討会で検討がなされ、与党税制調査会等での議論を経て、今回の改正となりました。

議論の過程では、生活の足としての軽自動車に対する増税に反対する意見もあったようですが、一方で、軽自動車の規格変更により、小型乗用車と軽自動車の性能や環境負荷といった面での差が縮まっており、負担の公平性を図るべしとの意見も強く、このような結論に至ったということでございます。

最後に、自然冷媒を利用した冷凍冷蔵機器に対する固定資産税の特例について、御説明いたします。

このことにつきましては、地球温暖化の防止に資するため、わがまち特例による課税の特例として、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得された、自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍冷蔵機器について、固定資産税の課税標準の3年度分に限り、価格に4分の3を乗じて得た額とする特例措置を創設しようとするものです。

なお、わがまち特例とは、地域決定型地方税特例措置の別称でありまして、平成24年度税制改正により、地方税の特例措置について、これまで国が一律に定めていた内容を、市町村が自主的に判断をし、地方税法の定める範囲内で特例割合を決定できる仕組みのことであります。

以上、本案の主な改正点についての答弁を終わります。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 何点か再質疑をさせていただきます。

まず、ただいま、課長より、主な改正点についてお示しをいただきましたが、個別の内容について、少しお聞きをさせていただきたいと思えます。

まず、法人市民税率の引き下げを行うことで、宿毛市の歳入の減額はどの程度になると予想されているのか。

また、市の財政に対し、どのような影響が、今後、想定されるのかをお聞きをしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 税務課長。

○税務課長（岩本昌彦君） 税務課長、9番中平議員の再質疑にお答えいたします。

今回の法人税率の引き下げに伴う本市財政への影響についての御質疑であります。

このことにつきましては、具体的な試算を行う中で御説明をさせていただきますけれども、試算に当たりましては、平成25年度課税分の691社、法人税割課税総額7,494万300円をベースにしておりますので、よろしくお願いたします。

まず、初めに27年度課税分につきましては、26年10月1日以降に事業年度が始まる法人についてのみ減額となりますので、法人税割の課税額は6,745万1,900円と試算しております。そのため、25年度分の課税額7,494万300円との差額、748万8,400円が減額となる計算となります。

さらに、28年度分からは、全ての法人が引き下げの対象になりますけれども、その課税額は6,167万400円と試算しておりまして、25年度課税額と比較した場合に1,326万9,900円の減額となるものであります。

ただし、さきに答弁をいたしましたとおり、この減額見合い分は、新たな国税である地方法人税によって課税され、地方交付税として還元されることになっておりますので、本市の財政

にとりましても、また法人が負担する税額につきましても、最終的には中立になるということでございます。

以上です。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 再質疑をいたします。

結局のところ、法人市民税率を下げて、法人のほうも、そしてまた市の財政のほうにも、余り影響がないというふうに理解をいたしました。

次に、軽自動車税率の引き上げ。この引き上げの金額など、少し具体的な内容についてお示しを願いたいと思います。

○議長（今城誠司君） 税務課長。

○税務課長（岩本昌彦君） 税務課長、9番中平議員の再質疑にお答えいたします。

軽自動車税率の引き上げについて、具体的な内容を示してもらいたいということの御質疑でございます。

少し長くなりますけれども、車種ごとに具体的な税率を御説明させていただきます。

初めに、平成27年度課税分についてでございますけれども、125CCから250CCまでの二輪軽自動車が、2,400円から3,600円に。それから、原動機付自転車につきましては、50CC以下のものが、1,000円から2,000円に、50CCから90CC以下のものが、1,200円から2,000円に、90CCから125CC以下のものが、1,600円から2,400円に。

それから、ミニカー、これは総排気量50CC以下、または出力0.6キロワット以下の原動機を有する自動車のことでありまして、具体的には、バギーでありますとか、ケータリング用の営業車をイメージしていただければと思いますけれども、これにつきましては、2,500円から3,700円に、また、250CC超

の二輪小型自動車につきましては、4,000円から6,000円に、最後に、小型特殊車両のうち、乗用トラクター、コンバインなどの農耕作業用のものが、1,600円から2,000円に、フォークリフトなどその他のものが、4,700円から5,900円に、それぞれ引き上げようとするものです。

次に、平成28年度課税分からの引き上げとなるものでありますけれども、まず、四輪以上の営業用乗用車につきましては、5,500円から6,900円、同じく自家用乗用車につきましては、7,200円から1万800円に、また、四輪以上の営業用貨物車につきましては、3,000円から3,800円に。自家用貨物車につきましては、4,000円から5,000円に、それから、三輪軽自動車につきましては、3,100円から3,900円に引き上げを行うものであります。

なお、平成28年度分から新税率が適用になるのは、平成27年4月2日以後に登録された車両でありまして、平成27年3月31日までに登録された車両につきましては、旧税率が適用になります。

ただし、27年4月1日に登録されたものにつきましては、27年度課税分から税率が引き上げになりますので、御購入を検討されている皆様方におかれましては、御留意をいただきたいというふうをお願いいたします。

また、グリーン化を進める観点から、経年車に対する重課の導入も規定をしておりまして、内容につきましては、初めて登録を受けた月から起算して、14年を経過した月の属する年度以後の三輪以上の軽自動車について、平成28年度以後の年度分の軽自動車税から税率の引き上げを行うものであります。

具体的には、四輪以上の営業乗用車につきましては、重課として8,200円、同じく自家

用乗用車につきましては1万2,900円、また四輪以上の営業用貨物車につきましては4,500円、同じく自家用貨物車につきましては6,000円、そして三輪軽自動車につきましては4,600円に引き上げを行うものであります。

なお、重課の基準は、初めて新車登録をした月を基準といたしておりますので、例えば、途中で名義変更をしたとしましても、名義変更をした月が新たな起算月となるわけではありませんで、それまでの期間が継続します。誤解がないようお願いいたします。

以上です。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 再質疑をいたします。

今、税額について、課長のほうから大変詳しい説明をいただきました。中で何点か注目すべき点があったんですが。

例えば、来年のことにはなりますが、4月1日に登録した車両については、27年度から課税が増額になるというようなこと。また、4月2日以降に関しては、28年度からの増額課税になるというようなお話があったというふうに理解をいたしました。

それから、今の説明でありますと、今回の軽自動車税の引き上げによって、増額されるのは平成27年4月1日以降に、初年度登録をされた軽自動車等でありまして、3月31日と4月1日登録との差、要するに登録が1日おくれることで、それ以後の毎年の税金が主な区分で1.5倍以上となります。

例えば、乗用タイプの自動車を10年間乗ると仮定をいたしますと、登録の1日の違いで、結果的に3万6,000円の差になるような計算になると思います。

このように、増税の内容を知らずに、4月に入ってから登録をしてしまうと、これは市民の

不利益につながるのではないかというふうに考えますが、この軽自動車税率の引き上げの内容について、市民にどのような形でお知らせをするのか、その方法についてお聞きをいたしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 税務課長。

○税務課長（岩本昌彦君） 税務課長、9番、中平議員の再質疑にお答えをいたします。

改正内容の市民への周知方法についての御質疑でございます。

議員御指摘のように、確かな知識をもって、購入に当たるかどうかで大きな差が出てまいりますので、このことの周知につきましては、広報紙、あるいはホームページ、SWANテレビといった媒体を活用することはもちろんですが、いろんな機会を捉えて、周知の徹底を図りたいと思っております。

具体的には、28年度以降の見直しながされる部分については、27年度については、間に合わないかもしれませんけれども、28年度以降の見直しされる分については、27年度分の納税通知書に周知文を同封するとか、いろいろな工夫をして、周知の徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） いろいろな周知方法があると思います。できるだけ早い段階でお知らせをしてあげないと、登録ベースで課税額が変わるということでもありますので、それまでに周知をしていただきたいというふうに思います。

知らない人は損をする、税の場において、そのようなことがおきては大変だなというふうに思います。

税務課の皆さんを初めとするその対応について期待をいたしまして、私の質疑を終了したいと思います。

ありがとうございました。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番、質疑を行います。

私が質疑を行いますのは、議案第8号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

ページ19ページ、第8款土木費、第4項都市計画費、4目都市再生整備事業費、13節委託料、中央線道路整備事業調査業務委託料301万円と、同じく宿毛地区避難地道路測量実施設計業務委託料1,001万円、同じく、宿毛西地区避難地整備測量実施設計業務委託料2,501万円、以上三つの委託料についてでございます。

それぞれの委託される業務内容について、お伺いをいたしたいと思っております。

次に、ページ21ページ、第10款教育費、第3項中学校費、1目学校管理費、15節工事請負費、宿毛中学校耐震補強等工事費5,000万円についてでございます。

今回、この予算で耐震補強工事される内容について、お伺いをいたしたいと思っております。

次に、ページ22ページ、第10款教育費、第4項社会教育費、1目社会教育総務費、11節需用費、放課後子ども教室等ヘルメット購入費96万円についてでございます。

その内容についてお伺いをいたしたいと思っております。

最後に、ページ22ページ、第10款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、19節負担金補助及び交付金。宿毛マラソン実行委員会補助金200万円についてであります。

これについては、新規事業調査表にも詳しく示されておりますが、もう少し詳しい内容についてお伺いをいたしたいと思っております。

よろしくお伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島義之君） 都市建設課長、5番、岡崎議員の質疑に対してお答えします。

議案第8号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）。19ページ、第8款土木費、第4項都市計画費、4目都市再生整備事業費、13節委託料、3件の委託内容について説明します。

まず、中央線道路整備事業調査業務委託料301万円ですが、中央線道路整備工事施工に伴う隣接家屋や建築物等の状態変化、つまり工事完了後の近隣の建物等に振動や地盤沈下などによる影響や損害はなかったかの検証を行うものです。

続きまして、宿毛地区避難地道路測量実施設計業務委託料1,001万円につきましては、今議会の一般質問でございました萩原地区の高台整備事業における造成地へのアクセス道路、萩原側と与市明側の2カ所の詳細な設計図作成を業務委託するものです。

最後に、宿毛西地区避難地整備測量実施設計業務委託料2,501万円につきましても、小深浦地区に予定しております高台整備事業に関する造成計画設計図の作成と、アクセス道路の実施設計を業務委託する内容となっております。

以上です。

○議長（今城誠司君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（沢田清隆君） 教育次長兼学校教育課長、5番、岡崎議員の質疑にお答えいたします。

議案第8号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、21ページの第10款教育費、第3項中学校費、1目学校管理費、15節工事請負費の宿毛中学校耐震補強等工事費5,000万円の補正についてでございますが、宿毛中学校の耐震補強工事にかかる経費といたしましては、当初予算で7,000万円を計上

いたしておりました。

当初予算計上時点では、工事に関する設計業務が完了していなかったために、概算で7,000万円を計上いたしておりました。

遅くなりましたが、この4月末に設計が完了したことによりまして、今回の補正でその差額を補正計上させていただくものでございます。その工事の主な内訳といたしましては、耐震補強工事費が9,400万円、耐震補強以外の改修工事費といたしまして2,600万円となっております。

耐震補強の内容といたしましては、SRF工法、地中梁、ブレース等の補強工事によるものと、それに伴いますサッシの取りかえ工事等となっております。

また、耐震補強以外の改修工事費2,600万円の内訳といたしましては、屋上の防水シート工事であるとか、高架水槽の取りかえとなっております。

以上の合計が1億2,000万円となっておりますので、当初予算で計上しておりました7,000万円との不足額5,000万円を、今回、補正予算で計上しようとするものでございます。

よろしく申し上げます。

**○議長（今城誠司君）** 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

**○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（桑原一君）** 生涯学習課長、岡崎議員の質疑にお答えをいたします。

議案第8号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、22ページの1点目としまして、第10款教育費、第4項社会教育費、1目社会教育総務費、11節需用費の放課後子ども教室等ヘルメット購入費としまして、96万円の事業内容ということでございますが、これにつきましては、現在、各小中学校におきましては、いわゆる普通教室、通常のクラスで授

業を受けている教室におきましては、学校教育課のほうで防災ヘルメットのほうが整備はされております。

ただ、生涯学習課の担当といたしまして、通常の教育活動以外に、放課後等において子供たちの安全の確保のために、放課後子ども教室を開かせていただいております。それは、一般の普通教室の使用はさせていただいておりませんので、今、あいてます空き教室であったり、体育館であったりを使用させていただいて、放課後子ども教室を実施をさせていただいております。

そのため、普通教室には防災ヘルメットが整備をされておりますが、空き教室等には整備をされておきませんので、今回、放課後に残っていただく子供さんの安全のために、防災ヘルメットを整備をさせていただくよう、考えているものです。

なお、この財源といたしまして、9ページをごらんいただければと思います。

9ページの第16款寄附金、第1項寄附金、4目教育費寄附金、1節社会教育寄附金といたしまして、20万7,000円を計上させていただいております。

これは、四万十カントリークラブさんがチャリティーゴルフをやっていただきまして、今回、宿毛市の子供たちのための安全対策に使っていただければということで、御寄附をいただくようになっておりますので、この20万7,000円を活用させていただいて、残りは一般財源として、今回、計上をさせていただいているものです。

以上です。

続いて、同じく22ページの第10款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、19節負担金補助及び交付金の宿毛マラソン実行委員会補助金の200万円についてでございます。

先般、市長の一般質問の答弁の中でもございましたように、宿毛マラソン実行委員会の中での決定事項として、予算についても、決定をされております。その予算が1,290万、歳入歳出とも1,290万予算ということでの決定をなされております。

そのうち、宿毛市の補助金といたしましては、500万円が見込まれております。ただ、この事業につきましては、26年度準備をいたしまして、実際には27年度に事業を行うと。

行政の年度で言いますと、2カ年事業となることがございますので、宿毛市の補助金500万のうち、26年度に使わせていただく分として200万円を計上させていただいております。

残りの300万については、27年度の予算に計上させていただくように考えております。

ただ、27年度につきましては、2回目のマラソンの準備等の兼ね合いもありまして、26年度の200万の残りの300万プラス2回目の準備金も含めた形での当初予算の計上になるかと思っております。

以上です。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番、再質疑を行います。

ページ22ページ、放課後子ども教室等ヘルメット購入費についてでございますが、今、詳しい説明がありましたけれども、今回の予算で何個のヘルメットを購入される予定であるのか。また、放課後子ども教室を実施されている学校について、設置されるということでございますが、どこの学校に設置をするのか、お伺いしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（桑原一君） 生涯学習課長、岡崎議員の再質疑にお

答えをいたします。

先ほどの放課後子ども教室等ヘルメット整備事業費についてでございますが、整備する学校はと、それから整備する個数についての御質問ですが、現在、放課後子ども教室等につきましては、小学校において、9校中7校、中学校においては5校とも実施をされております。

今回の予算につきましては、小学校のみの9校のうちの7校、実施されている学校に配置をする予定としております。

現在、放課後子ども教室、小学校においても、それぞれ独自にヘルメット等を購入されているところもありますので、全部が全部、7校とも必要であるのかどうかというのは、現在、調査はしておりますが、380名ほどの登録者がございまして、そのうち、現在の概算の見込みであれば、300程度あれば、それぞれの小学校に配置できるのではないかと出ておりますので、300個の防災ヘルメットを購入させていただくように考えております。

以上です。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 大変詳しい説明等、ありがとうございました。

以上で私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（今城誠司君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時35分 休憩

-----

午前10時45分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） おはようございます。

それでは、本議会に提案されました議案についての質疑を行います。

私の、今回質疑をいたしますのは、議案第8

号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

まず、12ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、3目秘書費全体にわたっては、60周年記念事業にかかる全ての予算かなという思いがいたしますが、それぞれの算出された根拠について、どういうものなのか、お示しをいただきたいと思っております。

次は、17ページ、第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、19節負担金補助及び交付金についてであります。宿毛青年会議所創立50周年記念事業補助金として、40万円が計上されております。

事業の目的ですか、内容については、新規事業調査表等でわかりましたが、この補助の必要性について、どのように考えているのかお伺いいたします。

あわせて、宿毛市としてこうした事業に対して、一定の補助基準があって、その基準に基づき補助をしようとしているのか、お伺いいたします。

また、全体の総事業費は幾らぐらいで、宿毛市の負担率はどのようになっているのか、お示しをいただきたいと思っております。

なお、事業の実施日等についても、お示しをいただきたいというふうに思います。

同じく17ページ、第7款商工費、第1項商工費、6目桜の里推進事業費、15節工事請負費についてであります。大島桜公園、桜広場整備工事費として158万2,000円が計上されております。この予算をもって、具体的な整備内容について、お示しをいただきたいと思っております。

同じく17ページ、第8款土木費、第1項土木管理費、1目土木総務費、15節工事請負費についてであります。

新田地区公園防犯カメラ設置工事費として、

157万7,000円が計上されておりますが、この防犯カメラの設置の必要性、そしてまたどのようなシステムなのか、その内容についてお示しをいただきたいと思っております。

22ページ、第10款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、19節負担金補助及び交付金についてでございます。宿毛マラソン実行委員会へ補助金200万円を計上しておりますけれども、先ほど、岡崎議員のほうから質疑がありました、この予算については、全体が1,290万円のうちの500万円については、宿毛市からの補助で行うという部分が、2年度にわたるということで理解をいたしました。1,290万円、収入が要るわけですが、そのうちの500万は宿毛市ですが、あと占めるのは、協賛金とか選手の参加費を主な予算とする収入予算であろうかと思っておりますが、それぞれフルマラソン、ペアフルマラソン、ハーフマラソンについて、参加費と参加人数をどれぐらいの計算で算出をしているのか、お示しをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（今城誠司君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、7番議員の質疑にお答えを申し上げます。

議案第8号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、12ページでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、3目秘書費の54万円でございますけれども、この事業は、市制60周年記念事業として行おうとするものでございますけれども、各節ごとに御説明を、その根拠ということでございますので、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1節の報酬6万円でございますけれども、この6万円につきましては、市民並びに各種団体より60周年記念事業として、宿毛市の

市政の発展のために、各分野において御活躍をされております方々を推薦をさせていただいて、表彰すると。その表彰のための選考委員の皆さんの報酬でございます。

選考委員は10名を予定いたしております、10名の3,000円掛ける2回程度を想定をいたしております。

それから、8節報償費、43万2,000円でございますけれども、この根拠につきましては、先ほど申し上げましたように、各分野にわたって御活躍させていただいている方々の表彰ということでございまして、私ども、一応、根拠といたしましては、地方自治でありますとか産業、経済、文化、教育、そういった各分野、6分野ごとに、約4名程度を想定いたしております、24名。1名につき1万8,000円相当の記念品を贈呈をしたいということで、総額43万2,000円計上させていただいております。

11節の需用費4万8,000円でございますけれども、これは消耗品というふうに書いておりますけれども、表彰状の額縁代、これを1人当たり2,000円の、先ほど申し上げましたように、24名で4万8,000円ということで計上させていただいております。

よろしく申し上げます。

○議長（今城誠司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） 商工観光課長、7番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第8号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、17ページの第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、19節負担金補助及び交付金の宿毛青年会議所創立50周年記念事業補助金40万円の増額補正について、御説明いたします。

御質問のありました事業目的等についてですが、公益社団法人宿毛青年会議所は、理念であ

る、明るい豊かな社会の実現を目指し、奉仕、修練、友情の3信条のもと、宿毛市において次世代につながる青少年育成や、地域の活性化を大きな柱として、長年にわたり、宿毛市の若者を代表する組織として、積極的に活動を展開してまいりました。

これまでも、創立から5年単位でさまざまな記念事業を実施してきており、本年は昭和41年創立以来50年目という大きな節目を迎えるに当たり、昨今、希薄になりつつある幅広い世代の交流や、地域の伝統芸能の再認識をする機会を設けるなど、本市の地域活性化を目的とする記念イベントとして、七夕フェスティバルと銘打ち、事業実施を予定しております。

については、同法人の長年にわたる地域活性化活動等を評価するとともに、本50周年記念事業の目的である地域の活性化、宿毛市を元気にさせるという趣旨に賛同し、補助金を交付しようとするものであります。

次に、この事業についての補助基準や、総事業費及び宿毛市の負担率についてですが、青年会議所より提出されました事業内容等について協議をした結果、事業費総額は270万円を予定しております、そのうち市補助金は40万円とし、補助率は全体の約15%となっております。

また、事業内容としては、保育園児や各小学校の児童の願いや夢を書いた短冊の展示を初め、餅投げ、かき氷の早食い大会、浴衣コンテスト、また伝統文化継承事業として土佐宿毛いごっそ太鼓の演奏や花火などを予定しております。

開催日は7月6日、日曜日で、場所は宿毛市高砂のクリーンセンタ横にあります宿毛湾港新田地区公園、通称、新田公園グラウンドとなっており、宿毛青年会議所としては、多くのお客様が来場してくれるよう、若者の力を結集して、全力で取り組むと力強く話をされております。

次に、同じく17ページの第7款商工費、第1項商工費、6目さくらの里推進事業費、15節工事請負費の大島桜公園広場整備工事費15万2,000円の増額補正について、御説明いたします。

大島桜公園は、これまでに約9,000本の桜を植樹し、さくらの里推進事業により、実施した事業の中でも最も重要な区域であり、市民の憩いの公園となるよう、これまでも下刈りやてんぐす病の防除、間伐等を行い、管理してまいりました。

今年度、宿毛ロータリークラブが発足50周年を迎えるに当たりまして、さくらの里推進事業に賛同し、園内の一部地域を通年使える市民の憩いの広場となるよう、整備を行いたいとの申し出がありまして、宿毛市もロータリークラブと協力して、公園内の一部地域について整備を行おうとするものであります。

事業実施場所としては、大島桜公園内の字遠見の頂上、標高としては約86.5メートル付近であります。宿毛市が実施する整備の概要といたしましては、広場面積約300平米と、園路約50メートル、幅員は約1メートルですが、そこにアスファルトやコンクリートなどの建築廃材を破碎してつくられた再生砕石を、約10センチメートルの厚さで敷きならしを行いまして、敷き固めを行うとともに、施設広場の周囲の面積約2,000平米について、以前、段々畑として利用されていた地形を利用して、これも約10センチメートルの土を削り取った後に敷き固めを行い、横断広場として整備をしようとするものであります。

今後は、宿毛ロータリークラブにおきまして、ツツジ等の苗木の植栽や、ベンチの設置、周辺の草刈りなどの管理を実施してくれる予定となっております。

現在、ロータリークラブとしての事業費を確

定するべく協議をしておりますが、近日中にその額については明らかになるものと思っております。

それを受けまして、詳細については、双方で協議をして実施をしてみたいと思っております。

いずれにいたしましても、大島桜公園全体の管理、整備につきましては、以前と同様に、引き続き、宿毛市としてしっかり責任を持って取り組まなければなりませんので、さくらの里推進協議会の意向はもちろんのこと、関係機関との連携も十分に図りながら、計画的な事業内容となるよう、協議検討してまいります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 土木課長。

○土木課長（岡崎利久君） 土木課長、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第8号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、ページ17ページ、第8款土木費、第1項土木管理費、1目土木総務費、15節工事請負費、新田地区公園防犯カメラ設置工事の概要についてでございます。

宿毛湾港新田地区公園は、高知県におきまして、宿毛湾港環境整備事業として整備されまして、平成18年から管理協定を締結して、宿毛市が管理してまいりました。

この公園にはトイレがありますが、人家から離れていること、道路に面しておらず、不特定多数の人の目に触れない場所であることから、いたずらが多発しておりまして、宿毛警察署への被害届も、毎年数件、届け出をしている状況でございます。

これまで、ダミーの防犯カメラや、青少年育成センターや宿毛警察署等による定期的な巡回をしていただいておりますが、いたずらは減少せず、つい先日も男子トイレの用具入れや身障者用トイレの扉が破壊され、ことしになって

既に3回の被害届を提出している状況でございます。

このようないたづらを抑止するため、高知県警察本部が窓口となっている高知県街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金を活用して、防犯カメラを設置しようとするものでございます。

今回、計画しております防犯カメラは、現在、公園内に設置されている街灯に取りつける記録装置内蔵型の屋外ドームカメラで、2基を設置予定としております。

構造といたしましては、1秒間に15コマを撮影し、一般のカメラなどに利用されておりますSDカードにより、約1週間程度、記録可能なものでございまして、遊具等を設置しております広場や、駐車場を中心とした広範囲を対象とし、抑止効果を高めるために設置する街灯や、トイレ等に監視カメラ作動中という看板を設置する予定となっております。

以上でございます。

**○議長（今城誠司君）** 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

**○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（桑原一君）** 松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第8号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、22ページ、第10款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、19節負担金補助及び交付金の宿毛マラソン実行委員会補助金200万円にかかわる予算につきまして、まず、宿毛マラソンの実行委員会の中の予算として、市の補助金以外の収入として、幾らを見込んでいるのかという部分と、参加予定の状況をどう考えているのかという2点でございますが、まず宿毛マラソンの実行委員会の収入の部の内訳につきましては、市から500万を補助金としていただきたいと。

次に、参加費といたしまして、トータル560万を予定しております。

それから、企業からの協賛金であったり、広告料といたしまして、165万円を見込んでおります。

その他の経費といたしまして、記録集を有料で販売したり、後夜祭の参加料であったりとか、出店料であったりということで、65万円を見込んでおりまして、トータルが1,290万となっております。

その参加をどのように考えているかということでございますが、市長の一般質問での答弁でもございましたように、今回はペアのフルマラソンを推奨していきたいということを考えておりまして、ペアでの参加につきまして、1チーム8,000円の400組を想定しております。人数でいいますと、ペアですので800名で、8,000円掛ける400組の320万円。

続いて、一人でフルマラソンを走られる参加者につきましては、7,000円を予定しておりまして、200名を想定しております。収入といたしましては140万。

最後に、ハーフのみの参加といたしまして、参加料として5,000円の200名を予定しておりますので、ハーフとしては100万円。参加料としては、560万円を想定いたしております。

以上でございます。

**○議長（今城誠司君）** 7番松浦英夫君。

**○7番（松浦英夫君）** 1点、マラソンの関係でお伺いをいたします。

過去4回、実施をされたわけですが、その際、フルマラソンには930人か、そこらあたり参加をされておったというふうに思いますが、今回はペアのフルマラソンにシフトをするというようなことで、フルマラソン200人という、一応の計画でありますけれども、今までフルマラソンで950人おったわけですが、ペアに切りかえができるかどうか、ちょ

っと疑問に思うところがあるわけでございます。

そしてまた、フルマラソン200人ですけれども、これ以上に来た場合に、申し込みがあった場合に、どのような対応をしていくのか、お示しをいただきたいと思っております。

**○議長（今城誠司君）** 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

**○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（桑原一君）** 生涯学習課長、松浦議員の再質疑にお答えいたします。

参加状況につきましては、要綱等できっちりと宿毛マラソンについての魅力につきまして、こういったものでマラソンを実施していきたいですと。今回につきましては、ペアを推奨して、ペアで協力して、1周ずつになりますけれども、フルマラソンとして大会を進めていきたいということがございますので、これを基本にしてやっていきたいと思っております。

ただ、その内訳につきましては、今後、実行委員会の中での検討内容になってくるかと思っておりますが、トータルで1,200名程度であれば、このコースは十分、コースとして利用可能ではないかということがございますので、1,200名の中の内訳として、今、予算上に計上しますペアが400組の、一人のフルが200名、ハーフが200名ということ、若干、その中での調整ということ、今後、実行委員会の中での検討課題にはなるかと思っております。

以上です。

**○議長（今城誠司君）** 7番松浦英夫君。

**○7番（松浦英夫君）** あくまでも計画は計画でありますし、参加の申し込み状況によって、計画の変更もあろうかと思っておりますけれども、せっかく再開をしようとするわけですので、参加される皆さんに喜ばれるマラソン大会にさせていただきたく、要望をしておきたいと思っております。

これで質疑は終わりますけれども、1点気

なる部分がございます。

さくらの里推進事業に関することございませぬけれども、この事業を始めて、たしか林 道市長の時代からこの事業を始めたのではないかと。年度については、十分、しっかり把握はしておりませぬけれども、その時分からこの事業に取り組んでおるわけですけれども、全体、このさくらの里を、大島の公園をどうしようかと、どうするんだというような計画もなく、そして小出しにこういうふうな形で事業展開をするというのはいかがかなという思いがいたします。

あわせて、咸陽島公園を、大島の一部にあります咸陽島公園も含めて、宿毛市としてどのようなことに、どういう方向で整備をしていくか、しなければならぬか、したいかという部分の、ぜひ総合計画といいますか、全体の計画を立てる中で、ことはこういう事業を行います、ことはこういう事業を行いますというようなことに基づく事業展開をしていただきたいと思っております。

ぜひ、総合計画を計画をしていただくよう求めまして、質疑を終わります。

**○議長（今城誠司君）** 8番浅木 敏君。

**○8番（浅木 敏君）** 8番議員の浅木です。質疑を通告してありましたが、4名の方でかなりの質疑、私と重複する部分もありまして、わかりましたが、なお不明な分、残った分について、質疑をさせていただきます。

まず、私が質疑いたしますのは、議案第8号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

12ページ、歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、3目秘書費、1節と8節、11節の市制60周年記念事業にかかわる54万円についてであります。

先ほど、松浦議員が質疑いたしましたので、かなりの部分わかりましたが、若干、追加して

質問いたします。

先ほどお示しいただいたように、この選考については、各分野ということになっておりますが、その基準というものを、もし現在こしらえているとするならば、その基準を明確にさせていただきたい。

各団体で推薦ということですが、団体が推薦するに当たっても、何かの基準がないと推薦しにくいと思いますので、それはどうなるのか。

それと、これまで60周年という長い期間を祝してということですが、この表彰の対象となるのは、60年間全体か、それとも50周年もやったかもわかりませんが、そういう近年の分だけなのか、そういうことについてお尋ねします。

もう1点、毎年、市が実施している宿毛市功労者表彰等、善行表彰も含めまして、こういったもので表彰を受けた人も、この中に含まれるのかどうか。

それと、先ほど、私も質問するつもりでしたが、各個人、団体に対する記念品代、1万8,000円というふうにお聞きいたしましたが、これは個人の場合も団体の場合も同じ金額なのかどうか、このことについてお聞きいたします。

それと、選考委員会の構成人数は、聞きましたが、選任方法、各団体からということですが、どれだけ団体があるかわかりませんが、各団体どういうふうに分けるのか、そういうことについてお尋ねします。

続きまして、16ページ、第6款農林水産業費、第2項林業費、2目林業振興費、19節負担金補助及び交付金についてであります。

この事業の補助金3事業に対して375万1,000円が増額にされるということになっておりますが、この増額する理由についてお尋ね

いたします。

続きまして、17ページ、第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、19節負担金補助及び交付金につきましては、通告をしてありましたが、先ほど、松浦議員への説明で、私が質疑しようと思う部分はほぼ全て終わりましたので、このことについてはあえて質問いたしません。

同じところの、15節工事費の大島桜公園桜広場整備工事費158万2,000円についても、松浦議員が質問いたしましたので、この中身の部分はわかりました。

あと、今後の維持管理について、協議会並びにロータリクラブ等に頼んでみたいというお話がありましたが、私は今後の管理について、非常に心配をしているわけです。

宿毛市のいろんな施設について、せっかくいい施設はつくるが、事後の管理が不十分ということもありますし、先ほど、新田公園のところで御説明いただきましたが、心ない人によって壊される。咸陽島公園の施設につきましても、設置当時に壊されたということがあって、今後の管理を具体的にどうしていくのか、このことについてお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、8番議員の質疑にお答えを申し上げます。

議案第8号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、12ページでございます。第2款総務費、第1項総務管理費、3目秘書費、54万円を今回、補正をさせていただいておりますけれども、その54万について、5点ほど御質問をいただいたと思います。

今回、市制60周年を記念して、長年にわたって市政の発展に功績のあった方を表彰しようとする事業でございますけれども、まず1点目が、表彰団体、あるいは個人等の対象者の基準

があるのかということをお伺いいたしました。

今回の表彰に当たりましては、宿毛市市制施行60周年記念表彰要領というものを定めておりまして、その第2条で、被表彰者の選考基準というものを設けております。

若干長くなりますけれども、第2条に7項目にわたりまして規定をいたしております、まず、1点目が市長、副市長、助役、収入役、教育長、市議会議員、またはその他のもので、多年、地方自治の育成、発展に尽力をした者。

2点目といたしまして、本市の教育、文化の振興と発展に多大な貢献をした者。

3点目といたしまして、商工業、農林水産業、建設業、観光業、その他各産業に多年、精励し、他の模範とするに足る者、または多年にわたり、各産業関係団体の要職にあつて、その業務に精励し、本市の産業の発展に尽力した者。

4点目といたしまして、社会福祉及び保健衛生、その他厚生関係の発展、育成、指導等について、多大な尽力をした者、または関係団体の要職にあつて、その業務に精励し、事業の発展に尽力をした者。

5点目といたしまして、生活環境の整備改善、自然保全等について、多大な尽力をした者、または関係団体の強化発展等に多大な貢献をした者。

6点目といたしまして、多年、消防防災のために尽力し、特にその功績が顕著な者。または、火災、水害、その他の災害の防除に尽力をした者。

そして、最後に7点目といたしまして、前各号に掲げるもののほか、特に公共の福祉の増進に尽力した者と、こういう7分野にわたって、各分野において、市政発展のために御尽力をいただいた方々について、市民並びに各種団体より御推薦をいただくということでございます。

それから、2点目、表彰の対象者が60年間

の範囲にわたるのか、あるいは近年の功績にわたるものかということでございますけれども、そのことについては、特に定めておりません。したがって、過去において、市制50周年、あるいは40周年等で表彰を受けた方々も、今回、除外する規定にはいたしておりません。

それから、3点目の市政功労者等につきましては、これも要領で定めておりまして、本市の市政の発展のために貢献のあった方々で、市制功労者並びに市政善行者、さらには国の褒賞もしくは叙勲、あるいは高知県の表彰条例に基づく表彰を受けた者、そういったものは、この表彰からは除外するという規定になっております。

それから、4点目でございますけれども、記念品料として、先ほど申し上げましたけれども、1件当たり1万8,000円でございますけれども、これは個人、団体、一緒かという御質問でございましたけれども、個人も団体も同額の記念品を贈呈したいというふうに考えております。

それから、最後に、選考委員会の委員の構成について、団体ごとの割り振りがあるのかということでございますけれども、これについても、要領で、市長が各分野から適当な方を選任をするという規定でございますので、各分野ごとの割り振りというものは定めておりません。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（黒田 厚君） 産業振興課長、8番、浅木議員の質疑にお答えいたします。

議案第8号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、16ページ、第6款農林水産業費、第2項林業費、2目林業振興費、19節負担金補助及び交付金の375万1,000円の増額補正について、御説明させていただきます。

まず、宿毛市緊急間伐総合支援事業費補助金

160万円でございます。この事業におきましては、一定の動きがございますけれども、国の造林補助事業の採択基準に該当しない森林の間伐に対する県単独事業となっております。当初予算におきまして、ヘクタール当たり8万円、10ヘクタールで事業を見込んでおりましたが、本年度は30ヘクタールで事業が実施予定となりましたので、その20ヘクタール分の増額補正をお願いするものでございます。

次に、宿毛市森林整備地域活動支援交付金115万1,000円の増額補正につきましては、こちらが森林経営計画を作成する際の各種調査、また取り組む経費、また作業道等の簡易な改良に対して支援を行うものとなっております。

今回の補正予算につきましては、宿毛市森林組合、高知県森林整備公社が、山田、還住藪地区で新たに森林経営計画の策定に着手することとなり、また作業道の簡易な改良につきましては、山田、神有地区で実施を行うこととしておりますが、実施面積につきましては、当初予定より減少したものの、交付金制度の変更により、補助単価が増額となったこと等の理由により、今回、増額補正をお願いするものでございます。

次に、宿毛市木材加工流通施設整備事業費補助金100万円でございます。本予算につきましては、当初予算におきまして、宮地造林有限会社の高性能林業機械のプロセッサの導入費用1,993万円に対し、補助率2分の1で、補助金額996万5,000円を予算計上させておりましたが、導入を予定しておりました機械のほうが、モデルチェンジのほうがありまして、200万円増額となったことから、事業費のほうも2,193万円となったということから、増額分に対する補助金100万円のほうの補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） 商工観光課長、8番、浅木議員の質疑にお答えをしたいと思います。

第7款商工費、第1項商工費、6目さくらの里推進事業費、15節工事請負費の大島桜公園広場整備工事費の158万2,000円の増額補正にかかわっての、今後のこの桜公園の維持管理をどうしていくのかという御質問ですけれども、先ほど、松浦議員の質問の中でお答えをしましたが、市のほうで、この158万2,000円で、現地のほうを敷きならし等を行いまして、その工事が進み次第、宿毛ロータリークラブのほうで、まだはっきりした数字については明らかになっていませんけれども、ベンチを設置して、植栽を行いまして、その周辺等草刈りをしていくと。

草刈り等については、年間約4回程度を頑張っていきたいというようなお話をいただいております。

大事なことは、そのほかの大島桜公園全体の管理ですけれども、昨年までは高知県緊急雇用創出の特例基金事業も導入しまして、草刈り等を実施していきましたが、今年度については、その事業もなくなった関係もありまして、当初予算約200万円の委託料を組んで、全体の草刈り作業等、維持管理を図ろうとしているものでありまして、その200万の予算の範囲の中で、整備等を行っていきたくと。

市民の憩いの場所として、何とか整備をしていきたいと思っております。どうか御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） さきにほかの方も質問しておりましたので、漏れた分についてはよくわかりましたが。

まず、60周年記念事業、この問題につつま

しては、確認してみると、60年間のこれについては、規定はないと。60年間分というふうに受け取れましたので、非常に範囲が広がると思います、この選考については大変だろうと思いますが、今後、関係者と協議してもらいたいと。

中には、現存者だけか、それとも故人となった人も功労者の中におられるかもわからないのですが、そこらあたり、これ現存者だけというふうに解釈していいのかわかりませんが、そこだけお聞きします。

○議長（今城誠司君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、8番議員の再質疑にお答え申し上げます。

この60周年記念事業の市民表彰でございますけれども、対象者が、いわゆる存命の方か、もしくは死亡されている方も、既に対象になるのかということでございますけれども、私どものほうは、既に亡くなられている方については想定はいたしておりません。

それともう1点、60年の幅と申し上げましたのは、いわゆる50周年、あるいは40周年で記念表彰を受けた方々が、その後、さらにまた市政の発展にさまざまな御尽力をいただいている方もたくさんいらっしゃるのではないかなと思っています。そういった方を、一度受けた方も排除しないという考え方でございますので、そういう意味で御理解いただきたいと思っております。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 疑問に思った部分の、さきの表彰で、何回も表彰を受けるのかなという疑問を受けとった部分も含めて、御説明いただきましたので、わかりました。

最後に、先ほど、御答弁いただきましたが、この、さくらの里事業も含めて、宿毛市でせっかく、こういういい皆さんの憩いの場等つくられるわけですが、繰り返しになりますけれども、心ないものに傷められると。今度、新田でカメ

ラ初めて設置しましたら、あっちもこっちも、こういうカメラを設置して監視するというのも、なかなか政治的な面、それから個人のプライバシー、そういったものもいろいろ出てきますので、問題あると思いますが、やはり、もし宿毛市民の中でこういうことをしているとしたら、モラルの問題だとも思うわけです。

こういう公共的なものを大事にするような、この、さくらの里推進事業以外にも、そういった各方面に向かって、各分野でこういう破損等がないように、十分な管理ができるように、今後、対策をしていただくよう要望いたしまして、私の質疑は終わります。

どうもありがとうございます。

○議長（今城誠司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） 先ほど、私のほうから、平成25年度までは高知県の緊急雇用事業を利用して整備してきたと申しましたが、勘違いでありまして、平成24年度までということでしたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

済みませんでした。

○議長（今城誠司君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち「議案第1号から議案第7号まで」の7議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。よって「議案第1号から議案第7号まで」の

7議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第8号から議案第18号まで」の11議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、6月19日及び6月20日並びに6月23日、6月24日は休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 御異議なしと認めます。

よって、6月19日及び6月20日並びに6月23日、6月24日は休会することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

6月19日から6月24日までの6日間は休会し、6月25日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時36分 散会

## 議案付託表

平成26年第2回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (3件)	議案第8号 議案第9号 議案第10号	平成26年度宿毛市一般会計補正予算について 平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について 平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
総務文教 常任委員会 (7件)	議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号	宿毛市宅地分譲条例の制定について 宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市税条例等の一部を改正する条例について 宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について 財産の取得について
産業厚生 常任委員会 (1件)	議案第18号	権利の放棄について

平成26年  
第2回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第16日（平成26年6月25日 水曜日）

午前10時 開議

- 第1 議案第1号から議案第18号まで  
（議案第1号から議案第7号まで、討論、表決）  
（議案第8号から議案第18号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）
- 第2 陳情第21号
- 第3 委員会調査について
- 第4 意見書案第1号 手話言語法制定を求める意見書について
- 第5 農業委員の推薦について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から議案第18号まで
- 日程第2 陳情第21号
- 日程第3 委員会調査について
- 日程第4 意見書案第1号 手話言語法制定を求める意見書について
- 日程第5 農業委員の推薦について

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 高倉真弓君  | 2番 山上庄一君  |
| 3番 山戸寛君   | 4番 今城誠司君  |
| 5番 岡崎利久君  | 6番 野々下昌文君 |
| 7番 松浦英夫君  | 8番 浅木敏君   |
| 9番 中平富宏君  | 10番 浦尻和伸君 |
| 11番 寺田公一君 | 12番 宮本有二君 |
| 13番 濱田陸紀君 | 14番 西郷典生君 |

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

- 事務局長 朝比奈淳司君
- 次長兼庶務係長兼調査係長 松本政代君
- 議事係長 柏木景太君

6 出席要求による出席者

市 長 沖 本 年 男 君  
副 市 長 安 澤 伸 一 君  
企 画 課 長 出 口 君 男 君  
総 務 課 長 山 下 哲 郎 君  
危 機 管 理 課 長 楠 目 健 一 君  
市 民 課 長 立 田 ゆ か 君  
税 務 課 長 岩 本 昌 彦 君  
会 計 管 理 者 兼  
会 計 課 長 滝 本 節 君  
保 健 介 護 課 長 児 島 厚 臣 君  
環 境 課 長 佐 藤 恵 介 君  
人 権 推 進 課 長 杉 本 裕 二 郎 君  
産 業 振 興 課 長 黒 田 厚 君  
商 工 観 光 課 長 山 戸 達 朗 君  
土 木 課 長 岡 崎 匡 介 君  
都 市 建 設 課 長 川 島 義 之 君  
福 祉 事 務 所 長 河 原 敏 郎 君  
水 道 課 長 金 増 信 幸 君  
教 育 長 立 田 壽 行 君  
教 育 次 長 兼  
学 校 教 育 課 長 沢 田 清 隆 君  
生 涯 学 習 課 長  
兼 宿 毛 文 教  
セ ン タ ー 所 長 桑 原 一 君  
学 校 給 食  
セ ン タ ー 所 長 山 崎 善 文 君  
千 寿 園 長 山 岡 敏 樹 君  
農 業 委 員 会  
事 務 局 長 岩 田 明 仁 君  
選 挙 管 理 委 員  
会 事 務 局 長 河 原 志 加 子 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（今城誠司君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第18号まで」の18議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号から議案第5号まで」の5議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号から議案第5号まで」の5議案は、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第5号まで」の5議案は、これを承認することに決しました。

これより「議案第6号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第6号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第6号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第7号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第7号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第7号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第8号から議案第18号まで」の11議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（松浦英夫君） 予算決算常任委員長。

本委員会に付託された議案第8号から議案第10号までの3議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、6月19日と6月20日の2日間にわたり、審議を行いました。

その後、6月24日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案3件につきまして、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の御報告がありました。

議案第8号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、11節需用費、ハザードマップ印刷製本費250万円についてであります。

委員からは、作成部数はどれくらいか、またどのような形で配布するのかとの質問に、執行

部からは、1万2,000部であり、地区長を通じて、各世帯へ配布し、公共施設にも置き、さらにホームページ等への掲載による周知を実施する予定であるとの回答がありました。

委員からは、宿毛市に住民登録がない方への広報や、周知方法についても最善の注意を払っていただきたいとの意見が出されました。

同じく第2款総務費、第1項総務管理費、16目開発総合センター・離島センター運営費、15節工事請負費、沖の島開発総合センター屋上雨漏り修繕費550万円についてであります。

委員からは、どのような工事を行うのかとの質問に、執行部からは、沖の島開発総合センターが完成してから20年以上が経過し、最近になって防水シートの劣化による雨漏りをするようになったが、この修繕により、今後20年程度は耐え得るのではないかと。技術的なことについては都市建設課に委託し、事業実施することになるが、担当課としては長期間、施設を維持することができるように、メンテナンスの予算も計画的に計上するよう、努力をしていくつもりであるとの回答がありました。

同じく、第10款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、19節負担金補助及び交付金、宿毛マラソン実行委員会補助金200万円についてであります。

委員からは、宿毛マラソンはペアでハーフマラソンを走るということを特色にしているが、全国的には珍しいものなのか、との質問に、執行部から、宿毛マラソンとは異なる形での、ペア参加型の大会が多少はある。今回、マラソンが復活しても、今までと同じ内容では、人は集まらない。ランナーの方々の意見等を参考にし、いろいろな形で違うことを盛り込んで、注目を集めたいという思いから、また全体的な運営方法の見直しや、フルマラソンでいかに運営を簡略化し、魅力的な大会にするかということで、

このような形となったとの回答がありました。

委員からは、今回の宿毛マラソンは、以前のマラソンに比べ、補助金等も少なくなっているが、マンパワーの部分である市職員がどれくらいかわってくるのか。また、前回のマラソンでは、市職員の人件費として、1,000万円程度がかかっているとの意見が出されました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第8号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算、第5款労働費、第1項労働諸費、1目労働諸費、13節委託料、緊急雇用創出臨時特例基金事業委託料1,047万4,000円の中に含まれるマリレジャー担い手育成事業分391万1,000円については、高知県が広く募集をしており、要望があった事業者に対し、市を通じてダイビング等の担い手を育成するために、人件費や研修費用等を助成する事業であります。

執行部からは、この事業は補助金のような色合いが強く、申し出のあった事業者の事業内容が高知県の要綱に合致していれば、基本的に予算を計上していくという方針である。そのため、宿毛市として、希望する事業を委託して展開するという形には、実態としてはなっていない。ただ、せっかく出された要望でもあり、事業者や県の担当者とも連携をし、軌道に乗せて、具体的な事業として、できるだけ進めていきたいとの説明がありました。

これに対し、委員からは、予算計上について、事業の実効性を含めて、慎重に検討すべきであるとの指摘がありました。

以上で、本委員会に付託されました3議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（今城誠司君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（寺田公一君） 総務文

教常任委員長。

本委員会に付託されました議案第11号から17号までの7議案について、審査結果の御報告をいたします。

議案第11号は、宿毛市宅地分譲条例の制定についてであります。

本案は、宿毛市土地開発公社の解散に向けての取り組みの一環として、平成25年度に本市が宿毛市土地開発公社から購入しました宿毛東団地の宅地の分譲について、条件等を定めようとするものであります。

議案第12号は、宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律に準じ、育児短時間勤務制度を創設しようとするものであります。

職員が小学校就学の開始時期に達するまでの子を養育するために、週38時間45分より短い勤務時間において、希望する日及び時間帯に勤務することができるようにしようとするものであります。

改正目的は、少子化対策が求められる中、職員が職務を完全に離れることなく、長時間にわたる育児と仕事の両立が可能となるよう、育児のための短時間勤務制度を導入するものであります。

議案第13号は、宿毛市育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の育児のための短時間勤務制度を導入するため、必要な事項を定めるものであります。

内容については、育児短時間勤務をすることができない職員、育児短時間勤務の終了後1年以内に、再度の育児短時間勤務ができる特別な事情や、変則勤務職員にかかる育児短時間の形

態、育児短時間勤務の承認等の請求手続、及び承認の取り消し事由を規定し、その整備をするものであります。

議案第14号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、職員の異動に伴い、沖の島地区に勤務する直前まで住居手当の支給を受けていたものが、引き続き、同一の住宅を借り受ける場合は、特殊勤務手当に準ずる手当の支給を受ける期間、支給を受けていた住居手当に相当する額を手当の支給を受ける期間に限り、支給を受けていた手当に加えて当該職員に支給できるように、必要な事項を定めるものであります。

議案第15号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例についてであります。

まず、法人市民税率の引き下げについては、都市部に法人が集中していることから生じる地域間税源の偏在性を是正し、自治体間の財政力格差の縮小を図るため、新たな国税として地方法人税を創設し、その税込額を地方交付税を原資とする税制改正が実施されることに伴う税率改正であります。

具体的には、新たに課税される予定の地方法人税の税率2.6%に見合う分の法人市民税率を、平成26年11月1日以降に事業年度が始まる企業から順次、現行の100分の14.7を100分の12.1に引き下げようとするものであります。

次に、軽自動車税率の引き上げについては、軽二輪、原付等については、平成27年度より新税率を適用し、三輪以上の軽自動車については、平成27年4月2日以降に初年度登録をした車両に対して、平成28年度より新税率を適用しようとするものであります。

この税率引き上げについては、自動車税関連税制のあり方に関する検討会で検討がなされ、

与党税制調査会等での議論を経て、今回の改正となったものであります。

最後に、自然冷媒を利用した冷凍冷蔵機器に対する固定資産税の特例については、地球温暖化の防止に資するため、わがまち特例による課税の特例として、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得された自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍冷蔵機器について、固定資産税の課税標準を3年度分に限り、価格の4分の3を乗じて得た額とする特例措置を創設しようとするものであります。

議案第16号は、宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、宿毛市総合運動公園補助グラウンドを新たに設置し、使用料を定めること、及び利用者から要望が多かった市民体育館武道場使用料について、3分の1面を使用する場合の利用料金を定めようとするものであります。

議案第17号は、財産の取得についてであります。

本案は、宿毛土地開発公社との間で宿毛市西町二丁目76番26ほか6筆の9,803.01平方メートルを、2億6,473万6,260円で取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号を除く6議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査をした結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第15号については、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案7件についての報告を終わります。

○議長（今城誠司君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（野々下昌文君） 産業

厚生常任委員長。

本委員会に付託されました議案1件についての審査結果を御報告いたします。

議案第18号は、権利の放棄についてであります。

本案は、宿毛観光汽船株式会社に関し、宿毛市が損失補償した1億円に対する債務者、元同社代表取締役に対する求償権につきまして、債務者に返済可能な資産もなく、今後においても債権を回収することができる見込みがなく、かつ本年6月29日をもって時効を迎えることになるため、その権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（今城誠司君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第8号から議案第14号まで及び議案第16号並びに議案第17号」の9議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第8号から議案第14号まで及び議案第16号並びに議案第17号」の9議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(今城誠司君) 全員起立であります。

よって「議案第8号から議案第14号まで及び議案第16号並びに議案第17号」の9議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第15号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番浅木 敏君。

○8番(浅木 敏君) おはようございます。

8番議員の浅木です。ただいまから討論を行います。

私が討論を行うのは、議案第15号、宿毛市税条例等の一部を改正する条例案についてであります。

この議案について、先ほど、総務文教常任委員長から、原案を可決したとの報告がありましたが、私は、この委員長報告に反対する立場から討論いたします。

この議案は、委員長報告にもありましたが、この条例改正案、一つには法人市民税の引き下げ、第2には軽自動車等の税率引き上げ、第3には、自然冷媒を利用した冷凍冷蔵機器に対する固定資産税に特例を設け、減税するものであります。

このうち、第1番目の法人住民税法人割税率は、12.1%に引き下げられますが、引き下げた分は地方法人税として徴収され、地方交付税特別会計に繰り入れられるため、企業の実質的負担はこれまでと変わりはありません。

また、3番目の固定資産税は、わずか3年度分ではありますが、減額されますので、評価します。

しかし、2番目の軽四輪車等の税率を大幅に

引き上げようとすることに重大な問題があります。

この引き上げ内容の特徴は、1番目に、軽四貨物自動車で1,000円増税、軽四自家用車等の税金は、現在の年額7,200円から3,600円も引き上げられて1万800円にするなど、大増税であります。

さらに2番目に、新車登録から4年目を迎える年度から、軽四中古車は1万800円の上に、重課税として2,100円も追加し、1万2,900円に引き上げられるものであります。

中古車しか持てない家庭に、なお負担を強化する内容となっております。

3番目に、排気量50CC以下の原動機付バイクは、年間1,000円を2倍に引き上げ、2,000円にされます。新聞、その他バイクで配達する業界に大打撃であるとともに、バイク通学をしている高校生等から、これまでの2倍の税金を徴収することになり、教育負担のさらなる増加にもなるわけであります。

4番目に、現在でも課税それ自体に批判の多い農耕作業用のトラクター等の税金まで、年額最低400円、最高で1,200円も引き上げる不当なものであります。

今回の条例改正案の原因になっているのは、今年の3月20日に、日本共産党、社民党、民主党、維新、みどりの党など、5野党が反対する中、自民党や公明党など与党が強行成立させた地方税法の一部を改正する法律によるものであります。

現在、日本国内における軽自動車の普及状況は、新車販売台数で4割近いシェアを占めており、特に地方部において普及しています。

その背景には、長期にわたる所得低迷の中で、価格や、税を含めた維持費が安い軽自動車の需要は高くなっていることにあります。

とりわけ、公共交通の衰退が続く地方部では、

1世帯で複数台所有するなど、住民の重要な移動手段となっています。

今回の軽自動車税増税は、雇用や経済の面でも困難を抱える地方部の住民ほど、負担増の影響が大きくなります。

今、宿毛市民の中には、狭い道でも乗りやすい、小回りがきくなど、使い勝手のよさから軽四輪自動車に乗っている方もおりますが、普通車に乗りたいが、価格や税金など維持費が高いから、軽四輪で我慢している方もおられます。

このように、今回の軽四輪などへの増税は、宿毛市など、地方で暮らす住民への税負担を強化するとともに、地方の住民の暮らしの必需品に対する増税であります。

さらに、新車登録から14年目を迎える年度から、中古軽四輪車には追加課税をすることになっており、軽四乗用車では、2,100円もの重課税が課され、年額1万2,900円にされます。これも新車が欲しい、でも家計の都合で中古車しか持てないと嘆く低所得者への負担を強化するものであります。

政府が、このたびの軽四輪車への増税を強行した背景には、自動車業界の要望に応じて自動車販売時にかかる自動車取得税を引き下げたための財源補充であります。

今回の引き下げは、自動車取得税率のみとなっていますが、与党の税制大綱には、消費税を10%にする2016年には、自動車取得税を全廃する予定が盛り込まれております。

その減収分は、増額する消費税で賄うのか、再び自動車税を引き上げるのかは定かではありません。

日本共産党は、こうした自動車業界の要望に応じて、自動車取得税を減税、廃止するそのついで、軽自動車税で賄うことは、国民に対して消費税増税に加えて、二重の負担を押しつけるものであり、国会でも地方議会でも厳しく反対

しているものであります。

宿毛市においても、日々の暮らしに苦しむ市民の多くが、軽四輪車並びにバイクや農耕作業機械に対する増税に遺憾の声を上げています。

地方自治体は、国政の下請機関ではありません。国の悪政から地方住民の暮らしを守る防波堤の役割を果たすことが大きな役割であります。

国の悪政を丸ごと宿毛市民に押しつけるこの条例議案に、私は断固反対するものであります。

多くの皆さんの御賛同を求め、私の討論を終わります。

**○議長（今城誠司君）** 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（今城誠司君）** 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第15号」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（今城誠司君）** 起立多数であります。

よって「議案第15号」は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第18号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

**○議長（今城誠司君）** 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第18号」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（今城誠司君）** 起立多数であります。

よって「議案第18号」は、原案のとおり可

決されました。

日程第2「陳情第21号」を議題といたします。

これより「陳情第21号」について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

**○産業厚生常任委員長（野々下昌文君）** 産業厚生常任委員長。

本委員会に付託されました陳情第21号の審査結果の御報告をいたします。

本陳情は、西町防災避難訓練参加者一同代表の西町区長、西森春寿氏より、604名分の署名をもって提出されたものであります。

内容としては、咸陽保育園と西町地区の大半が海拔の低い土地にあることから、予想される南海地震の津波の危険にさらされ、保護者にとって不安が脳裏から離れることはない。

そこで、西町地区として、高台にある現在の西町五丁目の運動公園に咸陽保育園と区民避難所の建設を求めるものであります。

担当課より、津波浸水地域にある保育園の防災対策に関するプロジェクト会議の方向性等の説明を受けた上で、委員からは、基本的に高台に移転すべきという考え方は理解できるという声がある一方、西町五丁目運動公園に上がる坂道は非常に狭く、傾斜もきつい。現在の咸陽保育園でも、送り迎えの車の混雑が問題になっており、この場所に保育園を建設することは厳しいのではないかと。との意見や、宿毛市のプロジェクト会議でも、最優先課題として咸陽保育園の高台移転を検討している。現時点で移転場所を特定すべきではないのではないかと。との意見がありました。

以上の意見や陳情の趣旨、担当課の説明等を踏まえ、慎重に審査した結果、保育園の移転場所等の特定を求めることはできないが、津波被害から子供たちや区民の命と安全を守るために、

高台移転を求めていく趣旨については十分に理解できるという結論に達し、全会一致で趣旨採択と決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情1件についての報告を終わります。

**○議長（今城誠司君）** 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（今城誠司君）** 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、「陳情第21号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（今城誠司君）** 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第21号については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は、「審査報告書」のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

**○議長（今城誠司君）** 御異議なしと認めます。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

日程第3、「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調

査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4、意見書案第1号「手話言語法制定を求める意見書」の提出についてを議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

6番、野々下昌文君。

○6番(野々下昌文君) 6番、野々下でございます。意見書案第1号について、提案理由の説明をいたします。

本案は、政府に対して手話言語法の制定を求める意見書であります。

手話は、独自の文法体系等を持った言語であり、聴覚障害者にとって大切な情報獲得と、コミュニケーションの手法であります。

この手話を、文字や音声と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場での使用が保障され、社会に自由に参加できることを目指す手話言語法を広く国民に知らせることや、自由に手話が使え社会環境の整備を国に対して求めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長(今城誠司君) これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「意見書案第1号」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 御異議なしと認めます。

よって、「意見書案第1号」は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

日程第5、農業委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

宿毛市山奈町山田5855番地3、今津久雄君、宿毛市平田町戸内2050番地1、西山讓君、宿毛市橋上町奥奈路195番地、濱田頼之君、以上3人を推薦いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 御異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員に、今津久雄君、

西山 譲君、濱田頼之君の、以上3人を推薦することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（沖本年男君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

去る6月10日に開会しました今期定例会は、本日までの16日間、議員の皆様方におかれましては、連日、熱心に御審議をいただき、提案申し上げます18議案につきまして、それぞれ原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。

また、今議会を通じお寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

これから暑い季節を迎えますので、どうか健康に留意されまして、より一層の御活躍をされますことを御祈念を申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（今城誠司君） 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、平成26年第2回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前10時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 今城誠司

宿毛市議会副議長 岡崎利久

議員 野々下昌文

議員 松浦英夫

平成26年6月24日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

予算決算常任委員長 松 浦 英 夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第 8号	平成26年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 9号	平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第10号	平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当

平成26年6月19日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

総務文教常任委員長 寺 田 公 一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第11号	宿毛市宅地分譲条例の制定について	原案可決	適 当
議案第12号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第13号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第14号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第15号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第16号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第17号	財産の取得について	原案可決	適 当

平成26年6月20日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

産業厚生常任委員長 野々下 昌 文

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第18号	権利の放棄について	原案可決	適 当

平成26年6月20日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

産業厚生常任委員長 野々下 昌文

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第21号	咸陽保育園と区民避難所の高台移転について	趣旨採択	趣旨妥当

平成26年6月19日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

総務文教常任委員長 寺 田 公 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件   (1) 総合計画の策定状況について
- (2) 行政機構の状況について
- (3) 財政の運営状況について
- (4) 公有財産の管理状況について
- (5) 市税等の徴収体制について
- (6) 地域防災計画について
- (7) 教育問題について
- 2 理 由   議案審査の参考とするため

平成26年6月19日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

産業厚生常任委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 農林水産業の振興対策状況について  
(2) 商工業の活性化対策状況について  
(3) 観光産業の振興対策状況について  
(4) 市道の管理状況について  
(5) 環境、保健衛生の整備状況について  
(6) 下水道事業の運営管理状況について  
(7) 保育施設の管理状況について  
(8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成26年6月24日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

議会運営委員長 中 平 富 宏

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 議会の運営に関する事項
  - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
  - (3) 議長の諮問に関する事項
  - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

手話言語法制定を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成26年6月25日提出

提出者	宿毛市議会議員	野々下	昌文
賛成者	宿毛市議会議員	山戸	寛
〃	〃	岡崎	利久
〃	〃	松浦	英夫
〃	〃	浦尻	和伸
〃	〃	濱田	陸紀
〃	〃	西郷	典生

宿毛市議会議長 今城誠司 殿

説明 口頭

手話言語法制定を求める意見書

手話は、日本語を音声ではなく手指や表情に変えて表現していると思われがちであるが、本来は独自の語彙や文法体系を持っている言語である。音声聞こえない、音声で話すことができないなど聴覚障害者にとって、日常生活を営む上で、手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手法である。

これまで、平成18年12月に国連総会において、障害者権利条約が採択され、平成20年に発効された。同条約第2条には、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。

平成23年8月に改正された障害者基本法第3条には「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところである。

さらに、同法の第22条には国、地方自治体に対して情報保障施策を義務づけていることから、手話が文字や音声と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す、手話言語法を広く国民に知らせていくことや、自由に手話が使え社会環境の整備を国として実現する必要がある。

よって、政府においては、上記の内容を盛り込んだ、手話言語法を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日

高知県宿毛市議会議長 今 城 誠 司

衆 議 院 議 長 殿  
参 議 院 議 長 殿  
内 閣 総 理 大 臣 殿  
厚 生 労 働 大 臣 殿

一 般 質 問 通 告 表

平成26年第2回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	3番 山戸 寛君	1 学校建設場所の評価について（教育長） 2 小深浦への学校移転に対する対象地域の意識について（教育長） 3 高台用地確保に要する費用とその財源について（市長） 4 耐震化後の宿毛小学校について（市長）
2	7番 松浦英夫君	1 防災対策について（市長） (1) 保育園の防災対策について (2) 私立保育園の防災対策について (3) 保育園の防災対策について (4) 変電所の移転問題について 2 市道の整備について（市長） (1) 貝塚と四季の丘間の整備について (2) 廻角橋の改修について 3 まちの活性化対策について（市長） (1) スポーツによるまちづくりについて (2) 温泉施設の建設について (3) スポーツ振興室の機能強化について 4 沖の島学校給食センター問題について（教育長）
3	6番 野々下昌文君	1 本市の環境対策について（市長） (1) 小型廃家電のリサイクルについて ア 市長の認識について イ 本市の現状について ウ 今後の取り組みについて (2) LED照明の導入について ア 公共施設への導入の現状について イ 今後の取り組みについて ウ リース方式による導入について (3) バイオマス発電事業について ア ホワイトペレット事業、発電事業の操業時期について イ ホワイトペレットの生産状況と県内消費に占める割合について ウ 自伐林家等からの木材の受け入れ態勢について 2 鳥獣被害対策について（市長） (1) イノシシ、シカ、サルそれぞれの被害状況について (2) サルによる被害対策について

4	8 番 浅木 敏君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）  (1) 宿毛湾港の潜水艦基地化について  (2) 集团的自衛権行使容認への対応について</p> <p>2 身体障害者等への施策について（市長）  (1) 意思疎通支援事業について  (2) パーキングパーミットについて</p> <p>3 四国8の字道路について（市長）  (1) 現在の進行状況と今後の見通しについて  (2) 中村宿毛道路の和田小森へ建設するインターチェンジ周辺工事について</p>
5	1 1 番 寺田公一君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）  (1) 宿毛マラソンの現状とこれからの予定について  (2) 職員採用と配置について</p> <p>2 教育行政について（市長、教育長）  (1) 再編計画と耐震化について</p>
6	1 3 番 濱田陸紀君	<p>1 宿毛小学校の改築について（市長、教育長）  (1) 避難行動要支援者（高齢者、身障者等）への対応について  (2) 学校整備についての文科省の指針改定について  (3) 臼杵小学校PTAの取り組みについて</p> <p>2 宿毛橋、高石橋への照明施設の整備について（市長）</p> <p>3 手押しポンプの設置について（市長）  (1) 学校、公園への手押しポンプの設置について  (2) 一般家庭への助成制度の創設について</p>

平成26年第2回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	6月25日	承 認
第 2 号	専決処分した事件の承認について	6月25日	承 認
第 3 号	専決処分した事件の承認について	6月25日	承 認
第 4 号	専決処分した事件の承認について	6月25日	承 認
第 5 号	専決処分した事件の承認について	6月25日	承 認
第 6 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月25日	同 意
第 7 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月25日	同 意
第 8 号	平成26年度宿毛市一般会計補正予算について	6月25日	原案可決
第 9 号	平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	6月25日	原案可決
第10号	平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	6月25日	原案可決
第11号	宿毛市宅地分譲条例の制定について	6月25日	原案可決
第12号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	6月25日	原案可決
第13号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	6月25日	原案可決
第14号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	6月25日	原案可決
第15号	宿毛市税条例等の一部を改正する条例について	6月25日	原案可決
第16号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について	6月25日	原案可決
第17号	財産の取得について	6月25日	原案可決
第18号	権利の放棄について	6月25日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 2 1 号	咸陽保育園と区民避難所の高台移転について	6 月 2 5 日	趣旨採択